キラリ　のぎ　プラン

第８次野木町総合計画

〖後期基本計画〗

小規模特認校佐川野小学校児童によるＳＤＧｓ普及活動

栃木県　野木町

第８次野木町総合計画

「キラリのぎプラン」の策定にあたって

野木町長　真瀬　宏子

本町は、明治22 年の町村制施行以来、一度も合併を経験しない町として歩んでまいりました。ＪＲ野木駅を中心とした住宅街と緑豊かな周辺田園地帯が程良く調和した、自然溢れる住みやすい町であり、東京まで60 ㎞という恵まれた立地条件から、大都市のベットタウンとして目覚しい発展を遂げました。

しかし、近年では、人口減少や少子高齢化、大規模自然災害の頻発など、複雑多岐にわたる課題に直面しております。本町においても、これらの社会問題に的確に対応し、持続可能な行財政運営を行っていく必要があります。

このような中、本町では、まちづくりの理念である「やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち」に基づき、「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を将来像として掲げ、この将来像の実現に向かって、「小さくてもキラリと光るまち」をキャッチフレーズに、分野別計画に位置づける各施策を推進しているところです。

また、社会的課題に向けた国際的目標であります、ＳＤＧs（持続可能な開発目標）や、５Ｇなどの情報通信技術、さらには国土強靭化地域計画に基づいた防災対策の強化、新型コロナウイルス感染症対応策等を図りながら、総合的かつ計画的な施策の実施に取り組んでまいります。

その中で特に重点的・戦略的に取り組んでいく施策である「安全安心のまちづくり」、「少子高齢化対策」、「町の活性化策」を３重点施策とし、今後も、町民の皆様に「野木町に住んでよかった」「これからも野木町に住み続けたい」と実感していただけるまちを「オール野木」で取り組んでいければと思っております。やさしさ溢れる「花とレンガのまち野木町」として町内外に発信できればと思っておりますので、町民の皆様の引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました野木町まちづくり推進会議及び野木町振興計画審議会並びに町議会議員の皆様のご指導とご協力に心より感謝申し上げますとともに、今後の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、策定にあたっての御礼とさせていただきます。

令和３ 年３ 月

目次

Ⅰ　はじめに……1
第１章　計画の策定にあたって……2
１．計画策定の趣旨と目的……2
２．計画の構成と期間……3
第２章　計画の前提条件……4
１．野木町の現況……4
２．野木町を取り巻く状況と課題……6
３．町民の意識……12
Ⅱ　基本構想……15
第１章　町の将来像……16
１．まちづくりの理念……16
２．町の将来像……16
３．将来人口フレーム……17
４．土地利用構想……18
第２章　施策の大綱……20
１．横断的目標……20
２．基本目標……21
Ⅲ　基本計画……23
施策体系……24
第１章　３重点施策……26
第２章　施策分野別計画……27
横断的目標　ともに主体性を持って協力し合えるまち……27
後期基本計画からの新たな視点……28
基本目標１．人を育み生きる喜びがあふれるまち……30
基本目標２．自然と共生したうるおいのあるまち……44
基本目標３．支えあい、心ふれあうやさしいまち……60
基本目標４．活力に満ちたのびゆくまち……76
第３章　総合計画の推進に向けて……96
１．行財政基盤の安定……96
２．多様な主体との連携……97
３．市町村合併の研究……97
４．総合計画の進行管理……97
５．野木町総合戦略との関係……97
資料編……98
１．基本計画分野別計画におけるまちづくり指標……99
２．関連計画一覧（令和３年３月現在）……104
３．計画策定の経過……105
４．アンケート調査結果の概要……107

町の鳥「ふくろう」

Ⅰ　はじめに

町の花「ひまわり」

町の木「えんじゅ」

第1章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨と目的

本町は、栃木県の南の玄関口として、利便性の高い恵まれた立地条件に加え、良好な居住環境や大規模な宅地造成などを背景に発展してきました。また、渡良瀬遊水地や野木町煉瓦窯といった魅力ある地域資源に囲まれて豊かな暮らしを築いてきました。

しかしながら昨今の我が国では、急激な人口減少と超高齢化社会への対応、東京圏への人口の過度な集中が社会問題化されているため、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした地方創生の取り組みが重要となっています。また、多くの命が失われた平成 23 年の東日本大震災以降、平成 27 年９月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風など、大規模な災害が多発しており、防災への意識が高まっています。このように自治体を取り巻く社会情勢は日々、急速に変化しており、これまで以上に迅速な対応が求められています。

このような中で、町民がより豊かで充実した暮らしを継続していくためには、町民と行政が一体となって、地域の資源と限られた財源を最大限に活用しながら、本町の特性を活かしたまちづくりを展開する必要があります。

以上のような状況を踏まえ、自律的で持続的な町政運営を実現するための経営指針として、目指すべき将来像と、その実現に向けた取り組みを示した総合計画を策定しました。

2．計画の構成と期間

（1）計画の名称

本計画の名称は、第８次野木町総合計画「キラリのぎプラン」とします。

（2）計画の構成

この計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」とします。

基本構想《期間：平成 28 年度から令和 7 年度：10 年間》
まちづくりに対する基本理念を提示し、目指すべき将来像を描き、その達成のために必要な施策の大綱を定めた行政運営の指針となるもの。

前期基本計画《期間：平成 28 年度から令和 2 年度：5 年間》
後期基本計画《期間：令和 3 年度から令和 7 年度：5 年間》
基本構想を実現するための分野別の主要な施策を示すもの。

実施計画《期間：平成 28 年度から令和 7 年度まで 2 か年の計画》
基本計画で示した施策を具体的に実施していくための計画であり、２か年を計画期間として、ローリング方式により年度毎に調整・見直しを行う。

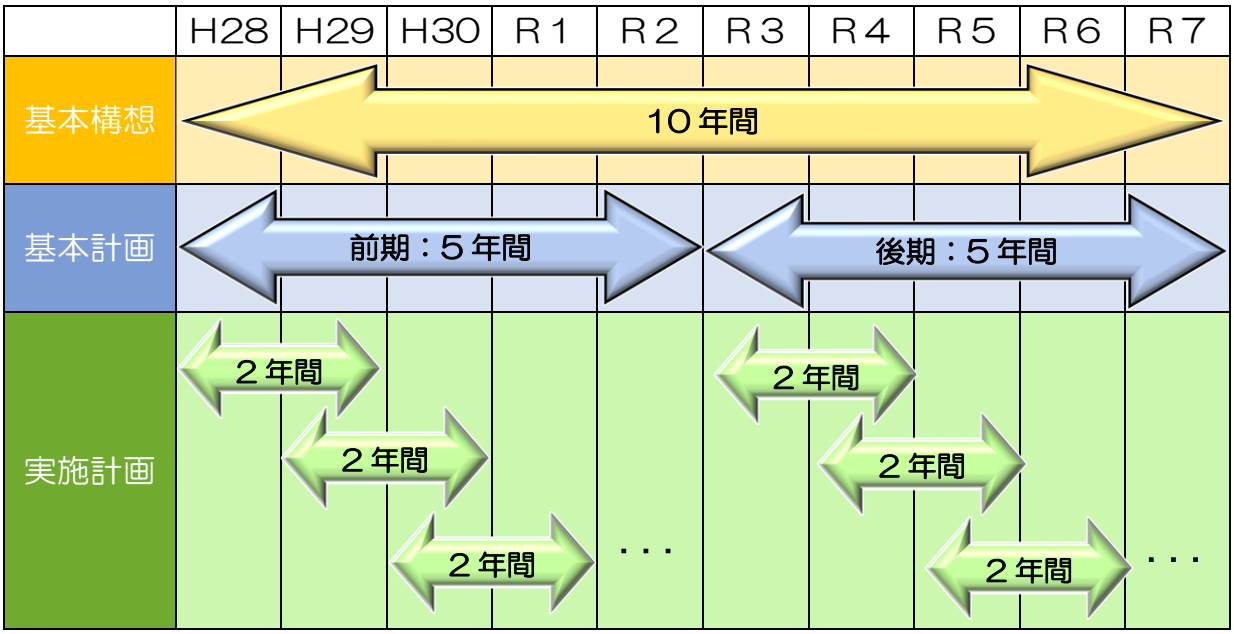

1．野木町の現況

（1）町の概況

① 位置

野木町は、関東平野のほぼ中央、栃木県の最南端にあり、東京から 60km 圏、宇都宮から 40km 圏に位置しています。東西約 9.4km、南北約 6.8km、面積 30.27 ㎢の町域を有し、北及び東側に小山市、西側に栃木市、南側に茨城県古河市と隣接する県境の町です。

＜野木町の位置＞

② 地勢・気候

野木町の地形は、北側から南側に緩やかに傾斜しておりますが、概ね平坦であり、大部分が関東ローム層からなる肥沃な土地です。町の西側には、思川や渡良瀬遊水地といった広大な自然環境を有しています。

年間を通して、比較的温暖な気候にありますが、内陸部特有の寒暖の差が大きい傾向にあります。

このように、風土・気候ともに恵まれた条件のもと、米・麦・果樹・施設園芸などの農業が盛んです。

③　道路・交通

野木町の道路網は、南北方向に国道４号線、近隣都市を新４号国道や国道 125 号、国道 50 号が走り、良好な交通ネットワークが形成されています。

鉄道網は、JR 宇都宮線野木駅を有しており、東京まで約 70 分、宇都宮まで約 40 分、東北新幹線小山駅まで僅か 10 分であり、駅を中心として現在の市街地が形成されています。

この恵まれた交通条件等を背景とした宅地開発や企業進出により、都市化が進んできました。

（２）町の地域資源

野木町には、自然資源として、ラムサール条約登録湿地である壮大な渡良瀬遊水地、光り輝く思川、ホタル舞い飛ぶ“のぎ水辺の楽校”、緑豊かな平地林、のどかな田園風景などがあります。また、町の花ひまわりをはじめとした四季折々の花々がまちを彩ります。

歴史資源としては、約 1600 年前の創建といわれる県指定文化財の野木神社や、国の重要文化財に指定されており日本で唯一ホフマン式輪窯の原型をとどめている野木町煉瓦窯など、多くの文化財や史跡、社寺等が点在しています。

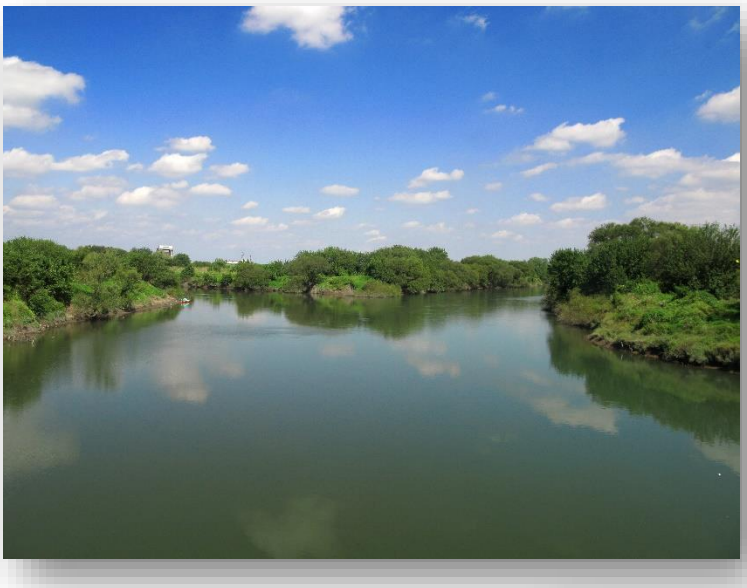

野渡橋から覗く思川と渡良瀬川の合流地点

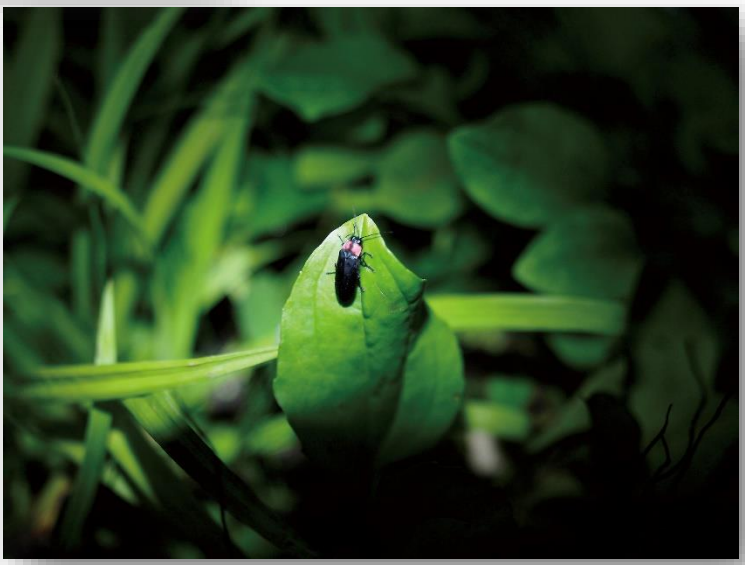

水辺の楽校に舞い飛ぶホタル

2．野木町を取り巻く状況と課題

（１）人口減少下における持続可能なまちづくり

我が国の総人口は、平成２３年以降減少傾向が続いており、本格的な「人口減少時代」に突入しました。人口減少が続けば、労働力の低下や税収の減少などによる経済への影響だけでなく、地域コミュニティの担い手の減少などにより、自治体の経営が困難になる可能性があります。このようなことから、国では平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、各地域によるそれぞれの特性を活かした自律的で持続的な社会の創生を図っています。

野木町の令和２年の人口は 25,020 人（令和２年 10 月栃木県毎月人口調査）であり、近年は民間の宅地開発などにより、人口の減少幅が鈍化しているものの、５年前の平成２７年より約 0.10%減少しています。このような状況を踏まえ、町外からの移住者の増加や若者の町外への流出防止、空き家対策などにより急激な人口減少に歯止めをかけていくとともに、人口減少下にあっても、町民が安全・安心、快適にいきいきと暮らせる持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

＜人口の推移＞

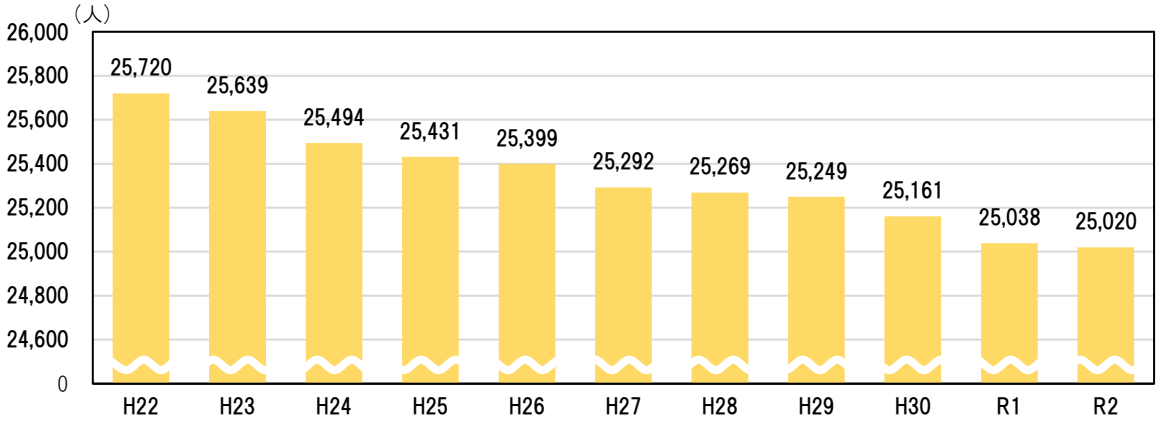

資料：H22、H27 は国勢調査確定値、それ以外は毎月人口調査の数値

＜人口増減率の推移＞

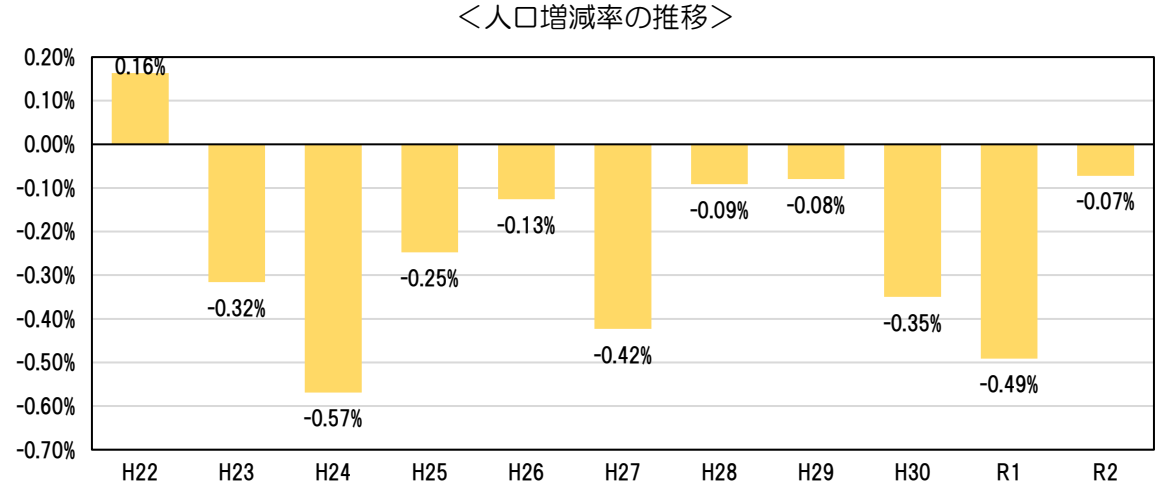

資料：H22、H27 は国勢調査確定値、それ以外は毎月人口調査の数値

（2）少子高齢社会における魅力ある住環境づくり

我が国の令和元年の高齢化率は 28.4%(高齢社会白書)、合計特殊出生率は 1.36(人口動態統計)であり、未婚率の上昇や晩婚化・晩産化、平均寿命の伸長に伴い、少子高齢化が急速に進んでいます。

野木町の高齢化率は 32.6%(毎月人口調査)で、国の値を上回っており、5 年前の平成 27 年より 5.8 ポイント上昇し、高齢化は厳しさを増しています。また、年少人口(0～14 歳)も減少傾向にあり、併せて平成 30 年の合計特殊出生率は 1.33(栃木県保健統計年報)で、国の値を 0.03 ポイント下回っています。

このような中で、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、安心して子育てができる環境づくりなど、魅力ある住環境づくりがより一層必要となっています。

＜年齢３区分別人口割合の推移＞

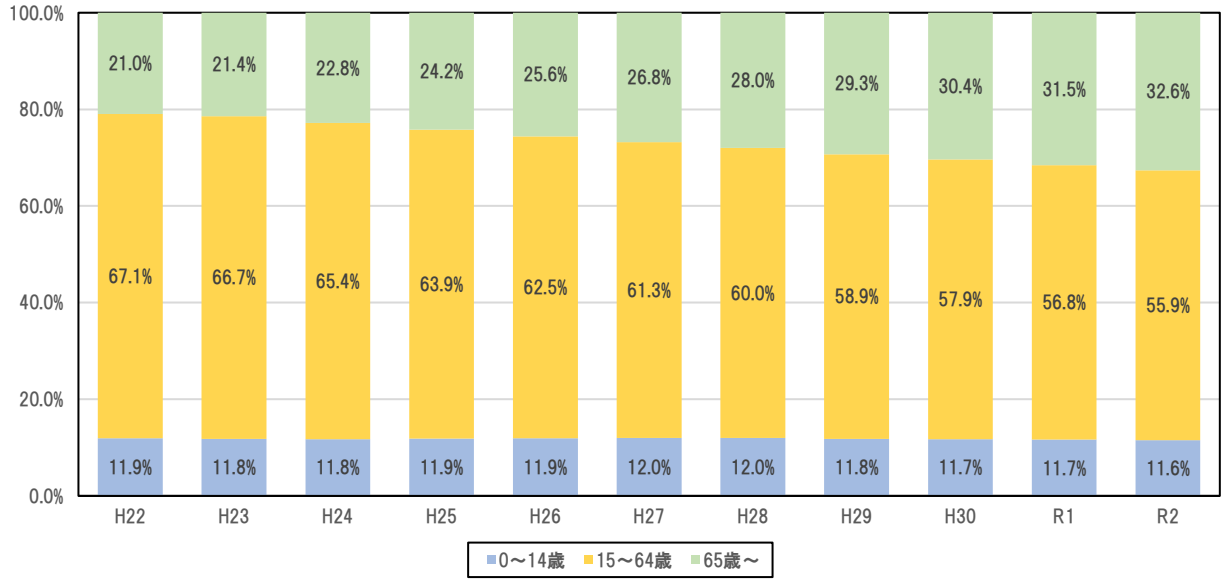

資料：H22、H27 は国勢調査確定値、それ以外は毎月人口調査の数値

＜年齢３区分別人口の推移＞

単位：人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0～14 歳	3,065	3,025	2,991	3,017	3,028	3,013	3,015	2,966	2,938	2,908	2,877
15～64 歳	17,227	17,083	16,651	16,223	15,839	15,414	15,085	14,793	14,482	14,139	13,899
65 歳～	5,383	5,486	5,807	6,146	6,487	6,730	7,034	7,355	7,606	7,856	8,109
総計	25,675	25,594	25,449	25,386	25,354	25,157	25,134	25,114	25,026	24,903	24,885

資料：H22、H27 は国勢調査確定値、それ以外は毎月人口調査の数値

（3）地域資源を活かした地域経済の活性化

我が国では、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化などに対応が求められる中、農業においては人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展や頻発する自然災害などの課題に直面しています。工業では、平成２０年に発生した世界同時不況の影響が未だ見られる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による工場の停止や、雇用への影響が懸念され、先行きの見えない状況が続いています。商業ではインターネット通販やキャッシュレス決済の普及など、より消費者や事業者の利便性が向上している一方で、消費税の増税による消費行動の停滞や、個人商店の衰退等、課題は山積しています。

野木町の産業をみると、農業においては、農家の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕著になっており、特に担い手の確保は大きな課題となっています。工業においては、野木第二工業団地の造成が完了し、誘致企業が決定した中で、更なる企業進出を促進していくことが課題といえます。商業においては、小山市、古河市という拠点性の高い２つの都市に挟まれているため、町内の小規模な商店は成り立つのが困難な状況にありますが、地域の暮らしを守っていく上で、町民の生活に直結する商業を活性化していくことが課題といえます。

このような各産業における課題を一つひとつ解決していくことが重要であり、更には、渡良瀬遊水地や野木町煉瓦窯、ひまわり畑などの地域資源を活かした観光や、国が提唱する「Society5.0」を実現するための技術を活かした起業、知恵や技術を持つアクティブシニアとの連携・協力、野木町の魅力を活かした野木ブランドの創出など、多様な形・方法での産業振興・地域経済の活性化に取り組む必要があります。

＜農家数及び経営耕地面積の推移＞

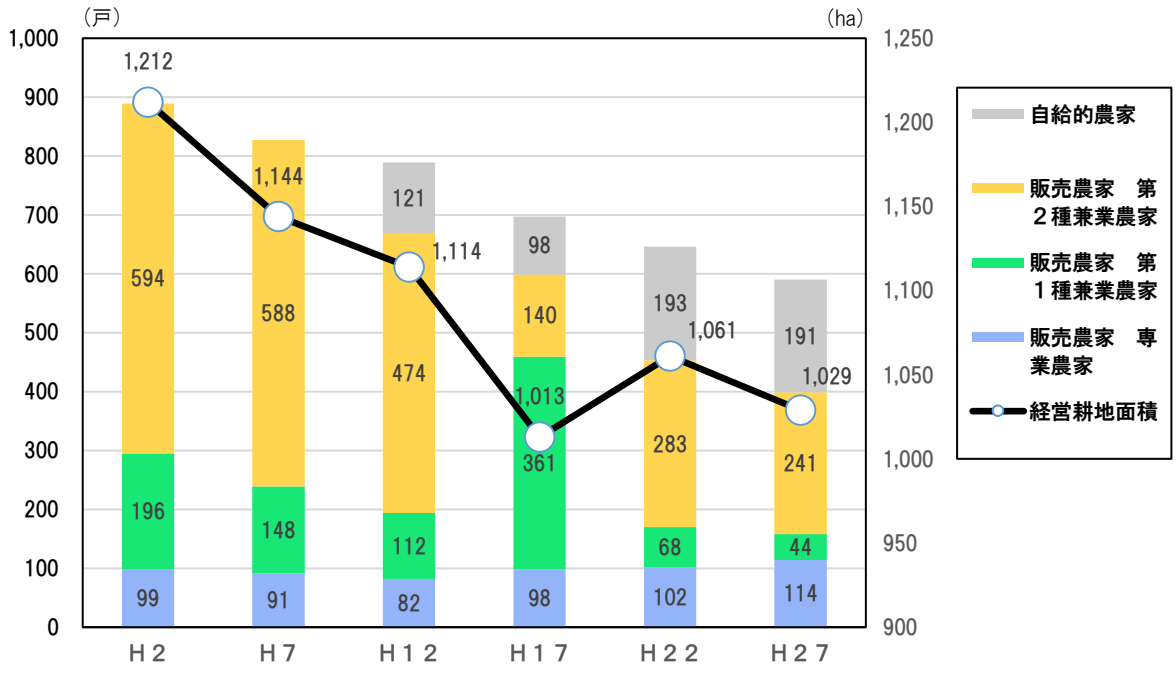

（4）地域が主体となったまちづくり

国及び地方の財政は厳しい状況にあり、加えて、国民のニーズが高度化・多様化する中で、全ての公共サービスを行政のみで担うことは困難となっています。そのため、地域におけるまちづくりにおいては、住民一人ひとりの参画が求められており、特に防災や福祉の分野においては、地域での自助・共助・公助が重要視されています。

また、インターネットをはじめとしたＩＣＴの発達は、ＳＮＳ(social networking service)などによる双方向性のコミュニケーションを可能としており、まちづくりへの新たな参画機会の創出が期待されています。

野木町においても、持続可能な地域づくりに向けて、町民と行政が一体となって、地域での公共サービスに取り組むことが求められます。このような中町では、町民との協働によるまちづくりと、町民が主役のまちづくりの実現を目指して、平成２９年度に「野木町自治基本条例」を制定しました。

今後は特に、野木町の人口構成の中で最も多く、これまで時代を牽引してきたいわゆる「団塊の世代」の方々に、知識や経験を地域社会で存分に発揮していただく役割が期待されています。また、地域での自助・共助・公助によるコミュニティの活性化においては、自治会や区などの地域組織の役割がさらに重要になります。

町民と行政の協働により実施したフラワーカーペット事業

（５）時代の流れと調和したまちづくり

現在、地球環境問題がさらに深刻化や、飢餓・貧困等が世界的に問題化する中で、2015年に国際連合はＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））を国際社会共通の目標として採択しました。ＳＤＧｓでは、「１７の目標」と「１６９のターゲット（具体目標）」により構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っております。

また、情報化社会が加速化する中、国は平成２８年度に策定された「第５期科学技術基本計画において、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を目指す未来社会の姿を、「Society5.0」として提唱し、地方自治体においてもＡＩ、ＲＰＡ等の未来技術の活用が期待されております。

野木町においても、こうした新たな時代の潮流と調和したまちづくりを実現し、町民サービスの向上や持続可能なまちづくりを目指します。

SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の１７の目標と１６９のターゲット

1. **貧困をなくそう**
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

2. **飢餓をゼロに**
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

3. **すべての人に健康と福祉を**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4. **質の高い教育をみんなに**
すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

5. **ジェンダー平等を実現しよう**
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

6. **安全な水とトイレを世界中に**
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7. **エネルギーをみんなに そしてクリーンに**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

8. **働きがいも経済成長も**
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9. **産業と技術革新の基盤をつくろう**
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10. **人や国の不平等をなくそう**
各国内及び各国間の不平等を是正する

11. **住み続けられるまちづくりを**
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12. **つくる責任　つかう責任**
持続可能な生産消費形態を確保する

13. **気候変動に具体的な対策を**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

14. **海の豊かさを守ろう**
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15. **陸の豊かさも守ろう**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16. **平和と公正をすべての人に**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17. **パートナーシップで目標を達成しよう**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（６）自主・自律のまちづくり

国では、地方に対する関与を廃止・縮小したり、事務権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとする地方分権を進めています。このような中、人口減少・少子高齢化等による社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成１１年より市町村合併を積極的に推進してきました。このいわゆる「平成の大合併」により、全国に３，２３４(平成７年４月)あった市町村は、１，７２４(令和２年１２月)まで減少しています。

野木町は、明治２２年の町村制施行以来、合併を経験しない町として今日まで歩んでまいりましたが、人口減少・少子高齢化社会や厳しい社会経済情勢の中で、これまで以上に自主・自律のまちづくりが求められています。町民と行政のお互いの顔が見えやすい県内で一番コンパクトな町域、栃木県の南の玄関口としての立地、ＪＲ野木駅を中心とした住宅街と緑豊かな田園風景の程良い調和など、野木町の特長を活かし、町民、行政、企業など様々な主体が連携した、創意工夫による独自性のあるまちづくりに取り組み、地域として価値を創造していく力（＝地域力）を醸成していくことが重要となっています。

恋人の聖地として認定された野木町煉瓦窯

3．町民の意識

令和元年１２月に実施した「町民アンケート」（有効回収数：1,165、回収率 38.8%）では、多くの町民の方からご意見を頂きました。前回（平成 26 年 10 月）実施したアンケート調査（有効回収数：1,198、回収率 40.0%）との回答傾向の比較を行い、今後のまちづくりに向けたポイントを整理しました。

（１）安全・安心に対する意識の高まり

野木町が進めているまちづくりの今後の重要度において、「重要である」、「やや重要である」と回答のあった項目は、「安全安心のまち・防災対策、防犯対策、交通安全対策」が最も多く、ついで「福祉のまち・高齢者福祉の充実、社会福祉の充実」、「快適なまち・都市計画の推進、生活環境の充実、交通ネットワークの整備」に多くのご意見が寄せられました。

近年の自然災害の多発や、高齢化社会への的確に対応し、町民が安全・安心で豊かに暮らせるまちづくりを進めることが重要となっています。

＜まちづくりに対する今後の重要度＞

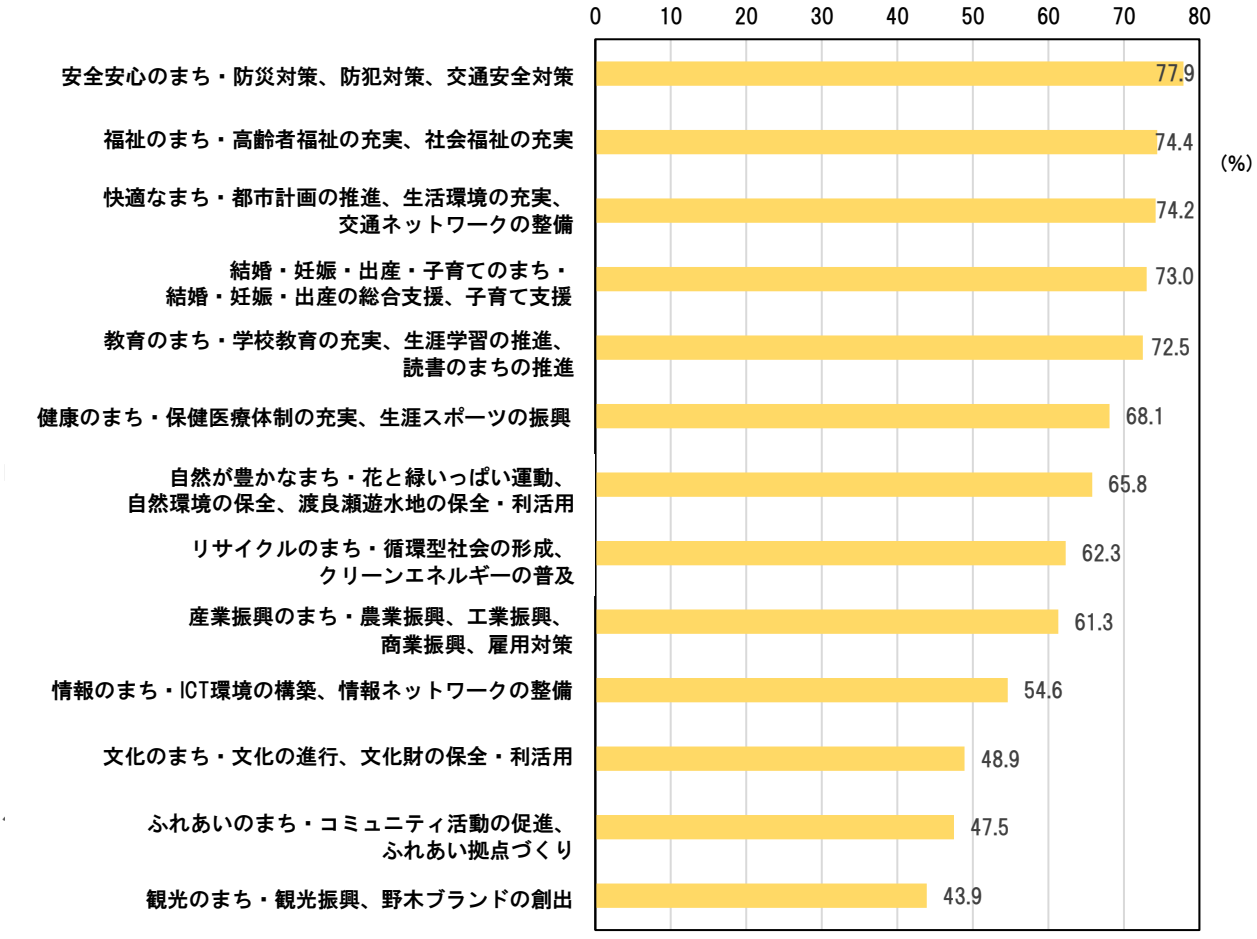

（2）町民との協働のまちづくり

協働のまちづくりを進めるうえでの町民と行政が担う役割について、各設問を通じて「町民と行政が連携して取り組むべき」という意見が多く、中でも「子どもや青少年の健全育成を図る活動」や「交通安全や防犯などの地域の安全を図る活動」、「ごみの減量を促す活動やリサイクル活動」において、町民と行政の連携が求められています。

今後も、町民がまちづくりに関われる制度や機会を創出していくとともに、連携できる分野については協働により取り組んでいくことが重要です。

＜協働のまちづくりを進めるうえでの町民と行政の役割＞

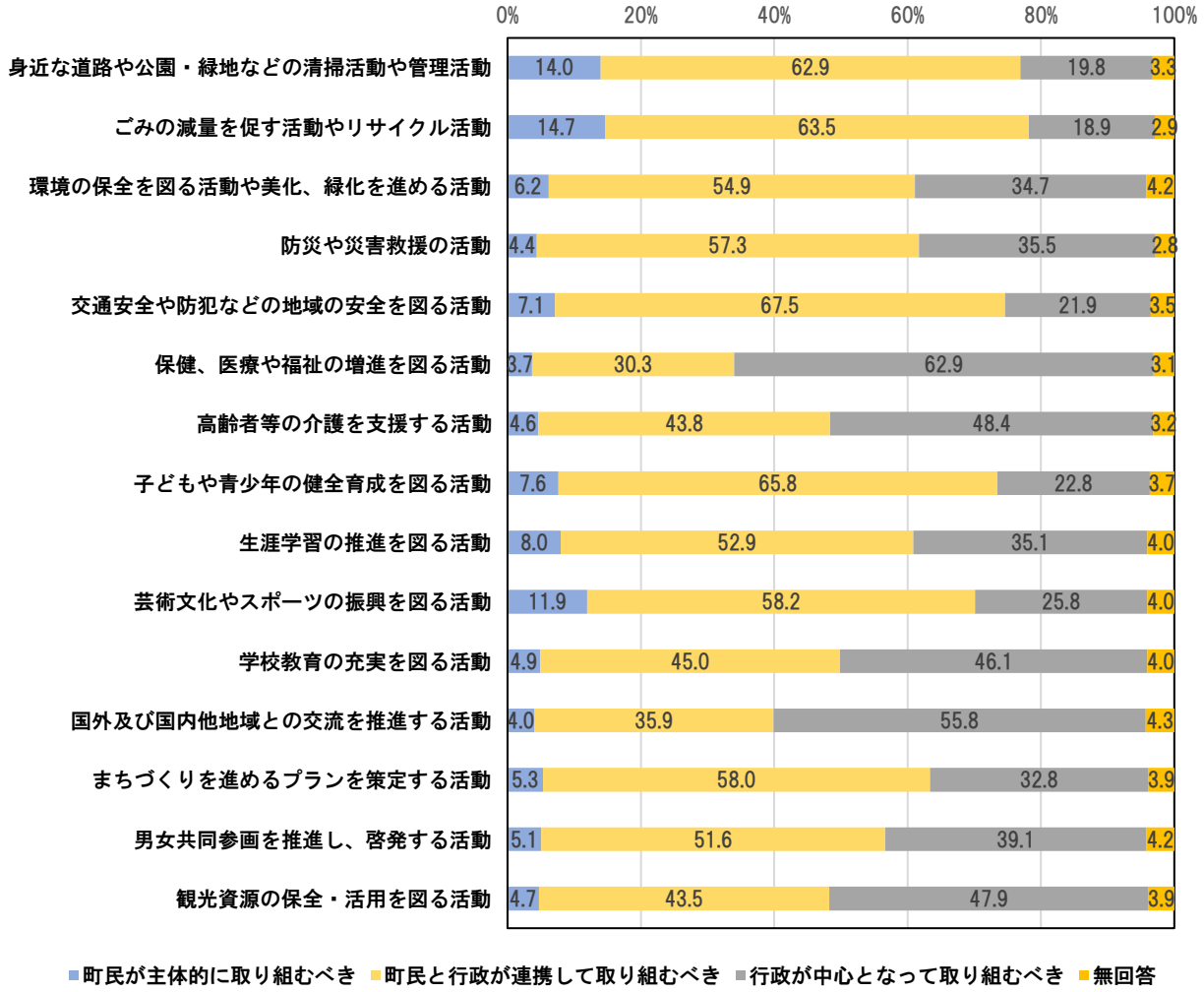

（3）情報の取得に対する変化

情報を得るための手段として有効な方法について、「県や町の広報誌」、「インターネット」の回答が増加し、「テレビ」や「新聞」が減少しており、身近な情報や簡易に情報を受け取れる手段の有効性が広がっています。

また、「町のホームページ、フェイスブックまたはツイッターを見たことがあるか」では、「ある」がもっと多く、前回調査よりも増加しています。さらに、「行政申請のインターネット利用」においても、「利用したことがある」が前回より増加しています。

これらのことから、町の情報をいち早く、正確に町民に提供できるよう、引き続き町広報、ホームページやＳＮＳ（social networking service）の活用及び情報拡充を図り、情報発信の一層の強化が必要となります。

＜情報を得る手段として有効と思う方法（複数回答）＞

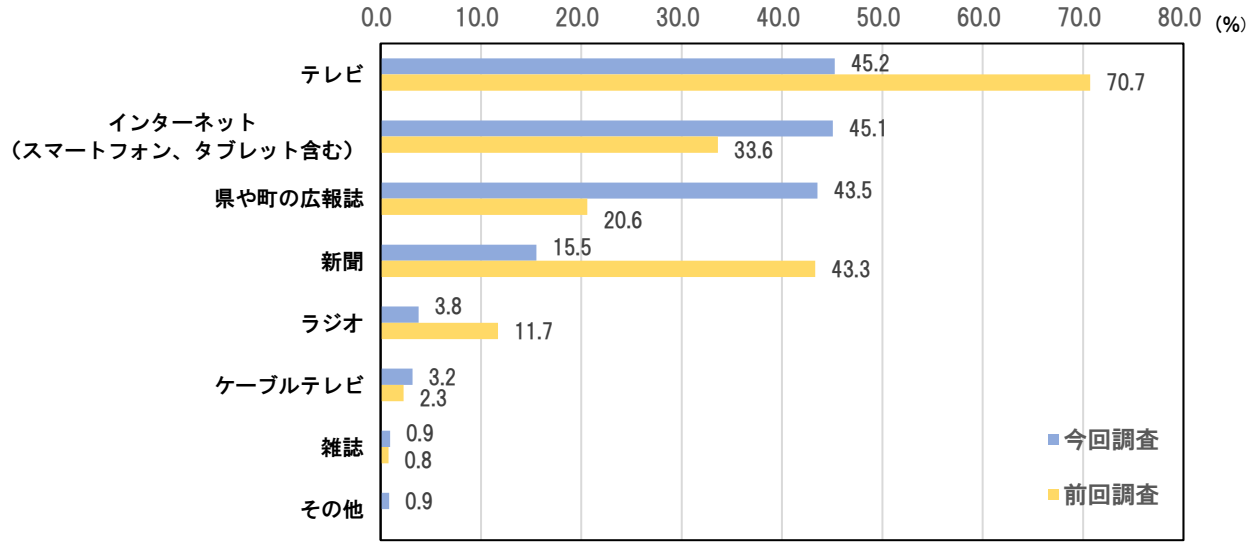

＜町のホームページ、フェイスブックまたはツイッターを見たことがあるか＞

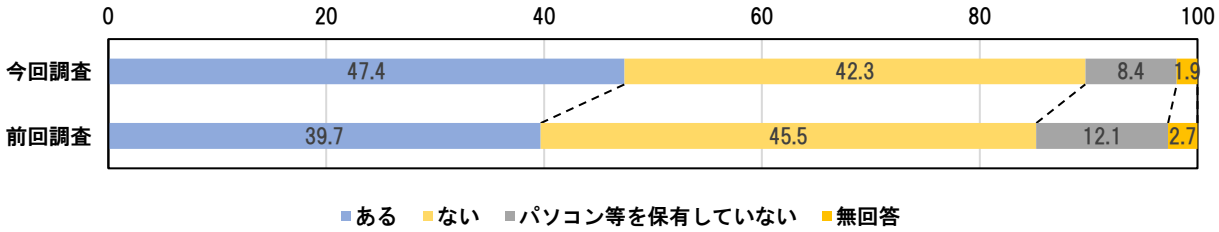

＜行政申請のインターネット利用＞

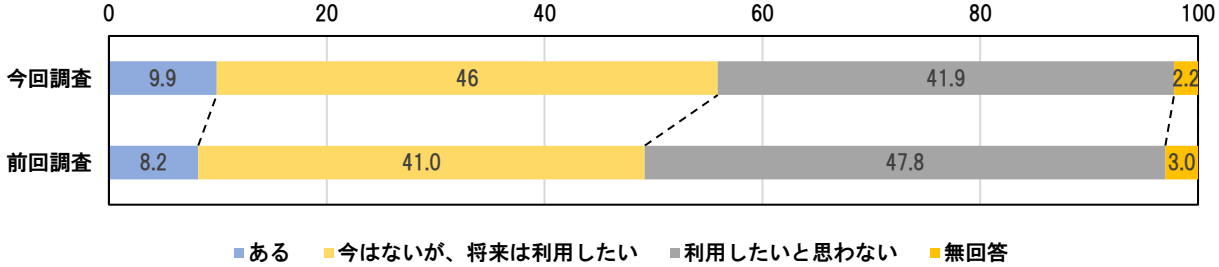

町の鳥「ふくろう」

Ⅱ　基本構想

＜平成 28 年～令和７年度＞

町の花「ひまわり」

町の木「えんじゅ」

1．まちづくりの理念

町民と行政が共有すべき、まちづくりの基本的な考え方である以下の“まちづくりの理念”に基づき、本計画を策定します。

【人間性の尊重】
すべての町民が平等で、人間性を尊重したまちづくり

【自然との共生】
自然と暮らしが調和した、憩いとやすらぎのあるまちづくり

【多様な主体による協働】
多様な主体が、ともに支えあい、助けあい、協力しあうまちづくり

【地域力の育成】
地域の特性を活かし、地域力を高めるまちづくり

【自主自律の精神】
自らがまちづくりの担い手となって行動する、自主自律のまちづくり

2．町の将来像

水と緑と人の和でうるおいのあるまち

私たちのふるさと野木町の、水清らかな思川や渡良瀬遊水地、緑豊かな平地林や田園などの水と緑は、まちの宝物です。この美しく豊かな自然に育まれ、明るくやさしい町民性が醸成されてきました。さらに、小さなまちであるからこそ、助けあい協力しあって人々の和が保たれています。

先人たちが守り伝えてきた、この自然と人との調和がとれた住みよいふるさとを受け継ぎ、すべての町民がうるおいのある喜びに満ちた暮らしが送れるよう**「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」**を将来像として掲げ、その実現を目指します。

３．将来人口フレーム

5 年後【令和 7 年度（2025 年度）】の目標

25,000 人

野木町は、栃木県の南の玄関口という利便性の高い恵まれた立地条件に加え、良好な居住環境や民間開発業者等による大規模な宅地造成などを背景に人口が増加してきました。

しかしながら、全国的な少子化による影響は野木町においても例外ではなく、平成 11 年の 27,080 人（毎月人口調査）をピークに減少傾向に転じ、その後、増減を繰り返しながらも、平成 23 年以降は減少が続いています。今後も人口は、年々加速度的に減少していくことが推測されています。

人口減少は避けては通れない事実ではありますが、急激な減少を抑制するためには、多方面からの要因を精査しつつ、効果的な施策を打ち出していかなければなりません。今後、各種施策を強力に推し進めていくことにより、本計画の目標年次である令和 7 年度（2025 年）において、25,000 人を維持します。

＜人口の推移と目標人口＞

【平成 17 年】25,907 人（H17 国勢調査）

↓

【平成 22 年】25,720 人（H22 国勢調査）

↓

【平成 27 年】25,292 人（H27 国勢調査）

↓

【令和 2 年】25,020 人（R2 毎月人口調査）

↓

【令和 7 年の目標人口】25,000 人

4．土地利用構想

（1） 土地利用の基本方針

【基本方針１】地域の緑地資源を活用したまちづくり

本町が有する地域ごとの豊かな緑地資源を活用したまちづくりを推進し、平地林の保全、親水空間の保全・活用、宅地内の緑化の推進により、野木町の魅力の向上に努めることとします。

【基本方針２】都市の活力向上に資するまちづくり

本町が将来にわたって持続可能な都市として維持・発展していくため、コンパクトなまちづくりの推進、移住・定住の推進により、本町の特性を活かした、都市の活力向上に資するまちづくりを推進します。

（2）地域別の土地利用方針

① 市街地ゾーン

JR 宇都宮線野木駅を中心に形成されている住宅系市街地については、緑豊かでゆとりある低層・戸建住宅地を将来にわたって維持·発展させるため、コンパクトで効率的な土地利用の実現を図ります。

工業系市街地については、周辺地域との共存を図るため、災害時の対策や工場環境の改善を促進するよう指導します。

② 田園ゾーン

緑豊かな田園地域を形成するため、地形条件や景観に配慮し、集落と農地及び平地林で構成される土地利用の保全・維持に努めます。

③ 水辺・親水ゾーン

本町の西側に分布する思川や渡良瀬遊水地といった水辺空間にあわせて、野木神社や野木町煉瓦窯などの歴史的資源を含む地域一体を水辺・親水ゾーンとして位置づけ、野木町の個性を演出するよう努めます。

④　土地利用検討ゾーン

土地利用については、今後次のような地区の検討を行います。

住宅系 土地利用	新規の住宅系土地利用については、市街地に取り囲まれた農地の宅地化の圧力が強まることが予想され、適切な土地利用誘導が求められる地区を対象に、地域住民や関係機関と総合的な調整を図りながら、将来のあり方を総合的に調整し、望ましい土地利用の実現を検討します。
工業系 土地利用	工業系土地利用は、新４号国道とのアクセスが飛躍的に高まることから、既存工業団地周辺へ拡大を検討対象とし、野木町の活性化に資する雇用機会の創設を促進します。
集落系 土地利用	集落系土地利用は、現在開発許可の基準に関する県条例（都市計画法第 34 条第 11 号）を活用して集落地の土地利用運用を行っている野渡地区・佐川野地区に加え、集落地の生活環境の改善やコミュニティの維持を必要とする地区を検討対象とし、野木町全体の持続可能なまちづくりを促進します。
沿道系 土地利用	今後の道路整備により、都市の利便性向上に資する沿道サービス施設等の適切な土地利用誘導が求められる地区を対象に、地域住民や関係機関と総合的な調整を図りながら、周辺環境に配慮した、望ましい土地利用の実現を検討します。

《土地利用構想図》

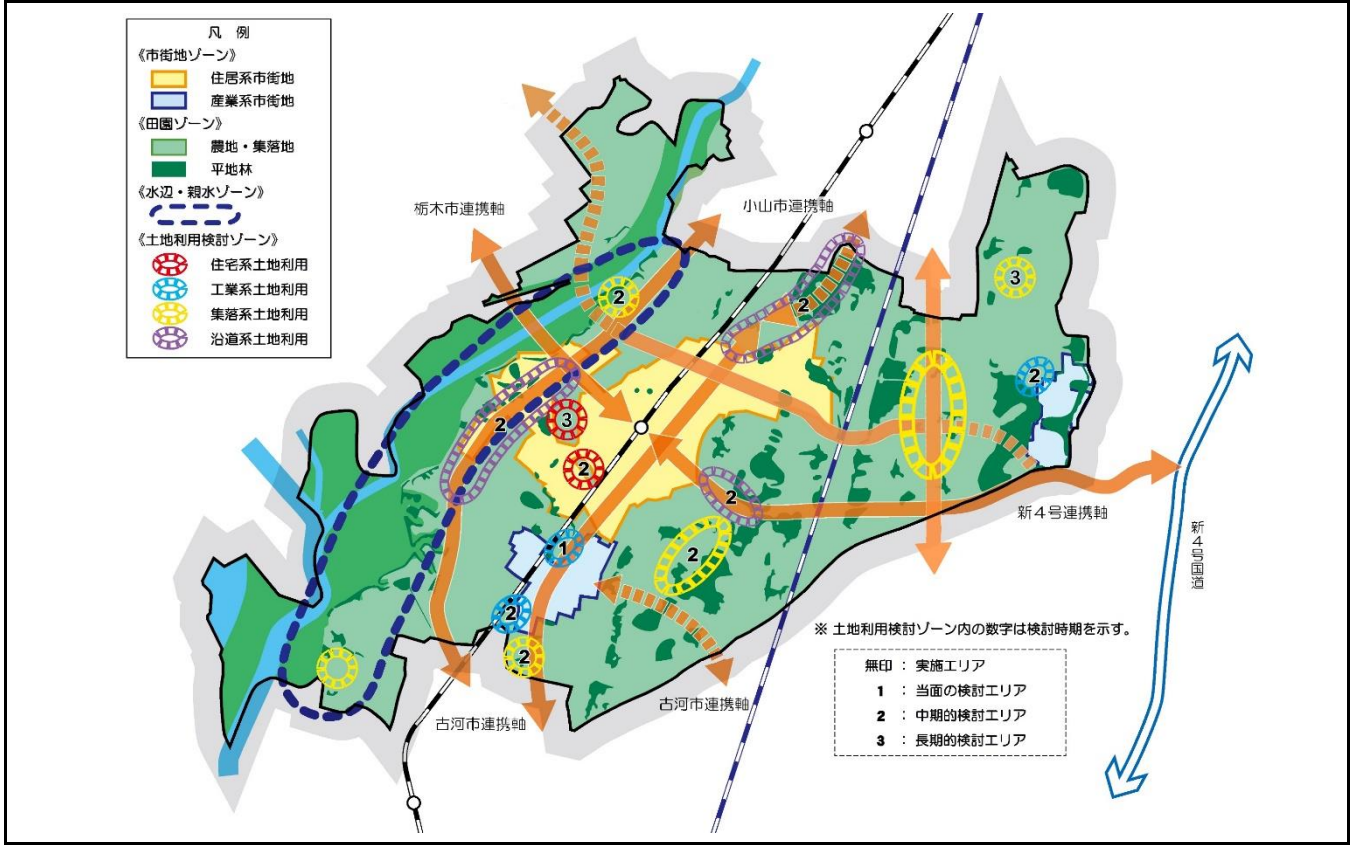

第2章　施策の大綱

将来像の実現に向けて、すべての施策に係わる横断的な目標と、４つのまちづくりの基本目標を次のとおり設定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

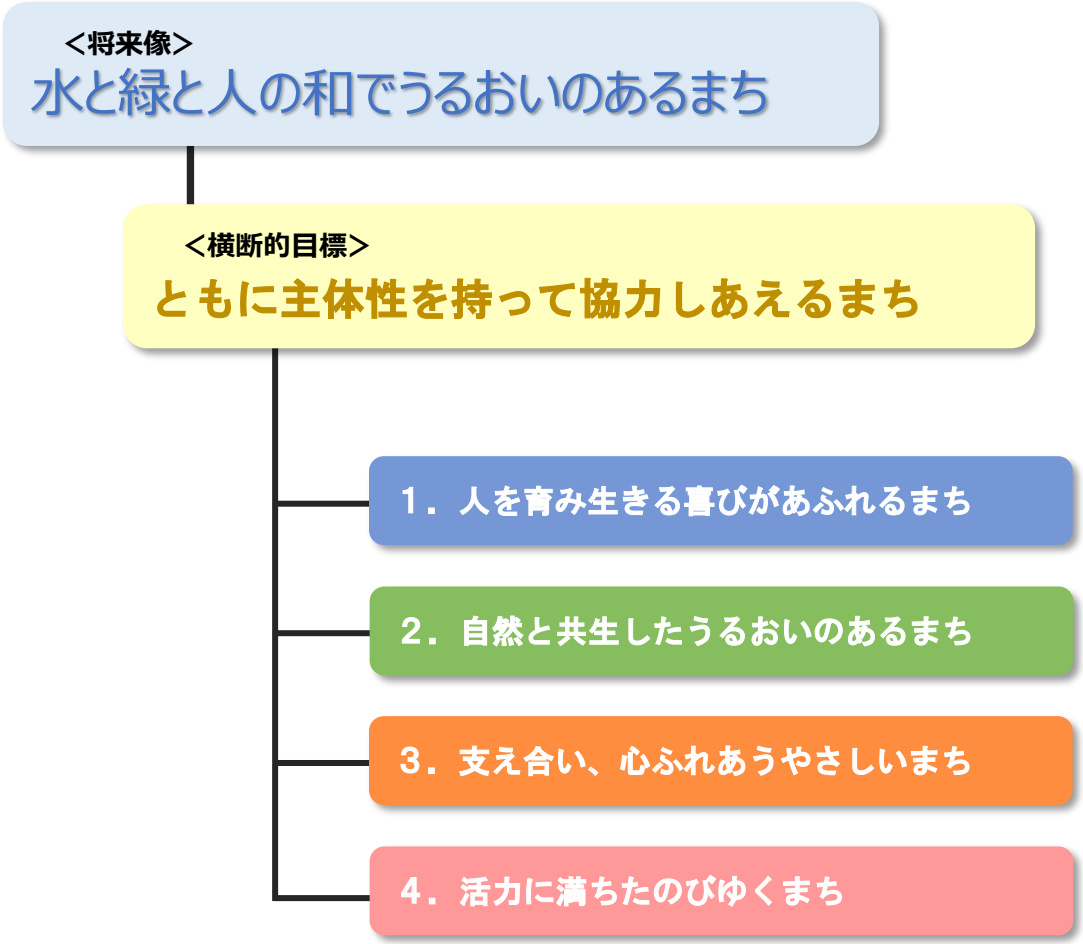

1．横断的目標

ともに主体性を持って協力しあえるまち

■分野別目標
・町民が主役のまちづくり（協働のまち）
・男女がともに輝けるまちづくり（男女共同参画のまち）

○　全ての施策における横断的な目標として、町民と行政がともに主体性を持って、協働でまちづくりに取り組むとともに、男女が社会のあらゆる分野において、平等な立場で役割・責任を共有しながら参画できるまちづくりを行います。

2．基本目標

1．人を育み生きる喜びがあふれるまち

■分野別目標
・学ぶ姿勢がみなぎるまちづくり（教育のまち）
・安心して子どもを産み育てられるまちづくり（結婚・妊娠・出産・子育てのまち）
・文化の薫り高いまちづくり（文化のまち）

- ○ 乳幼児期から高齢期までの全ての年代の人が、生涯にわたり学び続けられるよう、多様な学習の機会を創出します。
- ○ 安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで、切れ目の無い支援を展開します。
- ○ 町独自の文化を創造・継承することで、文化の薫り高い魅力的な野木町を築きます。

2．自然と共生したうるおいのあるまち

■分野別目標
・花いっぱい、水と緑のまちづくり（自然が豊かなまち）
・快適で住みよいまちづくり（快適なまち）
・地球にやさしいまちづくり（リサイクルのまち）

- ○ 季節の花々を活用した景観を形成するとともに、野木町の原風景となっている水と緑を保全することで、美しく豊かな自然環境を創出します。
- ○ 自然環境に配慮しながら、都市計画を推進し、快適で住みよい緑豊かな居住環境を創出します。
- ○ 自然と調和した暮らしを創出するために、リサイクルやクリーンエネルギーの利用などを推進し、循環型社会を形成します。

3．支え合い、心ふれあうやさしいまち

■分野別目標
・やすらぎに満ちたやさしいまちづくり（福祉のまち）
・いきいき暮らせる健やかなまちづくり（健康のまち）
・心のかようあたたかいまちづくり（ふれあいのまち）

○ だれもが安心して健康でいきいきと暮らせる健やかなまちづくりを目指し、地域福祉体制や総合的な健康づくり体制の整備を進めます。
○ 町民によるコミュニティ活動を支援するとともに、町民が互いにふれあえる拠点づくりを行うことで、地域間交流・世代間交流を促進します。

4．活力に満ちたのびゆくまち

■分野別目標
・生命・財産を守るまちづくり（安全安心のまち）
・のびゆく産業のまちづくり（産業振興のまち）
・地域の魅力を活かしたまちづくり（観光のまち）
・時代に即応した情報のまちづくり（情報のまち）

○ 防災・防犯体制の強化を図るとともに、交通環境を整備することで、町民の生命・財産を守ります。
○ 地域性に即した産業振興を図り、活力ある産業構造を構築することで、地域経済の活性化を図ります。
○ 豊かな自然資源や歴史的文化遺産を活用した観光振興策を推進するとともに、新たな資源の発掘や野木ブランドを創出することで、地域活性化を図ります。
○ 町民に開かれたまちとして情報の共有化を図るとともに、ICT 環境や情報ネットワークの整備により、住民サービスの向上と行政運営の効率化を推進します。

町の鳥「ふくろう」

Ⅲ　基本計画

＜令和３年～７年度＞

町の花「ひまわり」

町の木「えんじゅ」

第８次野木町総合計画　後期基本計画　施策体系

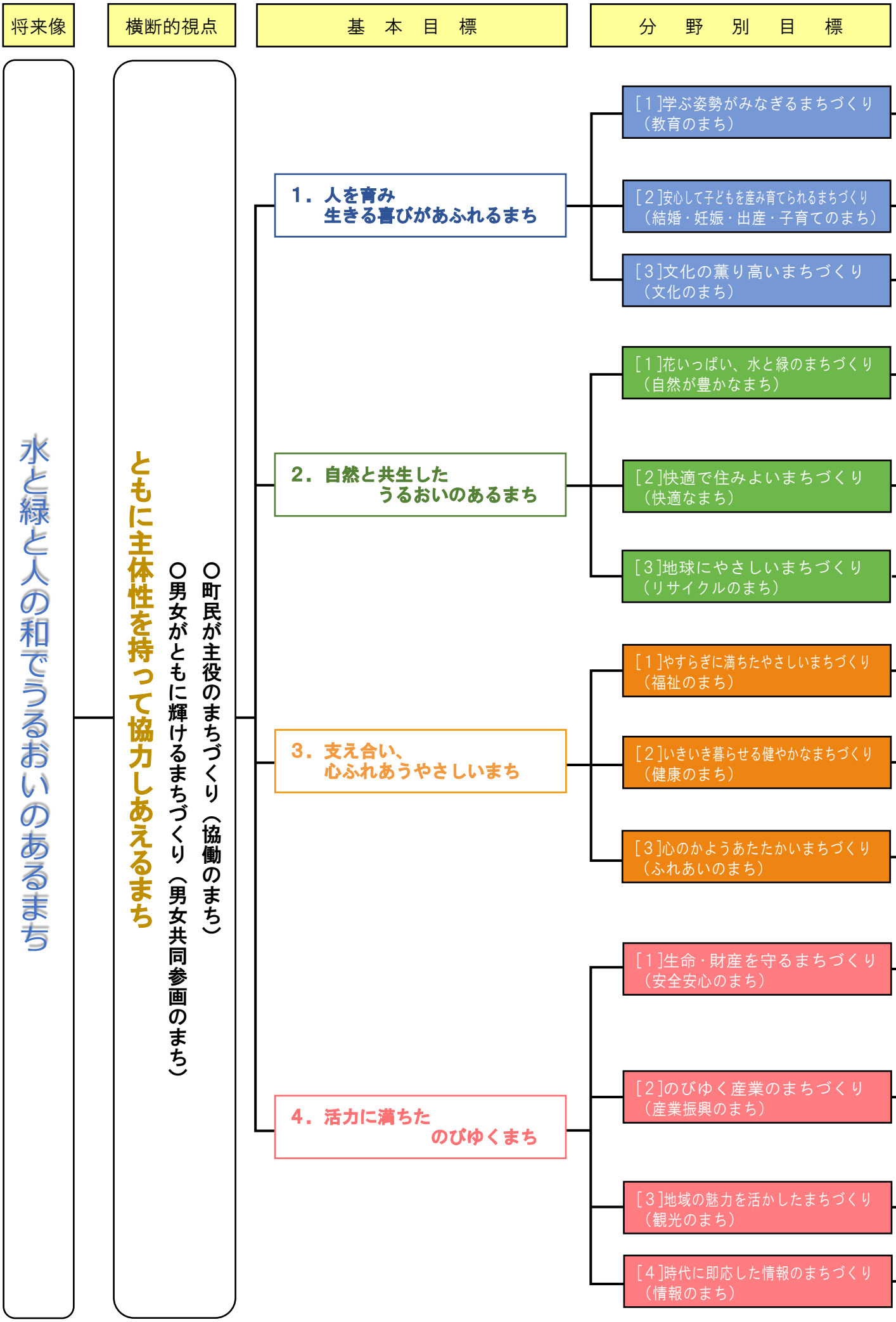

施策分野	施策	
行財政基盤の安定・多様な主体との連携	①学校教育の充実	義務教育の充実、英語教育の推進、ＩＣＴ環境の整備・拡充、学校施設の充実
	②生涯学習の推進	社会教育の拡充、家庭教育の充実、人権教育の拡充、青少年健全育成、郷土愛の醸成
	③読書のまちの推進	読書活動の拡大・促進、図書館施設・設備の整備
	①結婚、妊娠･出産、子育ての支援	結婚に向けての支援、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
	②子育て環境の充実	子育てしやすい環境の整備、多様化する子育てへの支援
	①文化の振興	文化活動の活性化、文化施設の整備、地域文化の振興
	②文化財の保全・利活用	野木町煉瓦窯等文化財の保全・利活用、文化財を活かしたまちおこし
	①自然と調和したまちづくり	花と緑いっぱい運動の普及・促進、ひまわりを活用したまちおこし、緑化活動の推進
	②自然環境の保全	環境保全の推進、平地林の保全・利活用
	③渡良瀬遊水地等の保全・利活用	渡良瀬遊水地の保全・利活用、水辺の楽校の保全・利活用
	①魅力ある都市の創出	都市施設の充実、都市計画制度の運用促進、地籍調査の推進
	②生活環境の充実	生活環境の整備、上水道の整備、下水道の整備、空き家対策の推進
	③交通ネットワークの整備	道路の整備、公共交通の充実
	①循環型社会の形成	ごみの減量化・資源化の推進、３Ｒ活動の推進、食品ロスの削減
	②地球温暖化対策の推進	クリーンエネルギーの普及促進、温室効果ガスの削減推進
	①高齢者福祉の充実	行き届いた生活支援、健康寿命の延伸、地域包括ケアの充実、介護サービスの充実
	②社会福祉の充実	社会福祉の推進、障がい者福祉の充実、地域での支援体制づくり
	③地域共生社会の実現	健康・福祉・介護・子育て・障がい・生活困窮の総合支援、地域で活躍する人材育成の支援
	①保健医療体制の充実	保健衛生策の強化、医療体制の充実、新たな生活様式への対応推進
	②生涯スポーツの振興	生涯スポーツ活動の促進、生涯スポーツ指導体制づくり、生涯スポーツ施設の整備と活用
	①ふれあいの拠点づくり	コミュニティ活動の支援、ふれあいの拠点の整備・活用
	②ふれあいの地域づくり	協働のまちづくりの推進、男女共同参画の推進
	③人の流れの創出	移住・定住・ＵＩＪターンの推進、関係人口の創出、まちなかの活性化
	①防災対策	防災・減災対策の推進、防災活動の支援、治水対策の促進、消防体制の充実、建築物の耐震化支援
	②防犯・交通安全対策	犯罪のないまちづくり、交通事故のないまちづくり、交通安全施設等の充実
	③危機管理対策	新たな大規模災害・感染症等への危機管理対策
	①農業振興	農業競争力強化の推進、農業の担い手づくり、農業基盤整備の推進、高付加価値化への支援
	②工業振興	企業間連携の強化と支援、工業用地の確保、企業誘致の推進
	③商業振興	商業の活性化、消費者保護の推進
	④雇用対策	雇用対策の充実、就労支援の充実
	①観光振興	観光資源の整備と活用、観光の担い手づくり
	②野木ブランドの創出	野木ブランドの創出・支援、野木ブランドの発信
	①Society5.0 の推進	未来技術の活用推進
	②情報ネットワークの整備	情報ネットワークの整備、多様な広報広聴活動の推進

第1章 3重点施策

町の将来像を実現するため、「小さくてもキラリと光るまち」をキャッチフレーズに、分野別計画に掲げる各種施策を推進していきます。その中で特に重点的・戦略的に取り組んでいく施策を３重点施策とし、施策分野を越えて横断的に事業を実施していきます。

＜施策の推進イメージ＞

【町の将来像】

「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」

【キャッチフレーズ】

「小さくてもキラリと光るまち」

【まちづくりの理念】

「やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち」

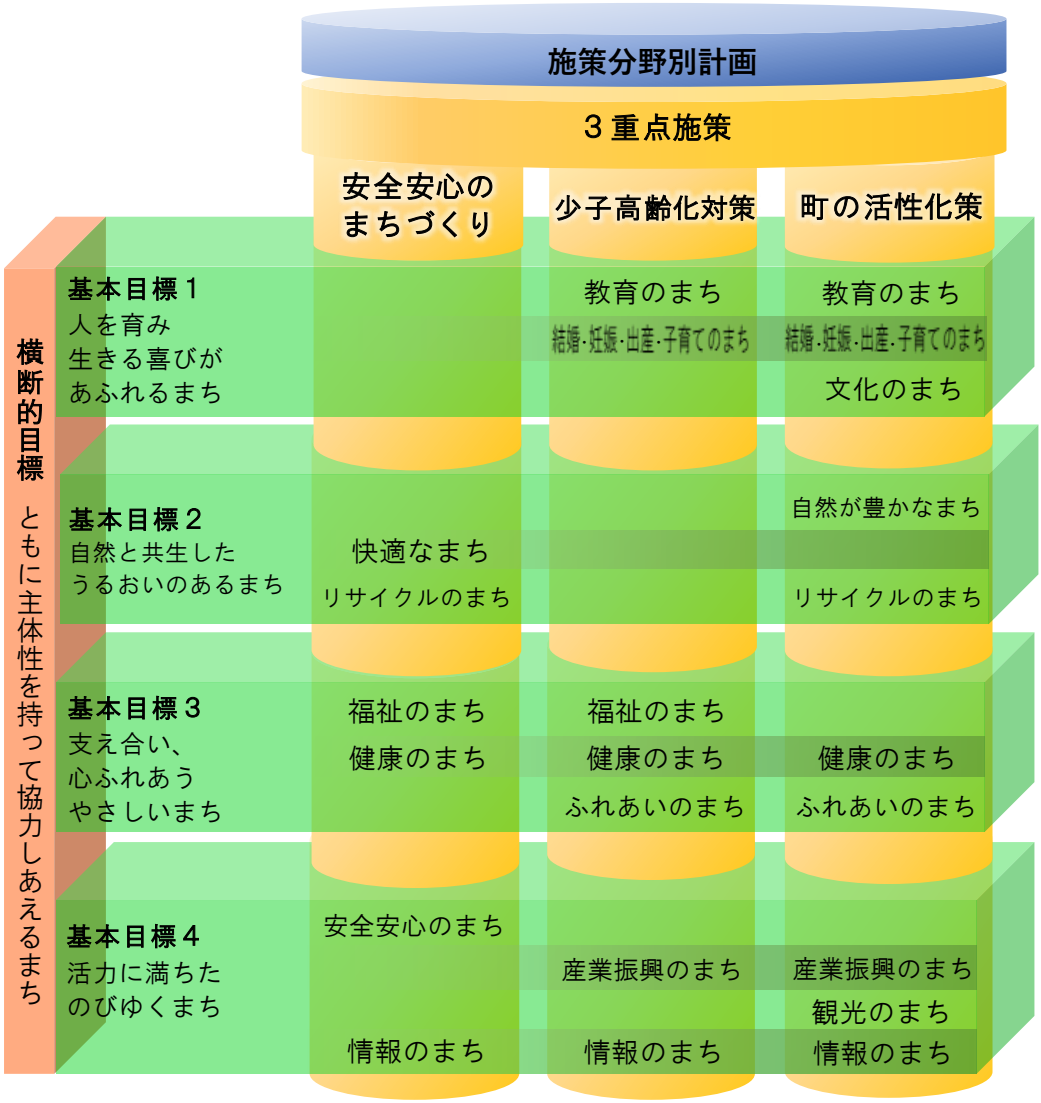

横断的目標

ともに主体性を持って協力しあえるまち

全ての施策に係る横断的な目標として、町民と行政がともに主体性を持って、協働でまちづくりに取り組むとともに、男女が社会のあらゆる分野において、平等な立場で役割・責任を共有しながら参画できるまちづくりを行います。

● 町民が主役のまちづくり（協働のまち）

多様化した住民ニーズや地域課題に対応するため、多様な担い手が役割を分担し、共通の目的・課題に対して連携しながら取り組む「協働のまちづくり」を推進します。

● 男女がともに輝けるまちづくり（男女共同参画のまち）

男女が互いに人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画のまちづくり」を推進します。

すべての施策分野に係る横断的基盤として…

◇行財政基盤の安定

本町の課題や特性を的確にとらえ、組織機構の見直し、定数管理・事務の効率化、人材育成の推進などにより、質の高い行政サービスを提供します。また、限られた財源の効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めます。

◇多様な主体との連携

隣接する自治体等との広域的な連携や、共通する地域資源を有する他自治体等との協力等により、地域活性化及び効率的な行政運営を推進します。

また、町民、地域、企業、NPO 等と、役割を分担しながら連携し、効果的・効率的に事業を進めることで、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進します。

後期基本計画からの新たな視点

① Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第５期科学技術計画において、我が国が目指すべき社会の姿として提唱されました。

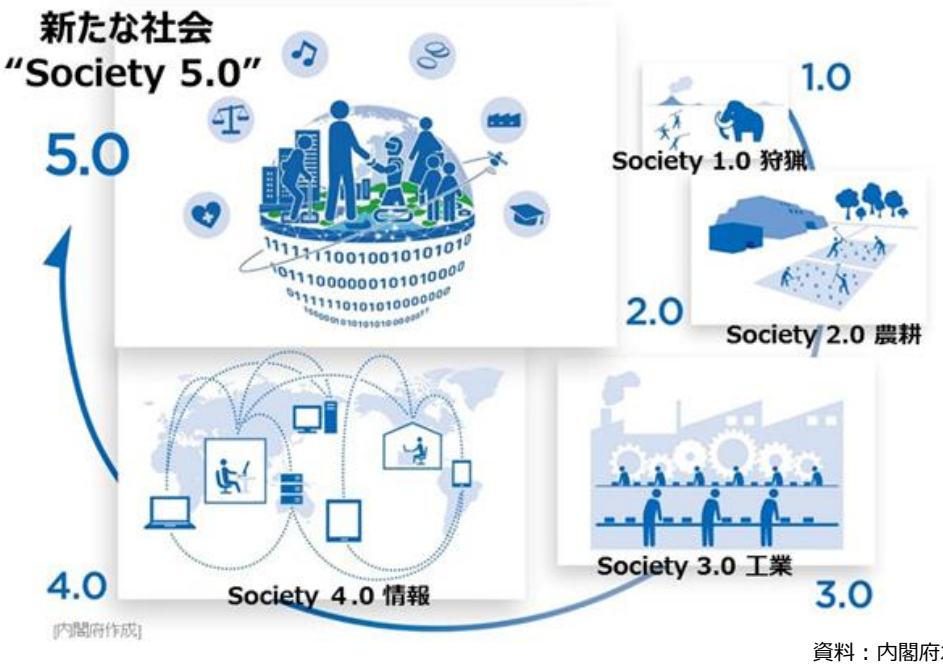

資料：内閣府ホームページより

Society5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、様々な社会課題や困難を克服します。

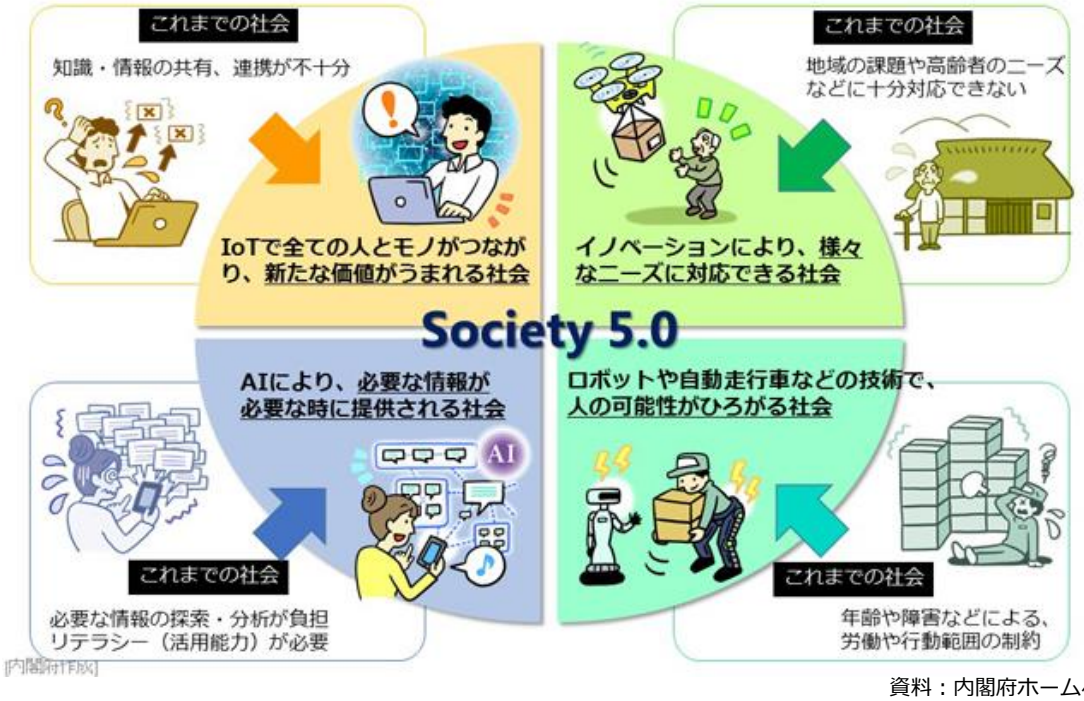

資料：内閣府ホームページより

② ＳＤＧｓ

ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成２７（2015）年の国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。１７のゴール・１６９のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

●第８次野木町総合計画分野別計画とＳＤＧｓの相関図

基本目標	分野別目標	関連するＳＤＧｓの目標
1. 人を育み生きる喜びがあふれるまち	〔１〕学ぶ姿勢がみなぎるまちづくり（教育のまち）	
	〔２〕安心して子どもを産み育てられるまちづくり（結婚・妊娠・出産・子育てのまち）	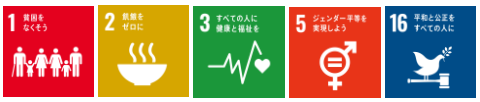
	〔３〕文化の薫り高いまちづくり（文化のまち）	
2. 自然と共生したうるおいのあるまち	〔１〕花いっぱい、水と緑のまちづくり（自然が豊かなまち）	
	〔２〕快適で住みよいまちづくり（快適なまち）	
	〔３〕地球にやさしいまちづくり（リサイクルのまち）	
3. 支えあい、心ふれあうやさしいまち	〔１〕やすらぎに満ちたやさしいまちづくり（福祉のまち）	
	〔２〕いきいき暮らせる健やかなまちづくり（健康のまち）	
	〔３〕心のかようあたたかいまちづくり（ふれあいのまち）	
4. 活力に満ちたのびゆくまち	〔１〕生命・財産を守るまちづくり（安全安心のまち）	
	〔２〕のびゆく産業のまちづくり（産業振興のまち）	
	〔３〕地域の魅力を活かしたまちづくり（観光のまち）	
	〔４〕時代に即応した情報のまちづくり（情報のまち）	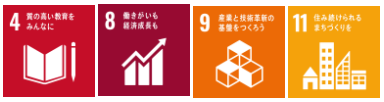

分野別目標1 学ぶ姿勢がみなぎるまちづくり（教育のまち）

1 学校教育の充実

施策の目標

複雑で多様化し、変化の著しい予測が困難な社会情勢に対応できる人材を育成するため、情報化、グローバル化に対応できる教育の充実、強化を図ります。

また、平常時から児童生徒及び教職員が安全かつ安心して日々の学習に取り組めるとともに、非常時には地域の中心となり、万全な機能を備えた避難所となるよう、学校施設等のさらなる整備と安全管理に努めます。

現状と課題

少子化やグローバル化、絶え間ない技術革新等により子どもたちを取り巻く環境は複雑多様化しています。また、教育に求められる施設環境は、時代の最先端技術を取り入れた施設整備が求められています。

本町では、ＩＣＴを活用した授業の実施や、英語の早期教育としてＡＬＴ（外国語指導助手）を各校に配置しています。また、幼稚園や保育園でもＡＬＴを活用するなど、幼保小中が連携し、一貫した教育ができるよう児童生徒の情報の共有を行っています。

複雑化する社会の中で、今後児童生徒のさらなる基礎学力の定着を図るとともに、心身の調和のとれたバランスの良い教育活動を展開し、社会の変化に対応できる教育の充実・強化を図る必要があります。

施策の概要

施策1：義務教育の充実

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、すなわち「生きる力」を構成する３つの要素である「知・徳・体」の調和のとれた教育活動の実施に向け、教職員の資質向上や、指導体制の確立に取り組みます。また、引き続き地域の力を学校運営に活かし、地域とともに特色ある学校づくりを行うことにより、学校、家庭、地域で子どもたちの成長を支えていきます。

さらに、学びの連続性一貫性を図り、小１プロブレムや中１ギャップ解消に向け、幼保小中間の連携の充実を図ります。加えて、児童生徒の基礎学力の定着を図ると共に、心身の調和のとれたバランスのよい教育活動や社会の変化に対応できる教育の充実にも努めます。

児童生徒間で生じるいじめをはじめとする人権侵害に対しては、「野木町人権施策基本計画」及び「野木町いじめ防止基本方針」に基づき、組織的かつ効果的な対応をします。

特別支援教育については、一人ひとりを大切にしたきめ細かい指導の実現や、就学前から義務教育終了後までの一貫した教育の実現を図ります。

加えて、学校給食における町内産農産物の活用促進を図るとともに、食育に関する学習の機会や情報の提供、学校栄養職員の適切な配置により、児童生徒の正しい食事の取り方や望ましい食生活の定着を図ります。

施策2：英語教育の推進

小中学校全校にＡＬＴ（外国語指導助手）を配置するだけでなく、幼稚園や保育園でもＡＬＴを活用し、グローバルに活躍する人材を育成するため、早期英語教育を充実させ語学力の向上や外国への理解を深めます。また、英語検定３級受験者への検定料を助成することで、英語力や学習意欲の向上を図ります。

施策3：ICT環境の整備・拡充

国のＧＩＧＡスクール構想に基づく「野木町ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた計画」を策定し、１人１台のＰＣ、タブレットの整備を推進します。全児童生徒にタブレット端末を配備することにより、様々な子どもたち一人ひとりに個別最適化を図り、より一層確実に子どもたちの資質・能力を育成します。また、デジタルコンテンツの活用推進をするとともに教員のＩＣＴを活用した指導力の向上を図ります。

さらに、情報化社会に即応する児童生徒を育成するため、情報端末(ＰＣ・タブレット等)を整備し、定期的かつ計画的な更新に努め、時代に即した教育環境の強化に努めます。

加えて、提供される授業内容等に適宜対応できる体制の構築に努めるとともに、新たなデバイス等の導入も視野に入れた統合的なデジタル教育環境の構築を目指します。

施策4：学校施設の充実

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての機能も兼ね備えていることから、「野木町小中学校長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的な施設整備を推進します。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
町の教育施策に対する満足度（アンケート調査）	34.5% （令和元年度調査）	⇒	40.0% （令和６年度調査）
スクールカウンセラー巡回回数（年）	100回 （令和元年度）	⇒	115回 （令和７年度）
幼保小中連絡会議・研修会回数（年）	14回 （令和元年度）	⇒	16回 （令和７年度）
ＡＬＴ（外国語指導助手）配置人数	７人 （令和元年度）	⇒	７人 （令和７年度）

2 生涯学習の推進

施策の目標

町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、場所において学習できるよう、生涯学習の充実に努めます。

また、一人ひとりが思いやりを持ち、お互いに人間らしい生き方を尊重することができる社会や、男女がともに輝き、活躍できる社会の実現を目指します。

現状と課題

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、心の豊かさを重視した成熟社会へと変化しているように思われます。このため、社会参加の促進やコミュニケーション能力の育成などが求められています。

また、都市化や少子高齢化などの影響により、地域の人間関係が希薄にならないよう、コミュニケーションを深め、多くの人が、地域づくりや仲間づくりに関わっていくことができるよう学習の機会提供の推進に努める必要があります。

施策の概要

施策1：社会教育の拡充

町民一人ひとりが、多様な学習の機会が得られるよう、「野木町生涯学習まちづくり推進計画」に基づき、社会教育の充実を図ります。

公民館等での各種講座の充実により、町民が参加できる学習機会を充実させるとともに、国及び県の講座にも参加できる環境を整えます。

また、町内外の外国人との交流に努め、グローバル化に対応する人材の育成を図ります。

施策2：家庭教育の充実

各家庭の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供を行うため、小中学校における家庭教育学級や、親子参加型の講座等の充実を図ります。

また、子育てに関する相談活動等を行っている家庭教育オピニオン友の会への活動支援や、町子ども会への活動支援を行います。

野木町ふれあい夏祭りでのおはやし

施策3：人権教育の拡充

家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場面で実施される人権教育・啓発を通じ、一人ひとりが人に対する思いやりを持ち、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを実現するため、「野木町人権施策推進基本計画」に基づき、人権教育の充実に努めます。特に小中学校において、児童生徒の人権意識の向上等に取り組みます。

また、人権擁護委員による人権相談や情報の提供、作文やポスターの公募、講演会の開催など、様々な方法で人権啓発活動を推進します。

施策：4：青少年健全育成

青少年の健全育成を促進するため、広く町内の各種団体で組織する青少年健全育成協議会により、参加団体間の情報の共有化及び各種事業の実施を支援します。

また、学校、職場、警察、町少年育成指導員部会、その他団体と町民が地域ぐるみで社会環境浄化活動を行えるよう、連携体制の確立を図ります。

施策5：郷土愛の醸成

地域の文化遺産や地域に伝承されている郷土芸能や、豊かな自然などにふれることにより、“ふるさとのぎ”を誇りに思い、野木町を愛する心が育つような事業の実施に取り組みます。

また、人と人の交流を促進し、ふるさと意識の醸成に努めます。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
生涯学習ボランティア連絡会団体数	7団体（令和元年度）	⇒	7団体（令和7年度）
家庭教育学級参加者数（年）	820人（令和元年度）	⇒	840人（令和7年度）
人権が侵害されていると思う人の割合（アンケート調査）	35.3%（令和元年度調査）	⇒	25.0%（令和6年度調査）
街頭指導回数（年）	3回（令和元年度）	⇒	5回（令和7年度）
おはやし教室参加者数（年）	56人（令和元年度）	⇒	60人（令和7年度）

③ 読書のまちの推進

施策の目標

「キラリと光る読書のまち野木宣言」（平成２６年１１月）及び「野木町民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、地域全体における読書活動を推進させることにより、心豊かで文化の薫り高い読書の町を目指します。

また、町民のニーズに沿った、図書館機能の充実を図ります。

現状と課題

読書活動は、言葉や知識を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を育み、人生を充実させるうえで大切な役割を担っています。そのため、全ての町民がいつでもどこでも読書活動ができるよう、地域全体で環境を整える必要があります。

しかし、近年では読書離れが進んでおり、特に若い世代を中心に読書習慣の減少がみられます。そうした中、いかにして読書を生活の中に位置づけ、習慣化することできるか検討することが必要です。

また、既存の施設・設備の老朽化への対応に加え、町民ニーズに合わせた多機能型の図書館を検討していくことが必要です。

図書館でのボランティアによるお話会

賑わいを見せる図書館祭り

施策の概要

施策1：読書活動の拡大・促進

読書活動により、町民一人ひとりが豊かな文化の恩恵を受け、すべての町民が生きる喜びにあふれるような、文化の薫り高い読書のまちを目指し、施策の充実に努めます。

また、全ての町民の読書活動を推進するため、蔵書の充実や町民への情報提供等の図書館事業の充実をはじめとした貸出等のサービスを実施するとともに、若い世代向けのコーナーを設けるなど、読書習慣のきっかけ作りとなるような対応に努めます。

さらに、町内全ての小中学校に学校図書館司書を配置することにより、各学校におけるよりよい読書活動の推進を図ります。

施策2：図書館施設・設備の整備

図書館の施設・設備は、老朽化に伴う不具合などがみられるため、計画的に整備を行います。

また、新たなライフスタイルに対応できるような多機能型の図書館の整備を検討します。

町立図書館内

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
図書館来館者数（年）	107,310 人（令和元年度）	⇒	120,000 人（令和７年度）
図書等貸出点数（年）	187,433 点（令和元年度）	⇒	210,000 点（令和７年度）
おはなし会等各種イベント参加者数（年）	3,846 人（令和元年度）	⇒	4,000 人（令和７年度）

分野別目標2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり（結婚・妊娠・出産・子育てのまち）

1 結婚・妊娠・出産・子育ての支援

施策の目標

結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を拡充させ、結婚を前向きにとらえる意識の醸成や出会いの機会の提供などの結婚支援を充実させることにより、多くの若者たちが、本町において結婚して家庭を築くことを選択し、だれもが安心して出産・子育てができるまちづくりを目指します。

現状と課題

近年、若者の町外流出、未婚率の上昇や晩婚化、さらには出産時の年齢の上昇などが見られます。また、経済的な理由や仕事と育児の両立等に不安を抱え、妊娠に対して踏み出せない家庭の増加や、妊娠中に不安を募らせる妊婦も増加しています。そのため、若者が結婚や妊娠を前向きにとらえる意識の醸成や、妊娠・出産という不安定な時期への総合的な支援により、精神的・経済的な負担軽減を図る必要があります。

さらには、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の啓発に努めるとともに、不妊に対する相談・支援体制の充実が求められています。

町保健センターでの乳幼児健診

施策の概要

施策1：結婚に向けての支援

町内を会場とした出会いの場を提供することで、結婚を見据えた若者の交流を支援するとともに、若者の出会い応援事業を推進します。

また、総合サポートセンターを結婚の相談窓口として、県の結婚支援センター等の関係機関と連携し、未婚者が結婚を前向きにとらえる意識の醸成につながるよう支援します。

施策2：妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

安心して出産・子育てができるように、訪問保健指導、妊婦・乳幼児健診事業、各種相談事業等を実施するとともに、健康診査に要する費用の助成などにより経済的負担の軽減を図ります。

また、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」での支援の充実や、関係機関との連携強化を図ることにより、母子保健・子育て支援策を促進させます。

さらには、妊娠に関する不安や悩み相談体制を充実させ、精神的負担の軽減を図るとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

町では「子どもは町の宝」と位置付けています

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
ひまわり館での結婚に関する相談件数（年）	1件 （令和元年度）	⇒	5件 （令和７年度）
婚姻件数（年）	79件 （令和元年度）	⇒	95件 （令和７年度）
出生数（年）	153人 （令和元年度）	⇒	210人 （令和７年度）

② 子育て環境の充実

施策の目標

子育てしやすく住みやすいまちをさらに推進し、“子育てするなら野木町で”と言われるよう、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図り、これからの社会を創造し、未来を担う子どもたちが地域全体で育み、健やかに成長できる町を目指します。

現状と課題

子育てを取り巻く環境は、近年の少子化、地域や家族のつながりの希薄化の進行により、子育てをする保護者の心身や経済的な負担が増加し、育児不安やストレスからくる児童虐待の増加に加え、親の経済的な理由等により就学が困難な状況にある子どもの貧困問題など、様々な問題が顕在化しています。

また、共働き家庭の増加などにより、保護者のニーズに応じた各種保育サービスの提供が求められています。

そのため、多様なニーズに対応した保育サービスの充実や、子育て世帯が抱える負担軽減のための環境づくり等、子どもの成長に応じた様々な支援策が必要となります。

ひまわり館での子育てサロン

施策の概要

施策1：子育てしやすい環境の整備

子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定め、町の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画である「野木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進します。

子育てに関する経済的な支援としては、引き続きこども医療費を中学生まで現物給付するとともに、経過的に現物給付対象年齢のさらなる拡大についても検討していきます。また、多子世帯の教育費負担の軽減を図るため、第３子以降の小中学校入学時に入学祝金を支給します。

さらに、保護者が安心して子育てできるよう、保育・学童保育定員の拡充、各種保育サービスの提供等により、多様化する保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援する環境を整えていきます。

施策2：多様化する子育てへの支援

子育て家庭の育児の孤立及び不安等に対応するため、相談体制の充実を図ります。

また、社会的援助を必要とする家庭の子どもへの生活・学習支援や、保護者への相談支援、経済支援を推進します。

さらに、児童虐待を未然に防ぐため、早期発見・早期対応に向けた取り組みを町、地域、関係機関が連携して推進します。

子ども虐待防止のシンボルマーク
「オレンジリボン」

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
保育所待機児童数（年）	０人 （令和元年度）	⇨	０人 （令和７年度）
学童保育待機児童数（1～4 年生）（年）	２人 （令和元年度）	⇨	０人 （令和７年度）
町の子育て施策に対する満足度（アンケート調査）	26.8% （令和元年度調査）	⇨	35.0% （令和６年度調査）

分野別目標3

文化の薫り高いまちづくり（文化のまち）

1 文化の振興

施策の目標

町民一人ひとりが、自分らしく生きるための糧となる文化活動の活性化を図るとともに、活動を支える各種文化施設の整備に努めます。

また、ふるさとの歴史や文化に誇りや愛着が持てるよう、町内に数多くある有形・無形の地域文化遺産の振興を図ります。

現状と課題

文化芸術は、それに接することによって感動し、ゆとりや潤いを実感することができ、心豊かな生活の実現に大きく寄与するものです。今日、生活スタイルの多様化や高齢社会の到来などにより、文化芸術活動に対する人々の意欲も高まっていると考えられます。

本町では、既に多くの団体やサークルが各種文化活動を活発に展開しており新たに活動に参加したいというニーズも踏まえて、文化祭や公民館まつりなどの開催や文化団体やサークル活動に対する支援を行っています。また、文化活動の代表的な組織である文化協会においても各種初心者講座等を開催するなど、町民が文化芸術に触れる機会を提供しています。

今後、より多くの町民に多様な文化活動へ継続的に参加してもらうためには、各種団体・サークルの活動情報の提供や活動の場の充実、公民館や文化会館などの既存施設の整備・充実などが求められています。

また、町内には有形・無形の文化遺産が数多くあり、郷土の歴史や文化を理解する上で必要不可欠なものです。今後、掘り起こしや調査、活用について検討していく必要があります。

平成３１年に県指定文化財に指定された野木神社の本殿

施策の概要

施策1：文化活動の活性化

町民が自主的に芸術文化活動を展開できるよう、文化会館を拠点として、町民ニーズに即した事業や活動の充実を図るとともに、文化振興のための普及啓発活動や近隣市町との交流の促進を図ります。

また、町民の芸術文化活動への参加促進を目指し、文化協会と連携した各種初心者教室等の実施支援などを行います。

さらに、地域活性化に繋がるような新しい文化の創出を図ります。

施策2：文化施設の整備

地域住民や文化団体等が、日頃身近なところで多様な文化活動に取り組むことができるように、文化活動の拠点としての文化会館の活用を進め、芸術文化活動の場や鑑賞の機会を提供します。

施策3：地域文化の振興

地域住民の生活に密着し、保存・伝承されている地域文化遺産については、地域住民とともに掘り起こしや調査を行います。また、地域に伝承されている優れた伝統文化について、後継者の育成、保存伝承に努めます。

エニスホールで
開催された文化祭

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
文化祭参加団体数（年）	100 団体 （令和元年度）	⇒	115 団体 （令和７年度）
町指定文化財数	18 件 （令和元年度）	⇒	20 件 （令和７年度）
文化財説明板の数	20 基 （令和元年度）	⇒	22 基 （令和７年度）

② 文化財の保全・利活用

施策の目標

町のシンボルである国指定重要文化財「野木町煉瓦窯」の保全・活用方法や、隣接する町内外の近代化産業遺産との連携等について検討し、地域の活性化につながる事業を展開します。

現状と課題

先人の残した文化的遺産に触れることにより、それらを育んできた文化的背景などから、多様な価値観や考え方など様々なことを学ぶことができます。本町のシンボルである野木町煉瓦窯は、まさしくこのような存在であり、郷土の誇りとなっています。

文化財のよりよい保存のため、周辺環境を含め、多面的に保護・活用が必要であることから、学習と観光、地域振興の拠点である野木町交流センター「野木ホフマン館」を活用しながら、各種事業を展開していくことが必要となります。

見学者で賑わう野木町煉瓦窯

煉瓦造り体験教室

施策の概要

施策1：野木町煉瓦窯等文化財の保全・利活用

野木町煉瓦窯をはじめとした文化財の次世代への継承のため、文化財保護法に基づき保全に努めます。

また、更なる利活用のため、町民参加のもと、野木町煉瓦窯における説明・案内方法などの工夫や情報発信・イベント展開などについて検討します。

野木町煉瓦窯だけでなく、周辺の地域や文化財を含めた活用方法を検討し、地域の活性化の促進に努めます。

野木町郷土館については、将来を見据えた有効活用のため、展示方法の見直しなどを検討します。

施策2：文化財を活かしたまちおこし

野木町煉瓦窯を含めた町内外の近代化産業遺産とのネットワークの形成を図るなど、国の補助事業を活用しながら、文化財を活かした地域活性化・まちづくり事業の展開に努めます。

野木ホフマン館とメタセコイヤ通り

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
野木町煉瓦窯への見学者数（累計）	70,274 人 （令和元年度）	⇨	145,000 人 （令和７年度）
煉瓦窯ボランティアガイドの人数	20 人 （令和元年度）	⇨	22 人 （令和７年度）

分野別目標1

花いっぱい、水と緑のまちづくり（自然が豊かなまち）

① 自然と調和したまちづくり

施策の目標

花と緑いっぱい運動を通じて、町民同士の交流や地域の活性化を図りながら、住宅地や公園等において緑化を推進することで、愛着のある魅力的で美しい景観形成を目指します。

現状と課題

四季の移り変わりを草花で楽しむ文化は、現代社会にも強く受け継がれており、草花により彩られた歩道や公園等の美しい景観は、人々の生活に安らぎと活力を与えるとともに、地域のイメージアップに繋がることが期待されます。

町の花である「ひまわり」は、景観作物として活用するだけでなく、町の活性化に活用できるよう、引き続き検討が必要です。

また、ボランティア団体によって役場・きらり館・駅前広場・国県道などが美しい花で彩られ、町全体にうるおいと美しい景観形成をもたらしていますが、ボランティア団体の減少及び会員の高齢化が進んでおり、花苗等の植替え作業等に困難が生じる可能性があります。

そのため、若い人たちが活動に興味を持つような施策と活動意欲を持った人たちが、参加しやすい施策を実行する必要があります。

若の原農村公園の芝桜

施策の概要

施策1：花と緑いっぱい運動の普及・促進

花や緑を通して町全体のイメージアップを図るため、各ボランティア団体や家庭に対する花き資材等の提供、未利用地の活用などにより、花や緑の普及を促進させます。それにより、「花とレンガの町」を広めていきます。

施策2：ひまわりを活用したまちおこし

町のシンボルであり観光資源にもなっている町の花「ひまわり」を広くＰＲするため、ひまわりの栽培推進による景観形成だけではなく、収穫した種を使用したひまわり油への活用など、さらなるまちの活性化に繋がるよう、ひまわりの活用を促進させます。

施策3：緑化活動の推進

住宅地、街路樹や公園など身近な緑の創出・保全を図り、うるおいのある美しい景観の形成に努めます。

また、各種イベント等において、町民へ苗木等を配布し、緑化活動の理解を深めます。

花いっぱい運動に取り組むボランティア団体

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
花壇等活動場所数	34 箇所（令和元年度）	⇒	39 箇所（令和７年度）
ひまわり油製造本数（年）	270 本（令和元年度）	⇒	300 本（令和７年度）
苗木等の配布数（年）	200 本（令和元年度）	⇒	400 本（令和７年度）

② 自然環境の保全

施策の目標

本町の豊かな自然環境を守っていくため、様々な環境保全施策を講じるとともに、環境問題や保全活動に関する情報を積極的に発信します。

特に町民の身近な自然環境である平地林は、町民にうるおいとやすらぎを与えるとともに、野生動植物の生息、生育環境の確保にもつながるため、積極的な保全に努めます。

現状と課題

かけがえのない美しい自然環境は、一度破壊されてしまうと、復元することが難しいため、これを守るためには、町民一人ひとりが環境とのかかわりについての理解を深め、環境保全に配慮した行動を取ることが必要です。

本町では、「野木町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、町が実施するすべての事務事業及び所管するすべての施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

また近年、環境への影響を低減するため、植樹事業も多く展開されている一方で、開発や太陽光発電などによる森林伐採が増えており、良好な森林が失われつつあります。

町ではこれまで、国や県の事業を活用しながら、平地林の保全事業に取り組んできましたが、今後は、開発や太陽光発電施設などによる森林伐採を必要最小限にとどめ、適切な管理を所有者に促すなど、後世に平地林を残すことが必要です。

赤塚自然の森

施策の概要

施策1：環境保全の推進

地球温暖化のように実生活と密接に関わる環境問題に対する取り組みについて有効な情報発信や啓発を行うことで、自然保護・環境保全に対する意識の醸成を図ります。

また、環境保全に関する施策を体系的に実施するため、環境施策の方向性を示す指針を含む環境基本条例の制定を行うなど、環境保全への取り組みを積極的に進めます。

施策2：平地林の保全・利活用

ボランティア団体・町民参加による平地林の保全活動に取り組むとともに、レクリエーション、学習の場などにも活用していきます。また、公共施設の木造・木質化や木材を活用した備品の整備などを推進し、木材利用・普及啓発に努めていきます。

ボランティアによる平地林保全活動

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
環境に係る啓発活動件数（年）	２件 （令和元年度）	⇒	３件 （令和７年度）
平地林の保全・利活用のための講座開催数（年）	０回 （令和元年度）	⇒	１回 （令和７年度）
森林ボランティア団体数	１団体 （令和元年度）	⇒	２団体 （令和７年度）

③ 渡良瀬遊水地等の保全・利活用

施策の目標

ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」については、ワイズ・ユース（賢明な利用）の理念を踏まえて、水辺の楽校とともに豊かな自然環境の保全を図り、その多様性を活かした効果的な利活用に努めます。

現状と課題

平成２４年にラムサール条約湿地に登録されている渡良瀬遊水地は、町を代表する豊かな自然環境というだけではなく、様々な生物が生息する国際的にも重要な湿地として認められており、隣接する水辺の楽校を含むエリアは、郷土の誇りとなっています。

渡良瀬遊水地に隣接する他市町との連携を強化しながら、この貴重な湿地環境から得られる恵みを持続的かつ適切に利用するワイズ・ユースの考え方を踏まえ、取り組みを推進していくことが重要です。

また、「住み続けたい」「何度も訪れたい」と思える”心のふるさと”を目指していく一つの方策として、渡良瀬遊水地や水辺の楽校への興味・関心を高め、理解を深めていくことが必要です。

渡良瀬遊水地

施策の概要

施策1：渡良瀬遊水地の保全・利活用

渡良瀬遊水地に隣接する他市町や関係団体等と連携を深めながら、貴重な生態系や美しい自然環境を保全・利活用していきます。

また、渡良瀬遊水地の周辺に位置する野木ホフマン館や文化財などの地域資源を含め、この地域全体での魅力を広く発信するとともに、町内外から人々が集い自然に親しんでもらえるようなイベントや講座等を開催することで、交流促進及び地域振興を図ります。

施策2：水辺の楽校の保全・利活用

水辺の楽校での各種イベントの展開や維持管理活動のため、ボランティア団体との連携に努めます。また、安全性を確保した上での生物観察や、環境学習などに適した周辺整備や環境整備を検討します。

ホタル祭りで賑わうのぎ水辺の楽校

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
渡良瀬遊水地関連事業参加者数（年）	2,626 人 （令和元年度）	⇒	3,000 人 （令和７年度）
水辺の楽校関連事業参加者数（年）	1,318 人 （令和元年度）	⇒	3,000 人 （令和７年度）

分野別目標1

快適で住みよいまちづくり（快適なまち）

① 魅力ある都市の創出

施策の目標

豊かな自然環境の保全・活用を図りつつ、地域の特性や地域資源を活かしたまちづくりや多様化する町民ニーズ、社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画を推進します。

また、土地取引の円滑化を図るため、土地に関する実態を正確に把握する地籍調査事業を計画的に推進します。

現状と課題

本町は、恵まれた立地・交通条件を背景として、計画的に宅地開発や企業進出などが行われ、野木駅を中心にコンパクトながらも自然と調和した魅力的なまちとして発展してきました。

しかし、近年の人口減少、少子高齢化の進展により市街化区域では、多くの空き家が増加し、市街化調整区域においては地域コミュニティの維持が課題となっています。

そのためには、市街地周辺の豊かな自然環境の保全を図りつつ、都市計画道路や都市公園などの都市施設整備の推進、用途地域の見直しや地区計画制度の導入など都市計画制度の活用により、住宅地や既存集落の活力を維持できるよう町民、事業者との連携・協働のもと地域特性を維持・活用した地域再生が必要となっています。

ローズタウンの住宅街

赤塚ふれあい公園

施策の概要

施策1：都市施設の充実

都市公園については、良好な都市環境の維持・増進を目指し、スポーツ・レクリエーション活動の場や安らぎの場となるよう、より一層利用しやすい施設整備や維持管理の充実を図るとともに、佐川野地内の野木町総合運動公園の計画的な整備を引き続き推進していきます。

広域幹線道路については、北関東自動車道、国道５０号などの災害時に対応する緊急輸送道路を補完するため、県道佐川野・友沼線を西に延伸し、県道藤岡・乙女線、県道佐野・古河線に接続するルートを検討します。また、国道４号の補完となる都市計画道路３・４・７号小山野木線の整備により、小山市・古河市との広域的な連携強化を目指します。さらに、新４号国道アクセス道路の整備により、幅広い経済・生活圏の構築と共に、災害時にも持続可能な生活圏域を目指します。

施策2：都市計画制度の運用推進

幹線道路の整備に伴う沿道型土地利用を図るため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用を検討します。

市街化調整区域の既存集落において、都市計画法第３４条第１１号による区域指定を検討し、その区域をゆとりある居住や自然と共生する居住スタイルなど、多様なライフスタイルに応える受け皿とすることで、既存集落コミュニティの維持や求心力のある地域づくりを図ります。

また、更なる企業引き合いや土地利用ニーズにより、工業系土地利用区域のゾーニングを検討します。

施策3：地籍調査の推進

町民の大切な地籍の明確化及び土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化を図るため、国土調査法に基づきながら、未調査区域の地籍の実態を適切に調査します。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
町民一人当たりの都市公園面積	10.53 ㎡ （令和元年度）	→	11.33 ㎡ （令和７年度）
地籍調査実施面積（累計）	0.95 ㎢ （令和元年度）	→	2.46 ㎢ （令和７年度）

② 生活環境の充実

施策の目標

良好で快適な生活を支えるため、生活基盤施設の適正な維持管理と、効果的で計画的な上下水道の整備を図ります。

また、公害対策の推進、犬や猫の飼い方・マナーについての啓発等を行うとともに、空き家の有効活用や適正な管理、空き地の環境保全、拡張された墓地も含め町営墓地の供給に取り組み、快適で住みやすいまちを目指します。

現状と課題

本町の上下水道事業は、水道事業と合わせて長期に安定した運営を持続していくため、下水道事業を令和２年度から公営企業会計に移行したところです。今後はさらに、社会情勢や経済情勢の変化に対応した計画的な整備が求められています。

上水道は、快適な生活環境を実現する上で欠かせない施設であり、積極的な整備充実を図るとともに、今後とも水道管の計画的な更新や耐震化を進める必要があります。

下水道の整備は、平成４年度より事業に着手していますが、巨額な建設費と多くの年数を要するため、施設の維持管理を着実に進めるとともに、計画的な整備が必要です。

また、土地や家屋の所有意識の希薄による管理不全空き家の増加は、近隣住民の生活環境の悪化にもつながるため、空き家管理の重要性及び空き家にしないための意識啓発にも努めていくことが必要です。併せて、空き地や空き家の増加により、不法投棄や管理放棄の増加も懸念されるため、住民一人ひとりが更なる環境美化運動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

施策の概要

施策1：生活環境の整備

公害防止対策や公害防止思想の普及、犬や猫の正しい飼い方やマナーについての啓発等を行うことで、快適な生活環境を創出します。

また近年、墓地を近距離に求める傾向となっているため、本町においても人気の芝生墓地の供給に努めながら、町営墓地の安定的な管理運営を図ります。

施策2：上水道の整備

上水道の整備については、普及率向上を目指して拡張工事を進めます。その際、事前調査、現状把握を行い公共投資が非効率とならないよう考慮します。一方、非常事態・災害に備えるため、老朽管の布設替を計画的に実施し、既存の上水道施設についても適正な維持管理に努めます。

また、生活用水の上水道利用転換を図るため、井戸水から上水道利用への切り替えの普及啓発を進めます。

施策3：下水道の整備

公共下水道については、事業認可区域内の整備を計画的に進め、普及率と接続率の向上を図ります。

また、農業集落排水については、施設の維持管理とともに、供用地区における接続率の向上を図ります。

さらに、公共下水道及び農業集落排水事業の安定的なサービスを提供するため、野木町公共下水道ストックマネジメント計画及び野木町農業集落排水処理施設最適整備構想に基づき、汚水処理施設の長寿命化を推進していきます。

施策4：空き家対策の推進

空き家の利活用に努めるため、空き家バンクへの登録や不動産相談会での積極的な啓発を行います。また、町内の空き家の実態を把握し、管理不全空き家に対して、迅速な助言・指導を行います。

のぎのやさしい水

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
上水道普及率	97.97%（令和元年度）	⇒	98.00%（令和７年度）
下水道普及率	73.4%（令和元年度）	⇒	75.0%（令和７年度）
狂犬病予防注射率	75.8%（令和元年度）	⇒	77.0%（令和７年度）
空き家の管理改善件数(累計)	47件（令和元年度）	⇒	105件（令和７年度）
空き家バンク登録件数（累計）	２件（令和元年度）	⇒	14件（令和７年度）

③ 交通ネットワークの整備

施策の目標

生活の基盤となる道路整備を推進するとともに、安全で快適に暮らせる交通環境を整えることにより、地域経済の発展と町民生活の利便性・アクセス性の向上を図ります。

現状と課題

本町の道路整備は着実に進展してきましたが、地域の要望も非常に多く、いまだ未整備・未改良区間がみられ、狭小道路の改善や歩道整備などが必要となっています。

今後も、経済発展・利便性の向上のための道路整備を継続しつつ、町民が安全安心に利用できる道路整備を目指していく必要があります。また、超高齢社会の到来や良好な子育て環境の創出を考慮し、交通弱者対策や公共交通の充実などにも引き続き取り組む必要があります。

現在町では、デマンド交通「キラ輪号」の運行により町民生活の利便性向上を図っていますが、今後、近隣市町との連携や、幅広い年齢層に利用されるための検討を進め、利便性の高い交通環境の創出に取り組むことが求められています。

親子で利用されているデマンドタクシー「キラ輪号」

施策の概要

施策1：道路の整備

国道・県道の未整備箇所については、それぞれ国や県に早期整備を要望し、歩道が整備された安全で快適な幹線道路の実現や、町内外を結ぶ広域的な幹線道路の整備を目指します。特に、新４号アクセス道路整備については引き続き古河市と連携し、早期の完成を目指します。
町道については、従来の幹線道路整備やその他の道路における安全に配慮した整備を引き続き計画的に実施します。

また、道路の維持管理については、コストを抑えた予防保全型の道路管理や、歩行者・自転車利用者が安全・安心に移動できるよう人にやさしい道路環境の形成等、道路環境整備を推進します。

施策2：公共交通の充実

町民の快適な移動手段を確保するため、デマンド交通などの公共交通を充実させ、交通利便性や主要施設へのアクセス向上を図り、近隣市町との連携による広域的な交通ネットワークの構築を目指します。

また、スマートフォンなどのアプリケーションでデマンド交通の利用予約が可能となるような利便性の高いシステムの構築を検討します。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
町道改良済延長（累計）	252.4km（令和元年度）	⇒	255.0km（令和７年度）
町道の歩道設置延長（累計）	46,316m（令和元年度）	⇒	47,000m（令和７年度）
デマンドタクシー利用登録者数	2,653 人（令和元年度）	⇒	3,553 人（令和７年度）

分野別目標3 地球にやさしいまちづくり（リサイクルのまち）

① 循環型社会の形成

施策の目標

町民や事業者に対し、ごみの減量化・資源化や情報提供および働きかけを推進することにより、循環型社会の形成に向けたまちづくりを推進します。

現状と課題

大量の廃棄物の発生などにより様々な地球規模での環境問題が引き起こされており、廃棄物の排出抑制、資源化といった環境負荷の少ない循環型社会の構築が喫緊の課題となっています。

本町でも、ごみの減量化と資源化のため、生ごみの堆肥化や廃食油の有効活用を進めてきました。また、町民・事業者によるごみの排出抑制、再利用、資源化に関する取り組みが円滑に行われるよう、普及啓発や情報提供を行ってきました。

限りある資源の有効活用や、環境負荷の軽減に対する町民・事業者の関心を広げることが第一歩となるため、今後も積極的に情報提供を行うとともに、３Ｒ活動のさらなる拡大による地球環境にやさしいまちづくりを推進し、実践的な環境教育にも取り組む必要があります。

また近年、まだ食べることができる食品が、大量の食品ロスとなっていることが社会問題となっています。食品ロスを削減するためには、町民・事業者それぞれが主体的にこの課題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る必要があります。

ひまわり館でのフードドライブの受付

フードドライブにより集まった食品

施策の概要

施策1:ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化を一層推進するため、町が継続してきた「生ごみの堆肥化」、「資源物」、「廃食油」のリサイクルなどを引き続き進めます。また、町のごみを処理する小山広域保健衛生組合では、ごみの減量化をさらに促進させるため、ごみの分別の徹底に加え、有料指定袋制度の導入等が検討されており、今後も共同事業により組合と連携し、計画的な実施を図ります。

施策2:3R活動の推進

ごみに関する意識啓発、行動促進のため、町のイベントなどを通して町民・事業者等へリデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の「３R活動」に対する情報提供や働きかけを行います。

施策3:食品ロスの削減

食品ロスを減らすため、料理はおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」を行う「３きり運動」を推進します。

また、家庭や職場などで余っている未開封で賞味期限前の食品を集め、食の支援をおこなう機関・団体等を通じて、食べ物を必要とする方々に無償で提供する、「フードドライブ」の周知活動を行います。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
３R活動推進イベント回数（年）	３回（令和元年度）	→	３回（令和７年度）
資源物集団回収団体数	28 団体（令和元年度）	→	28 団体（令和７年度）
一人当たりのごみ排出量（１日）	853g（令和元年度）	→	810g（令和７年度）
一人当たりの家庭系可燃ごみの排出量（１日）	434g（令和元年度）	→	400g（令和７年度）
フードドライブによる食品提供件数（年）	12 件（令和元年度）	→	50 件（令和７年度）

② 地球温暖化対策の推進

施策の目標

地球環境に対する負荷を軽減しつつ、快適な社会生活を維持するため、クリーンエネルギーの普及・促進、温室効果ガスの削減推進を図ります。

現状と課題

地球温暖化の進行は、異常気象の増加、気候の変動により生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであり、自然環境や生活環境への悪影響が懸念されています。

ＳＤＧｓの普及により、世界的に環境問題への関心が高まっており、気候変動とその影響の軽減策や、環境負荷の低いクリーンエネルギーの研究・技術革新の強化が国際的に進められています。

本町においても、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない新エネルギーの利用促進を図り、地球にやさしいまちづくりを推進してきました。引き続き、公共施設における再生可能エネルギーの積極的な導入や、温室効果ガスの削減推進などの先進的な取り組みについて検討が必要です。

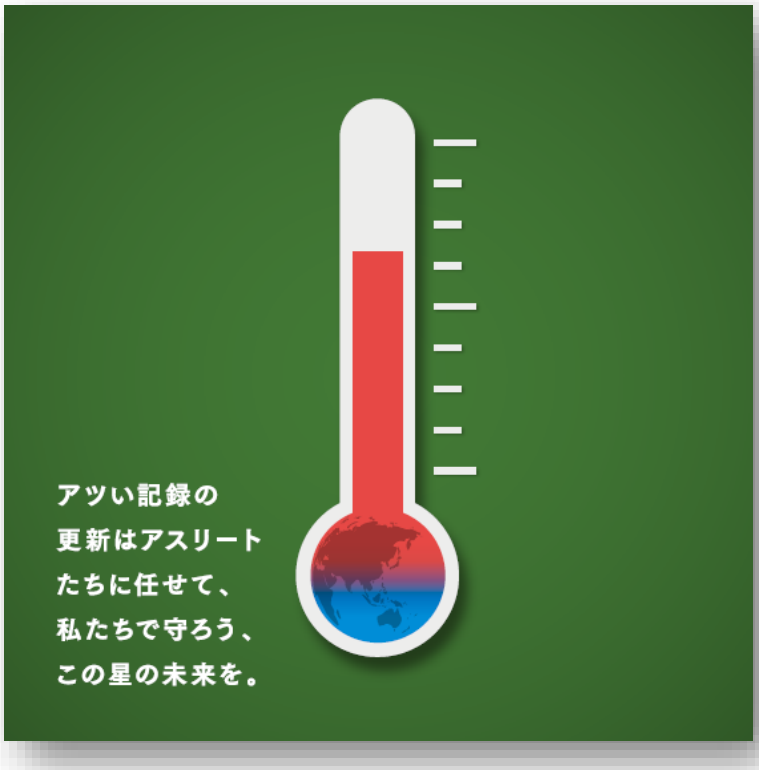

ＳＤＧｓ目標 13「気候変動に具体的な対策を」

施策の概要

施策1：クリーンエネルギーの普及促進

低炭素なまちづくりを実現するため、身近な生活の中で省エネルギー対策（照明をこまめに消す・エアコンの温度設定・ＬＥＤ電球の使用等）の実施を促すとともに、クリーンエネルギーの普及を促進します。

また、クリーンエネルギー自動車や低炭素住宅の普及など先進的な取り組みについて検討するとともに、災害時にもエネルギーの確保が行えるようなまちづくりを目指します。

施策2：温室効果ガスの削減推進

地球温暖化の大きな要因が石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の増加であると考えられています。持続可能な低炭素社会の実現に向けて、現世代のニーズを満たしながらも、未来世代に対する責任を果たす取り組みが必要です。町では、「野木町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、野木町役場の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減を目指します。

役場本館に設置した太陽光発電施設

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
町施設におけるＣＯ２排出量（年）	1,052,503kg（令和元年度）	⇒	1,020,927kg（令和７年度）
太陽光を利用した発電機器のある住宅戸数	740戸（平成30年度）	⇒	770戸（令和７年度）

分野別目標1 やすらぎに満ちたやさしいまちづくり（福祉のまち）

① 高齢者福祉の充実

施策の目標

高齢化が急速に進行する中、高齢者のニーズに応えることができ、誰もがいつまでも健やかに生活できるよう、健康づくりや生きがいづくりの充実を図ります。

また、支援や介護が必要になった場合でも自立した生活が送れるように、保健、福祉、医療、介護等、サービス提供の円滑な実施に努め、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。

現状と課題

本町においては、総人口の約３人に１人が６５歳以上となっており、高齢化が着実に進行しているだけではなく、高齢者のみの世帯が増加しているため、老々介護、認知症対策等、様々な問題が顕在化しています。このような中、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を守りながら安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、地域包括ケア体制の構築を推進してきました。

今後は、団塊の世代が７５歳以上となる令和７年、さらには団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２年を見据えた上で、「野木町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター及び関係機関並びに地域住民と連携し、介護、予防、医療、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケア体制の更なる推進に取り組んでいく必要があります。

ひまわり館でのフレイル予防教室

施策の概要

施策1：行き届いた生活支援

様々な関係機関との連携・協働により、高齢者の日常生活や住宅等について、行き届いた支援を行うことができるようにするため、生活支援事業の充実を図ります。

また、困ったときや緊急時に対応する相談体制の充実、町民同士の相互支援体制の確立、積極的な社会参加や地域での高齢者の集いの場づくりの支援などに取り組みます。

施策2：健康寿命の延伸

高齢者が心身の健康を維持し、要介護状態になることを防ぐため、健康づくりや生きがいづくりに取り組むための必要な支援及び介護予防の知識の普及・啓発を推進します。

施策3：地域包括ケアの充実

地域包括ケア体制を充実させるため、介護、予防、医療、生活支援、住まいの５つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて様々な支援制度を活用することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターをはじめ、地域の介護・医療事業者等と連携し、地域ケア会議などを実施します。さらに、今後も様々な専門職が意見交換等をできる会議等を実施し、関係機関の連携体制の強化を図ります。加えて、認知症支援事業については今後も地域包括支援センター及びサポート医と連携し、事業の充実を図ります。

施策4：介護サービスの充実

介護サービスを充実させるため、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本として、制度の持続性を確保するとともに適正なサービスが提供されるよう質的向上を図ります。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
ふれあいサロン事業利用者数（年）	3,981 人（令和元年度）	→	4,800 人（令和７年度）
緊急通報体制整備事業利用者数（年）	203 人（令和元年度）	→	300 人（令和７年度）
一般介護予防体操実施会場数（年）	０箇所（令和元年度）	→	６箇所（令和７年度）
地域ケア会議の開催回数（年）	７回（令和元年度）	→	12 回（令和７年度）
介護事業所への実地指導回数（年）	３回（令和元年度）	→	４回（令和７年度）

② 社会福祉の充実

施策の目標

障がいのある人もない人も分け隔てなく、住み慣れた地域で共に安全安心な生活が出来る地域づくりを目指します。

また、社会構造の変化や個々の状況に応じた支援が提供出来るよう、関係機関と連携を図りながら福祉サービス及び福祉ネットワークの充実を目指します。

現状と課題

少子高齢化や核家族化による独居高齢者及び高齢者のみの世帯や、支援を必要とする障がい者（児）が年々増加し、社会福祉に関わる問題が顕在化しています。

コンパクトな町域である本町においては、社会福祉協議会や医療機関、社会福祉法人などの関係機関との連携が図り易く、民生委員・児童委員やボランティア団体の活動も盛んです。

しかし、地域の人と人との繋がりが弱まる中で要配慮者の孤立化が進んでいるため、地域での見守りや支えあいの重要性や必要性について啓発を進めていく必要があります。

また、人々の価値観や家庭状況、ライフスタイルの多様化が進み、生活・就労支援に対するニーズの増加と、それぞれの課題の複合化により対応が困難な状況になっているため、これまで以上にケースに応じたきめ細やかな対応が必要となっています。

施策の概要

施策1：社会福祉の推進

行政、地域住民、社会福祉協議会、福祉施設、民生委員・児童委員、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などが相互に協力し、多様化する課題やライフスタイルに対応できるよう体制を整えます。

そのため、誰もが住み慣れた地域での支えあいにより、安心して生活を送るため「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

生活困窮者への支援としては、総合サポートセンター「ひまわり館」や社会福祉協議会等との密な連携を図りながら、相談体制の充実や生活福祉資金貸付制度の活用等により、経済的自立と生活意欲の助長を図り、自立更生を援助します。

自殺予防対策としては、「自殺防止対策推進計画」に基づき、町民に対して正しい知識の普及啓発や、ゲートキーパー等の人材の育成、また悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図ります。

さらに、誰もが活躍できる社会の実現を目指して、家庭内虐待や引きこもり等への対策及び罪を犯し更生を目指す人のための支援など、様々な形で社会福祉に関わる施策の充実を推進していきます。

施策2：障がい者福祉の充実

障がいのある人が、出来るだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るため、自立支援給付事業や地域生活支援事業など、一人ひとりの障がいや特徴に配慮した生活環境整備を進めます。

また、「野木町障がい者計画」、「野木町障がい福祉計画」及び「野木町障がい児福祉計画」に基づき、障がい者の生活・就労支援の充実を図ります。

施策3：地域での支援体制づくり

安全・安心見守りネットワーク事業など、地域での支援体制を整えるため、民生委員・児童委員、地域自治組織、自主防災組織、ＮＰＯ、福祉サービス事業者等との協働による人材の育成や福祉ネットワークの整備を進めていきます。

支えあい、心ふれあうやさしいまち

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
地域移行支援・地域定着支援	7人 （令和元年度）	→	16人 （令和7年度）
障がい者優先調達	827千円 （令和元年度）	→	1,000千円 （令和7年度）
安全・安心見守りネットワーク事業登録者	611人 （令和元年度）	→	900人 （令和7年度）
町の福祉施策に対する満足度（アンケート調査）	27.8% （令和元年度調査）	→	32.0% （令和6年度調査）

③ 地域共生社会の実現

施策の目標

地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていける「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指します。

現状と課題

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家族・職場といった人々の生活の様々な場面において支え合いの機能が存在していましたが、人口減少や少子高齢化が進み、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

また、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要とされている状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。そのため、行政だけではなく住民同士の支え合う体制づくりが必要となっています。

そうした中、町では町民の健康や福祉、子育て等の相談窓口として、総合サポートセンター「ひまわり館」を開館し、福祉施設等の関係機関と連携して町民の悩み事や困りごとの問題解決を図っています。今後は、ひまわり館を中心とした住民・地域・関係機関・行政の密な連携により、複雑で複合的な相談に対し切れ目なく支援する体制づくりが必要となってきます。

ワンストップサービスの拠点である総合サポートセンター「ひまわり館」

施策の概要

施策1：健康・福祉・介護・子育て・障がい・生活困窮の総合支援

町民が抱える様々な悩み事を解決するため、ひまわり館が総合相談窓口として町の複数部局にまたがる取り組みを一元化し、ワンストップ化を図ります。

また、子育てしやすく、高齢者や障がいを持っている方も安心して暮らせるよう、社会福祉士や保健師などの専門職員が、関係機関と連携して支援を行います。

施策2：地域で活躍する人材育成の支援

各地域での様々な課題を解決するために、地域で中心となって活躍できる人材を養成する人材育成講座を定期的に開催し、町民が共に支え合う地域づくりを目指します。

ひまわり館での人材育成講座

施策分野に関連するSDGs

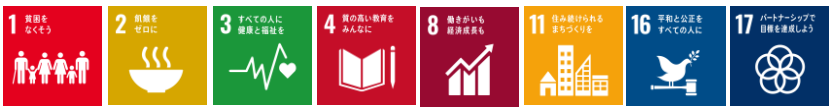

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
ひまわり館での相談の終結割合（年）	68.0% （令和元年度）	→	75.0% （令和７年度）
ひまわり館での人材育成講座受講者数（年）	221人 （令和元年度）	→	300人 （令和７年度）

分野別目標2 いきいき暮らせる健やかなまちづくり（健康のまち）

① 保健医療体制の充実

施策の目標

誰もが健康寿命を延伸できるよう、生活習慣の改善に取り組むとともに、「健康タウンのぎ宣言」（平成２８年１０月）に基づき、幸せの基盤となる心と体の健康づくり事業の充実を図ります。

また、病気の発症を予防する一次予防に重点をおいた対策を推進します。

さらに、感染症対策について町全体で意識を強め、取り組みを促進させるため、「新しい生活様式」の実現に向けて普及啓発に努めます。

現状と課題

急速な高齢化の進行や生活習慣の変化により、医療費の増大や介護等の社会負担が問題となっています。そのため、病気にならない心と体の健康づくりや、病気の早期発見のための各種健診の充実が求められています。

本町における独自の取り組みとしては、３０歳から生活習慣病の健診を実施し、病気の早期発見に努め、一部のがん検診の自己負担を無料にすることにより、受診率の向上に努めてきました。また、町内及び近隣市町の病院との連携により、救急医療体制の確保を図ってきました。今後は、地域社会全体で生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう環境の整備を図っていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、社会全体で「新しい生活様式」に取り組み、日常生活や職場等でのきめ細かな対策が必要となっています。

健康タウンのぎ事業の測定会

施策の概要

施策1：保健衛生策の強化

「健康タウンのぎ宣言」に基づき、それぞれの年齢層に応じた各種健康教室や食育教室、相談事業を充実させ、町民の健康寿命の延伸に努めます。

また、健康づくり推進協議会等と連携し、町民の健康づくりを総合的に支援するとともに、生活習慣病健診の周知を図ることで受診率の向上を目指します。

施策2：医療体制の充実

地域の医療機関や近隣市町の拠点病院との連携を強化することにより、救急医療体制の充実を図ります。

また、拠点病院通院への利便性を高めるため、公共交通の充実についても検討します。

施策3：新しい生活様式への対応推進

新型コロナウイルスや、今後新たに発生する可能性のある感染症への対策として、町民や町民と接触する人、さらに地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において自身の生活にあった「新しい生活様式」の実践に向けた取り組みを推進します。

うがい・手洗い

マスク等の着用

手指消毒

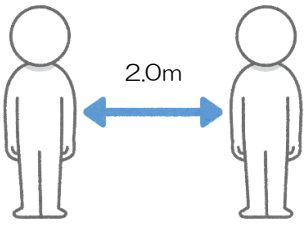

ソーシャルディスタンス

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
健康寿命（男）	78.7 歳 （令和元年度）	➡	80.0 歳 （令和７年度）
健康寿命（女）	83.7 歳 （令和元年度）	➡	84.6 歳 （令和７年度）
新しい生活様式を実践する町民の割合 （アンケート調査）	未調査	➡	90.0% （令和６年度調査）

② 生涯スポーツの推進

施策の目標

誰もが日常的に、気軽にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツの普及推進に努め、活動の場を提供するとともに、スポーツ指導者、ボランティアの育成を推進します。

また、スポーツ施設の充実のため、関係施設の整備や環境づくりに努めます。

現状と課題

近年、長寿社会におけるシニア層の健康志向の高まりや、成人のスポーツ実施率や子どもの運動能力の低下など、スポーツに対するニーズの高まりや問題が顕在化しています。スポーツ・レクリエーションは、遊び・楽しみの要素があり、健康保持や怪我の予防、さらには地域コミュニティの活性化に繋がることが期待されるため、誰もが日常生活の一部として取り入れていく必要があります。

本町においては、総合型地域スポーツクラブである「元気の出るスポーツクラブのぎ」を設立し、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境の整備に取り組んでいます。また、総合運動公園などのスポーツ施設だけでなく、ひまわり館のフィットネスコーナーや小中学校の体育施設の開放など身近にスポーツに親しめる場の提供を進めています。

今後も、子どもから高齢者、障がいがある人も気軽にスポーツを楽しむことができる施設の整備に取り組むとともに、多様化するスポーツニーズに的確に対応していくことが求められます。また、体を動かし心もリフレッシュすることができるよう、自宅周辺の公園や広場のような場所においても、スポーツ活動が可能となる場の提供を図る必要があります。

元気の出るスポーツクラブ
による剣道教室

本町がいちごー会とちぎ国体の
会場となるハンドボール

施策の概要

施策1：生涯スポーツ活動の促進

日頃の運動習慣の重要性についての普及・啓発に努め、学校や地域における町民の体力向上を図ります。また、各種スポーツ関係団体と連携しながら、誰もが日常的に気軽にスポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツ教室・講習会や、スポーツ大会など、楽しく身体を動かす機会と場の提供に努め、町民の健康づくり・体力づくり・生きがいづくりを促進します。

さらに、令和４年に開催される第７７回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」を契機に、町民のスポーツ活動への継続的な参加への機運醸成を図ります。

施策2：生涯スポーツ指導体制づくり

スポーツ推進委員の資質向上を図り、活動を充実させるための支援に取り組みます。

また、日常の中でスポーツ愛好者を増やし、スポーツ活動推進に向けた新しい人材の発掘を図るため、体育協会に協力を得ながら、研修や講習会を実施し、指導者やボランティア等の地域人材の育成に積極的に取り組みます。

施策3：生涯スポーツ施設の整備と活用

総合運動公園をはじめとする運動・スポーツ施設については、必要に応じて利用者ニーズを踏まえた改修整備を進めるとともに、点検整備を徹底することで、町民が気軽に安全にスポーツ活動を実践するために必要な環境づくりを推進します。

町総合運動公園での
サッカー教室

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
スポーツ教室参加者数（年）	1,621 人 （令和元年度）	→	2,000 人 （令和７年度）
生涯学習人材バンク登録者数（スポーツ系）	18 人 （令和元年度）	→	20 人 （令和７年度）
スポーツ施設の利用者数（年）	149,943 人 （令和元年度）	→	161,500 人 （令和７年度）

分野別目標3

心のかようあたたかいまちづくり（ふれあいのまち）

① ふれあいの拠点づくり

施策の目標

地域において生じる問題を、地域住民が自らの問題として捉え、協力し、連携を図りながら解決できるよう活動を支援します。

また、本町の特性であるコンパクトな町域を活かし、人々が集い、憩うとともに町民間での情報共有を可能とするふれあいの拠点づくりを行います。

現状と課題

少子高齢化や核家族化など、社会の変化に伴い、地域における活動が多様化する中で、住民の連帯感が希薄化しています。しかしながら、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り等の課題を解決するためには、地域コミュニティやボランティアの果たす役割がますます重要になっています。日常生活を共に支え合い、安心して暮らすことができる地域づくりを進める必要があります。

また、町民ニーズは多様化しており、行政サービスだけでは町民の要望に応えられない状況にあります。そこで、地域住民が主体となり、暮らしに必要な機能やサービスを補っていくことが期待されているため、多くの町民がお互いに寄り添い、支え合うための地域づくりが必要となっています。

ボランティア支援センター「キラリ館」

施策の概要

施策1：コミュニティ活動の支援

自治会が自らの課題や問題に対して自ら行動し、地域の連帯感が深まるよう、支援体制の充実に努めます。

また、引き続き転入者に対して自治会加入のチラシの配付を行い、また自治会加入者、未加入者に関わらず、自治会の必要性を町広報紙及び町ホームページで伝え、自治会活動への理解や自治会への加入促進につなげられるよう努めます。

さらに、コミュニティ活動の拠点となる地域の集会施設の新築・建替について、引き続き財政的支援を行います。

施策2：ふれあいの拠点の整備・活用

引き続き、野木町ボランティア支援センター「きらり館」を町民活動の拠点として多くの町民が利用できるよう整備・環境づくりを進めます。

野木ホフマン館、ひまわり館等の施設が、町民のふれあいの拠点となり、交流や生きがいづくりの場として機能するよう、関係機関と協力し整備に努めます。

さらに、地域の交流の場として、新たなふれあいの拠点の整備を検討するとともに、町民の自主的な事業についても積極的に支援していきます。

ボランティア主催のイベントで賑わうキラリ館

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
自治会加入率	72.1% （令和元年度）	→	73.6% （令和７年度）
新たなふれあいの拠点整備箇所数	１箇所 （令和元年度）	→	２箇所 （令和７年度）

2 ふれあいの地域づくり

施策の目標

町民活動等を支援する制度やふれあいの拠点を活かし、町民参画型の事業を支援していくことで、町民同士のふれあい溢れる活力ある地域づくりを目指します。

また、町民一人ひとりが思いやりを持ち、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女が対等な立場で、男女がともに輝き、個々の個性と能力を活かせる活力のあるまちづくりを目指します。

現状と課題

地域を取り巻く環境の変化に伴い、町民のニーズは多様化・複雑化しており、これまでの行政主導のやり方だけでは、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりの実現は困難になっています。これらの地域課題を解決していくためには、多様な地域の担い手を確保し、協働により地域をより良い方向へ導くことが必要となります。

また、現代社会では、少しずつ幅広い分野での女性の社会進出が進んでいますが、家庭や職場、地域社会において、未だに固定的な役割分担意識や性差別に関する偏見や様々な社会制度・慣行が潜在化しています。そのため、男女の働き方や暮らし方等の意識改革を促す取り組みが必要です。

公園での地域活性化事業

施策の概要

施策1：協働のまちづくりの推進

町民と行政による協働のまちづくりを推進するために、引き続き、協働のまちづくり支援事業等を実施し、町民の自発的、公益的活動に対して積極的な支援を行います。

また、「野木町協働のまちづくり指針」により、町民等の協働に対する意識の高揚を図り、協働のまちづくりを推進します。

施策2：男女共同参画の推進

「野木町男女共同参画都市宣言」（平成２４年３月）にふさわしい町となるよう、男女がともにいきいき活躍できる町の実現を目指し、地域や学校、職場において男女共同参画の意識や環境づくりの推進のため庁内推進体制の強化や他団体との連携を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍の推進に取り組みます。

また、配偶者等からの暴力の根絶にも努めます。

ワーク・ライフ・バランスセミナー

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
協働のまちづくり等支援事業活用団体数	５事業 （令和元年度）	→	５事業 （令和７年度）
男女共同参画推進事業所認定数	４社 （令和元年度）	→	16社 （令和７年度）
ワーク・ライフ・バランスセミナー参加人数（年）	118人 （令和元年度）	→	300人 （令和７年度）
審議会等の女性委員の割合	27.1% （令和元年度）	→	30.0% （令和７年度）

③ 人の流れの創出

施策の目標

町の魅力や、地域資源を活かして雇用の創出と人を呼び込むための施策を展開するとともに、野木町出身者へのふるさと回帰に対する意識醸成を図ることで、移住者や関係人口の増加を促進します。

また、町の中心市街地の賑わいを創出することにより、地域経済の活性化、関係人口の増加を目指します。

現状と課題

国では、平成２６年より「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、出生率の低下や東京圏への人口の過度な集中を是正し、活力ある地方の創出に向けて「地方創生」に取り組んできましたが、未だ出生率の低下と人口の東京一極集中は歯止めがかかりません。

町においても、平成２７年に「野木町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、町の人口減少対策に積極的に取り組むことにより、人口の減少率を緩やかにしていますが、引き続き町に人を呼び込み、町の活性化を図るためにも、移住・定住者の増加、また近年注目されている関係人口の創出に取り組む必要があります。

さらに、人口減少は中心市街地の空き家、空き店舗の増加を生んでおり、町の喫緊の課題となっているため、中心市街地の賑わい創出や活力向上に向けて取り組みを行う必要があります。

東京都有楽町での野木町移住相談会

施策の概要

施策1：移住・定住・UIJターンの推進

野木町に住みたい・住み続けたいと感じてもらうために、野木町の魅力や住まいの情報を様々なメディアを活用して広く発信するとともに、移住・定住者への支援や移住相談会の参加を積極的に行うことで移住・定住・ＵＩＪターンの推進に努めます。

施策2：関係人口の創出

魅力ある町の地域資源を活用する施策を展開し、町民活動の活性化や新たな雇用を創出することにより、町外から継続的に町の活力維持や発展に繋がる人材となる「関係人口」の創出を図ります。

また、関係人口となる人材が地域の担い手として活躍し、町民との交流や町の新たな価値の創出、さらには将来的な移住・定住者の増加に繋がる取り組みを推進します。

施策3：まちなかの活性化

活力と賑わいあふれる中心市街地の実現に向け、関係機関と連携しまちなかの活性化を図ります。また、町外からの誘客の促進、地域経済の活性化に向けた取り組みを行います。

「招福のまち野木町」を紹介する
移住推進パンフレット

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
定住促進補助金申請件数（累計）	393 件 （令和元年度）	→	800 件 （令和７年度）
移住相談会相談件数（累計）	13 件 （令和元年度）	→	90 件 （令和７年度）
町の休日の滞在人口率	92.3% （令和元年度）	→	95.0% （令和７年度）

分野別目標1 生命・財産を守るまちづくり（安全安心のまち）

① 防災対策

施策の目標

あらゆる災害から町民の生命・財産を守るため、関係機関や近隣市町との連携強化を図り、防災体制の強化に努めます。

現状と課題

日本各地において、毎年のように大規模自然災害が発生しているため、町民の防災意識が高まっています。

本町はこれまで比較的安全な町と言われていましたが、「平成２７年９月関東・東北豪雨」では内水被害が発生し、また「令和元年東日本台風（台風第１９号）」では思川の水位が急上昇し、避難指示まで発令しました。加えて、地震に関しては全国どこでも大地震に見舞われる可能性があると指摘されています。

これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進するために、「野木町地域防災計画」の見直しや「避難所運営マニュアル」などの作成を行うことにより、防災対策や適切な減災措置をとる体制強化を行いました。

今後も、町民に対して円滑な災害情報の周知を図るとともに、新たな自主防災組織の設立・育成の支援や、発災時に地域内で助け合う体制づくりを推進する必要があります。

施策の概要

施策１：防災・減災対策の推進

「野木町地域防災計画」の見直しを行い、発災前の予防、応急および復興対策の強化を図ります。さらに、全町避難訓練の実施や自主防災組織の活動に対する支援、防災士の資格取得の支援を行い、減災のまちづくりを目指します。加えて、発災後の減災およびその他迅速な復旧・復興を図るため、町民に対して自助、互助・共助および公助の理念の定着を推進します。

武力攻撃事態等においては、「野木町国民保護計画」に基づき、警察、自衛隊、近隣市町との相互応援・連携を更に強化し、町民保護の体制を確立します。

施策２：防災活動の支援

町消防団に対して引き続き資機材を提供し、災害に対する備えを充実させることにより防災活動を支援します。

また、自主防災組織などが実施する地域の防災訓練に参加・協力し、防災活動の充実を図ります。

施策3：治水対策の促進

激甚化、頻発化する水災害から町民の生命財産を守るため、思川の河道掘削、樹木の伐採及び無堤防地域への築堤事業等の促進について、関係市町・団体と連携し、国・県に対し、早期整備を強く要望していきます。

さらに、川西地区における河川氾濫危険時の緊急避難地及び水防活動の拠点となる水防拠点整備を、国と連携を図りながら事業を促進します。

加えて、冠水・排水対策として、調整池や公園、田んぼダム等を利用した貯留浸透施設整備に向けた検討を行うとともに、逆川排水機場と雨水管渠の適正な維持管理に努め、施設の長寿命化、機能高度化を推進します。

施策4：消防体制の充実

小山市消防署野木分署との連携を基本として消防体制を充実させるとともに、町消防団や自主防災組織などとの連携強化を図ります。

消防ポンプ車や水利施設等の適切な設置及び管理を行うことにより、災害時に迅速かつ的確な対応ができる体制を強化していきます。

施策5：建築物の耐震化支援

建築物の耐震化を促進するため引き続き、木造住宅に係る耐震診断、改修、建替の補助を行います。

また、新たに通学路沿い等のブロック塀等の解体に係る補助を創設し、安全安心なまちづくりの形成を図ります。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
自主防災組織数	6 組織 （令和元年度）	⇒	12 組織 （令和 7 年度）
防災士数	26 人 （令和元年度）	⇒	32 人 （令和 7 年度）
消防団員数	139 人 （令和元年度）	⇒	140 人 （令和 7 年度）
一般住宅の耐震化率	86.3% （令和元年度）	⇒	95.0% （令和 7 年度）
町の安全安心のまちに対する満足度（アンケート調査）	32.3% （令和元年度調査）	⇒	35.0% （令和 6 年度調査）

② 防犯・交通安全対策

施策の目標

生活安全活動を推進し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

また、防犯施設や交通安全施設の整備・充実を図り、関係機関と連携を図りながら、犯罪や交通事故のないまちを目指します。

現状と課題

近年、経済情勢や社会情勢の変化に伴い、特殊詐欺、空き巣、車上ねらい、自転車盗などの犯罪が増加しており、犯罪被害に対する不安が広がっています。

また、交通事故発生件数は減少しているものの、交通事故に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。

安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現には、地域住民が連携を図りながら、防犯パトロールや交通安全意識の高揚などに取り組む必要があります。

さらに、防犯施設や交通安全施設の整備・充実により、犯罪や交通事故のないまちを目指す必要があります。

交通安全街頭早朝頭啓発活動

施策の概要

施策1：犯罪のないまちづくり

警察をはじめ関係機関、団体と連携強化を図りながら、安全安心のまちづくりを目指し、地域安全運動の実施、身近な犯罪の被害防止対策の推進、振り込め詐欺防止対策等の防犯活動を実施します。

各学校においては、警察・消防署の協力により、危機管理・防犯研修を実施します。また、登下校時の対応として、学校支援ボランティアや保護者の協力、さらに青色回転灯設置車による巡回パトロールなどにより、児童生徒の安全を確保できる体制の充実を図ります。

施策2：交通事故のないまちづくり

警察や各交通安全関係団体と連携し、パンフレットの配布や交通安全運動等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

また、特に児童生徒や高齢者等に重点をおき、警察と連携を図りながら交通安全教育や講習会などを開催し、交通事故のないまちを目指します。

さらに、運転免許証を返納した高齢者に対しては、引き続きデマンドタクシーの無料券を交付します。

施策3：交通安全施設等の充実

地域住民の協力を得るとともに、警察と連携を図りながら、道路反射鏡などの交通安全施設や、路面標示などの交通管理施設の適正な整備に努め、交通環境の危険箇所の解消・改善を図ります。

また、地域の安全性を高める防犯対策の一環として、効果的な防犯施設（防犯灯等）の改修・設置を順次進めるとともに、地域住民と協力して公園の安全管理に努めます。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
自主防犯パトロール隊数	109人（令和元年度）	→	150人（令和7年度）
防犯灯数	2,615灯（令和元年度）	→	2,680灯（令和7年度）
町内の犯罪発生件数（年）	38件（令和元年）	→	4件（令和7年）
交通事故発生件数（年）	35件（令和元年）	→	18件（令和7年）

② 危機管理対策

施策の目標

本町における、あらゆる大規模自然災害に対するリスクを想定し、最悪の事態を避けられるよう、「野木町国土強靭化地域計画」に基づき、行政機能を維持するとともに、町民の生命・財産を守り、町民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図るため、危機管理体制の強化を図ります。

また、世界各国で大流行している新型コロナウイルス等の発生時の感染症対策を健康施策と連携し推進します。

現状と課題

日本各地において局地的豪雨や大雪、大型台風、地震等の災害が多く発生しており、甚大な被害を及ぼしています。

また、新型コロナウイルス等の感染症の発生により、感染拡大防止策の徹底は喫緊の課題となっています。

これらを踏まえ、本町では「野木町国土強靭化地域計画」・「野木町地域防災計画」・「野木町新型インフルエンザ（コロナウイルス）業務継続計画」・「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針」を策定し、危機管理体制を構築しました。

引き続き、大規模自然災害や新たな感染症等の発災・発生後において、最悪の事態に陥ることのないよう、あらゆるリスクを想定しながら強靭な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげることが必要となります。

令和元年東日本台風（台風第 19 号）による思川越水対策の様子

施策の概要

施策1：新たな大規模災害・感染症等への危機管理対策

「野木町国土強靭化地域計画」に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、町民の生命保護を最大限図り、地域社会の重要な機能維持、また町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化と、迅速な復旧・復興に努めます。

また、新型コロナウイルス等の新たな感染症に対応するため、町内及び近隣自治体、さらには日本国内および世界的な発症状況を注視し、的確かつ適切に社会情勢を見極め、必要な施策を講じます。

さらに、大規模自然災害と感染症との複合災害の発生を阻止するため、感染症対策を組み合わせた避難所運営訓練を定期的に実施し、危機管理体制の強化を図ります。

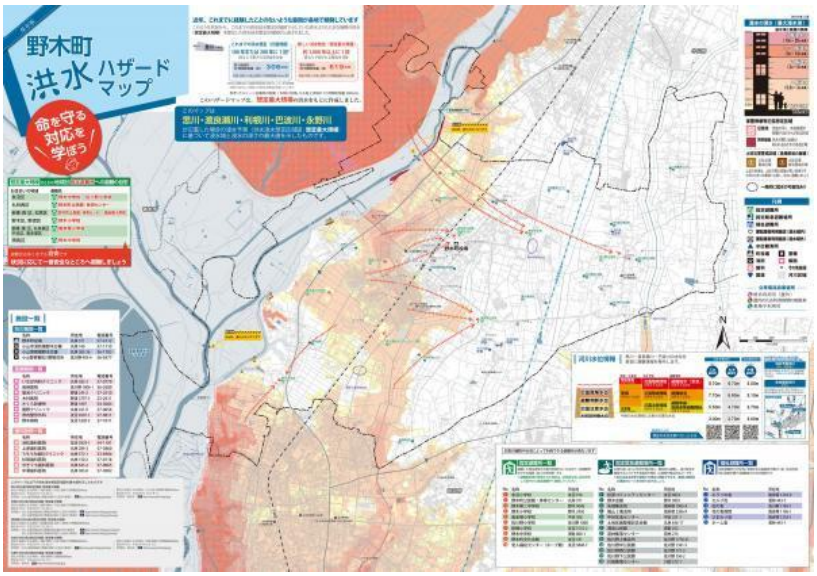

野木町洪水ハザードマップ

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
大規模自然災害発災時の人的・住宅被害件数（計画期間の累計）	0 件（令和元年度）	→	0 件（令和 7 年度）
全町避難訓練参加者数	3,349 人（令和元年度）	→	4,000 人（令和 7 年度）
主食となる非常食の数量	6,100 食（令和元年度）	→	9,000 食（令和 7 年度）
非常用寝具の数	58 セット（令和元年度）	→	300 セット（令和 7 年度）
防護服の備蓄数	468 セット（令和元年度）	→	1,000 セット（令和 7 年度）

分野別目標2 のびゆく産業のまちづくり（産業振興のまち）

① 農業振興

施策の目標

農業所得の向上や経営の安定化が促進されるよう支援を行うことで、町の基幹産業である農業の活性化を図ります。

現状と課題

農業を取り巻く情勢は、人口減少によるマーケットの縮小や、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化による外国産農産物の国内への流入や、異常気象による農作物・農業施設への被害、さらには感染症等の拡大による販売の減少など、多くの課題を抱えています。

これまで本町では、農業基盤整備、担い手の育成・確保、農業法人化、集落営農組合の設立、農地の集約化や高収益作物への転換推進など様々な施策に取り組んできましたが、事態が好転したとは言えない状況にあります。

今後も社会情勢を把握し、将来にわたり農業が衰退することなく、安心して農業経営が継続できる施策・支援策を見出すことが必要です。

野木町産特産トマト

大規模に生産される町内産トマト

施策の概要

施策1：農業競争力強化の推進

農産物の産地化を図り、独自性を活かしながら競争力強化を促進させるため、農業所得の向上や農地の集積・集約化への支援に努めます。

また、町民が安全で新鮮な地元農産物を入手し、地域内消費が促進されるよう、生産者と消費者の距離を近づけ、地産地消を推進します。

施策2：農業の担い手づくり

農業の法人化、農業後継者となる認定農業者の育成など、継続して農業経営を行う担い手に対して支援を行います。

また、新規就農者の育成・確保のための支援や就農情報の提供、就農相談等を充実させることで、新たな担い手づくりや新規就農者の経営安定化を図ります。

施策3：農業基盤整備の推進

国・県の補助事業などの活用により、計画的に農地の基盤整備事業を実施し、農作物の作りやすい環境づくりを行うことで、作業効率を高めるとともに生産性の向上を図ります。

また、経営体に対して、農業機械等の導入に係る助成事業の情報提供や、経営改善、発展に向けた取り組みを支援します。

施策4：高付加価値化への支援

町の農産物を生かした６次産業化を推進するため、意欲ある農業者等へ講演会、セミナーへの参加を促し、意見交換などを通じて６次産業化の魅力を見出すことにより、取り組むための支援を行います。

また、有機栽培等による農産物の高付加価値化の取り組みへの支援も積極的に行うことで、農産物のブランド化を促進します。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
農業算出額	19.1 億円（平成 30 年度）	→	22 億円（令和７年度）
認定農業者数	65 人（令和元年度）	→	75 人（令和７年度）
認定新規就農者数	１人（令和元年度）	→	３人（令和７年度）
基盤整備実施地区数	18 地区（令和元年度）	→	19 地区（令和７年度）
６次産業化法人数	１法人（令和元年度）	→	２法人（令和７年度）

② 工業振興

施策の目標

新たな産業用地整備の検討を行い、企業誘致を推進することで、工業の振興と雇用の拡大を目指します。また、企業間の連携を図るなど企業経営の安定化に対して支援を行います。

現状と課題

本町には、野木工業団地及び野木東工業団地の二つの工業団地があり、どちらの工業団地にも空き区画がないため、新たに野木東工業団地周辺新開山工業地区及び野木第二工業団地を整備しましたが、ともに完売となったため、新たな企業を誘致するための産業用地の空き区画がない状況となっています。

今後、社会情勢を考慮しながら、民間活用などの事業手法を含めた産業用地の整備について検討が必要です。

施策の概要

施策1：企業間連携の強化を推進

工場協会等において、企業間の交流や情報交換を重ねて連携を強化し、経営支援を行います。

また、中小企業への設備の近代化、経営の安定に必要な資金調達の円滑化を図るため、国・県及び町の融資制度等の積極的活用を促進します。

施策2：工業用地の確保

新たに進出を希望している企業や事業拡張を検討している企業のニーズに対応するため、周辺環境に配慮した適切な土地利用計画のもとに、新たな産業用地の候補地の検討を行います。

施策3：企業誘致の推進

本町への企業誘致を図るため、関係機関と連携し、企業ニーズの収集・共有に努めるとともに、企業に向けた町の魅力や情報を発信していきます。

また、産業用地に空き区画が発生した場合には、空白期間が発生しないよう、新たな企業の誘致や既存企業への利用促進を図ります。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
工場協会加入事業所数	39社 （令和元年度）	⇒	40社 （令和７年度）

③ 商業振興

施策の目標

町の活性化や町民の利便性向上を図るため、商業の振興を図ります。

また、消費者保護の観点から、消費者の被害防止や消費生活相談の充実に努めます。

現状と課題

近年、景気の衰退による個人消費の落込みや、インターネットなどによる通信販売等の普及に伴い、実店舗での商品の購入が減少している状況にあります。このような中で郊外型の大型店の進出が進んでおり、既存商店はこれらといかに共存できるかが大きな課題となっています。

町は、町商工会と連携して経営指導や、プレミアム付商品券の発行等を実施し、商業の活性化に取り組んでいます。

また、消費生活センターを開設し、消費生活の相談やイベント等での消費者問題に関わる情報提供も実施しています。その中で、消費者への迅速な情報提供が課題となっています。

施策の概要

施策１：商業の活性化

商業の発展には商工会の役割は重要であり、連携を取りながら支援に努めます。

また、プレミアム付商品券の発行等により、地元商店と全国チェーン店との共存共栄を図り、魅力ある商業サービスの充実に努めます。

さらに、町内商店の魅力を発信するため、町が発行したポタリングマップ等により、「のぎめし」などの商業情報をＰＲし、町商業の活性化を図ります。

加えて、中小企業振興資金により、優先的に融資を行い、町内の中小小売店の支援に努めます。

施策２：消費者保護の推進

消費者からの相談対応や、全国各地で発生している振り込め詐欺等について、消費生活センターの活用により、町内での消費者被害の未然防止に努めます。

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
商工会との協働事業件数	５件 （令和元年度）	→	７件 （令和７年度）
消費者保護に係る啓発活動件数（年）	５件 （令和元年度）	→	７件 （令和７年度）

④ 雇用対策

施策の目標

働く意欲を持つ人々が、各々のニーズに即した働き方が可能となるような雇用環境の実現を目指します。

現状と課題

現在、雇用情勢の変化により、パートやアルバイト等の非正規労働者が増加する傾向にあり、就業環境の厳しさが増しています。また、ライフスタイルの変化を踏まえて、多様な就労形態がみられるようになっています。

本町においては、ハローワークや小山市、また小山地区雇用協会と連携し、新卒者向けの就職相談会を開催しており、高齢者にはシルバー人材センターを活用した就労機会の確保に努めています。

今後は、若者、高齢者、女性、子どもを持つ保護者など、就職意欲がある人のニーズに応じて、短時間労働やフレックスタイム制など、多様で柔軟な働き方ができる環境整備が必要です。

ソーシャルディスタンスを確保して実施された女性就活セミナー

施策の概要

施策1：雇用対策の充実

働くことを希望している若者や高齢者、女性、子どもを持つ保護者など多様なニーズに対応し、雇用を創出するため、ハローワーク等と連携して雇用関連セミナー等を開催し、就職希望者への雇用関連情報の提供に努めます。

また、新たな就業形態として、有償の活動が補償できるＮＰＯ等の新規設立を支援するとともに、シニア世代の知識や技術、経験を活かし、就業や地域貢献につなげるためのシステムの構築について検討します。

施策2：就労支援の充実

誰もがいきいきと働ける環境整備や就業機会の確保に向け、小山労政事務所等と連携して、就労に関する相談会やセミナー等を開催し、希望者へのアドバイスに努めます。

また、創業意欲のある方に対し、創業費用の補助を行うことで、就労機会の醸成を図ります。

男女がともに輝けるまちづくり

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
有効求人倍率（各月の平均値）	0.83 倍 （令和元年度）	→	0.9 倍 （令和７年度）
高齢者の就業率	22.96% （平成 27 年度）	→	25.0% （令和７年度）
就業相談会・セミナーの開催件数（年）	４回 （令和元年度）	→	６回 （令和７年度）
創業費用補助利用件数	３件 （令和元年度）	→	６件 （令和７年度）

分野別目標3

地域の魅力を活かしたまちづくり（観光のまち）

1 観光振興

施策の目標

国指定重要文化財「野木町煉瓦窯」やラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」、町の花「ひまわり」、緑豊かな田園風景などの特色ある地域観光資源を有効活用することにより、誰もが訪れてみたくなる「花とレンガの町」を目指します。

現状と課題

国による、「観光立国宣言」から１５年が経過し、海外からの訪日客は増加していますが、一部の有名観光地に集中しており、その他の地域では増加の実感が得られていない状況にあります。

本町においては、町の一大イベントである「ひまわりフェスティバル」のほかに、野木町煉瓦窯では年４回イベントを開催し、また渡良瀬遊水地でも様々な講座等を開催しており、町内への観光入込客数は増加の傾向にあるものの、町の魅力を最大限発信するためにも、引き続き観光振興と情報の発信強化が求められます。

また、美しい田園風景が広がるＪＲ宇都宮線東側の観光事業についても検討していく必要があります。

以上を総合的に鑑み、今後も「花とレンガの町」野木町を発信していきます。

招福のまちフラワーカーペット事業

施策の概要

施策1：観光資源の整備と活用

夏の一大イベント「ひまわりフェスティバル」は、更なる集客を目指し、イベント内容の充実に努めます。

野木町煉瓦窯及び渡良瀬遊水地周辺エリアは、野木駅からのアクセス向上を図り、町内外とインバウンドによる多くの集客を目指すとともに、野木ホフマン館においてイベント等を開催することにより、町の魅力を広く発信します。

また、ＪＲ宇都宮線東側については、グリーンツーリズムや農村レストラン、民泊等について検討します。

さらに、近隣市町と連携を図り、観光資源の相互活用を促進します。

施策2：観光の担い手づくり

観光案内看板・マップ・観光情報誌等の充実を図り、観光客を受け入れるための体制づくりを強化します。特に、野木町煉瓦窯及び野木ホフマン館や渡良瀬遊水地など特色ある観光資源のガイドや、ボランティアなどによる地域観光コンシェルジュの充実を図ります。

ひまわりフェスティバルのひまわり迷路

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
観光入込客数（年）	202,736 人 （令和元年度）	→	231,000 人 （令和７年度）
ひまわりの作付け本数（ひまわりフェスティバル）	30 万本 （令和元年度）	→	35 万本 （令和７年度）
レンタサイクル利用台数（年）	1,270 台 （令和元年度）	→	1,500 台 （令和７年度）
観光ボランティアガイドの人数	34 人 （令和元年度）	→	50 人 （令和７年度）

② 野木ブランドの創出

施策の目標

本町が持つ魅力を野木ブランドとして創出・育成・発信することにより、町全体のイメージアップを目指します。

現状と課題

全国において、それぞれの地域の魅力を発信するため、特産品等を地域ブランドとして認定し、ＰＲ素材として活用しています。その中には、地域のＰＲという枠組みを離れ、大きな利益をもたらしているものもみられます。

本町においても、地域の活性化や町のイメージアップを目的とした「野木ブランド」の認定を実施しており、御菓子等の食品や、渡良瀬遊水地のよしず等の工業製品が認定されています。

現在の野木ブランドは、町の特産品や名産品による認定数が少ないだけでなく、知名度もあまり高くないため、普及・啓発を図るとともに、有形・無形にかかわらない新たなブランド品の創出が求められています。

６次産業化により
製造したひまわり油

野木ブランド認定の
ひまわり娘

施策の概要

施策1：野木ブランドの創出・支援

町ならではの魅力のある製品等の付加価値向上やイメージアップ、地域経済の活性化を図るため、野木ブランド認定事業を実施し、新たなブランド品の創出を促進します。

また、認定されたブランド品については、販路開拓やふるさと納税でのＰＲ、また継続的なブラッシュアップを行い、さらには地域内循環を促進させるブランド品の創出を図るなど、発展的な展開が図れるよう、支援策の充実を目指します。

さらに、ブランド認定事業については、製品など有形のものだけではなく、本町をイメージできる無形の資産についても認定を検討します。

施策2：野木ブランドの発信

野木ブランドを町内外に広く発信することで、町のイメージや商品の売上げ向上、定住・関係人口の創出や雇用の促進、観光振興など幅広い分野における相乗効果を生み出し、町の活性化を図ります。

ふるさと納税返礼品「熱気球搭乗体験」

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
野木ブランド認定数（累計）	17件 （令和元年度）	⇒	20件 （令和７年度）
ブランド商品開発支援補助件数（年）	0件 （令和元年度）	⇒	1件 （令和７年度）
町の魅力の町外へのＰＲ活動回数（年）	11回 （令和元年度）	⇒	22回 （令和７年度）

分野別目標4 時代に即応した情報のまちづくり（情報のまち）

1 Society5.0 の推進

施策の目標

全ての人とモノが繋がり、様々な知識と情報が共有されることにより、今までにない新たな価値を生み出す社会、「Society5.0」の実現に向けたまちづくりを推進します。

また、急速に発展する情報化社会に即応するため、町民や企業等が日常的にＩＣＴやデータを活用し、モバイル機器等を通じてあらゆるサービスを受けられるような地域社会を目指します。

現状と課題

近年、ＩｏＴ機器の普及やＡＩ技術等の進展により、多様かつ大量のデータの収集、分析などが可能となってきており、今後は個人情報を含むデータを安全・安心に流通、活用できる環境を整備したうえで、新たなサービスの創出による経済の活性化が期待されています。

本町においては、既にＩＣＴ機器を活用した授業を各小中学校で実施しており、児童生徒がより理解しやすい授業の実現を図ってきました。

今後は、行政運営においてもＩＣＴ利活用が避けられない状況になってきています。そのため、行政運営のデジタル化とそれに伴う業務の効率化・高度化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化にも一層取り組んでいくことが必要となっています。

タブレットを使用して授業を受ける児童

施策の概要

施策１：未来技術の活用推進

行政運営におけるＩＣＴ利活用の需要が高まるなか、行政のデジタル化を推進し、行政運営の効率化・高度化の実現を図ります。また、第５世代移動通信システム「５Ｇ」を活用し、地域課題の解決や住民サービスの向上を図るための施策について研究します。

また、業務の効率化と町民サービスの充実化を図るため、未来技術の活用を検討します。

福井県若狭町立野木小学校とのオンライン交流

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
未来技術を活用した行政事務	０件 （令和元年度）	⇒	２件 （令和７年度）

② 情報ネットワークの整備

施策の目標

多様な情報化ニーズに対応したサービスを提供するため、ホームページやＳＮＳ（Twitter、Facebook）、国が整備したマイナポータル等の媒体を活用して、必要な情報が伝わるネットワークを提供します。

また、行政運営において、情報ネットワークの整備を図り、業務の効率化・住民サービスの更なる向上を目指します。

さらに、広報のぎやホームページ、ＳＮＳがより多くの町民および町内外の方に対する情報発信ツールとして普及するよう、町の情報や魅力などを積極的に発信する方法の研究を進めます。

現状と課題

スマートフォンやタブレット端末などのモバイル端末の利用やキャッシュレス決済が増加していることから、これらに対応した情報やサービスの提供が求められています。

本町においては、マイナンバーカードの利用による証明書のコンビニ交付の実施や、マイナポータルの利用促進など、これまでも町民サービス向上のための情報施策に取り組んできました。

今後は、行政手続の電子化を推進することや、手軽に情報を取得できるようなネットワークの整備が必要となってきています。

また、町の情報は広報のぎやホームページ、さらにはＳＮＳを用いて発信しているほか、各報道機関と連携し、広く積極的な情報発信に努めています。

これからも、幅広い年代や多様な町民ニーズに合わせた情報の取得とアクセスしやすいツールを検討し、積極的な情報発信を行っていく必要があります。

住民窓口で電子申請する子育て世代

施策の概要

施策1：情報ネットワークの整備

公共施設等の無線ＬＡＮの整備やマイナンバー制度等を活用した行政手続の電子化を推進することにより、町民の利便性向上を図ります。

また、高度化する情報セキュリティ問題に対しては、町の情報資産の安全を守るため、情報セキュリティレベルの向上に継続的に取り組みます。

施策2：多様な広報公聴活動の推進

ホームページは、情報の一元化を図り、求めている情報へ辿り着きやすく、見やすいレイアウト及び迅速な情報発信を目指します。

また、引き続きＳＮＳを活用し、幅広い年齢層へ情報を発信するほか、新たな情報発信方法についても検討します。

広報のぎは、ホームページやＳＮＳを利用できない高齢者等にも配慮し、引き続き見やすい紙面の作成に努めます。

さらに、町民との直接対話の場である町政地区懇談会については、幅広い年代の町民が参加できるよう、開催方法や周知方法などの工夫を行い、より多くの意見が常に町政に反映できるように努めます。

情報化社会に対応するため
勉強するのぎのん

施策分野に関連するSDGs

まちづくり指標

指標名	現況値		目標値
町の情報施策に対する満足度（アンケート調査）	15.0% （令和元年度調査）	→	30.0% （令和６年度調査）
公共施設のＬＡＮ整備箇所数	０箇所 （令和元年度）	→	６箇所 （令和７年度）
ホームページ閲覧件数（年）	1,183 千件 （令和元年度）	→	1,600 千件 （令和７年度）
ＳＮＳ（Twitter・Facebook）フォロワー数	681 件 （令和元年度）	→	1,300 件 （令和７年度）
町政地区懇談会参加者数（年）	154 人 （令和元年度）	→	200 人 （令和７年度）

第3章 総合計画の推進に向けて

１．行財政基盤の安定

（１）効果的・効率的な行政運営

本町を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、効果的・効率的な行政運営を図るため、「第６次行政改革大綱」を定め、以下の取り組みを推進します。

①　効果的・効率的な組織

社会情勢の変化や多様な町民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、事務の整理・統合及び事務分担を明確にするなど、事務の効率化を図ります。また、必要に応じて組織機構の見直しを行います。

②　定員管理及び事務の効率化

将来を見据えた定員管理により、適正な職員数の確保に努めます。また、業務内容の見直しにより効率的な行政運営の実現を目指すとともに、働き方改革の推進により、時間外勤務の削減等に努めます。

③　人材育成の推進

限られた人材の中で、職員一人ひとりの能力・可能性を引き出し活用するため、人材育成基本方針の着実な実施を図ります。また、職員研修の充実や定年退職者の再任用などにより、人材の有効活用を図ります。

（２）財政経営の健全化

本町では、限られた財源の効率的な活用を図り持続可能な財政運営を行う指針として、令和２年３月に「第３期野木町財政計画」を策定し、健全な財政運営に努めています。

しかしながら、昨今の経済状況や社会情勢は著しく変化しており、それらの財政運営に及ぼす影響等にも柔軟に対応するとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要にも的確に対応する必要があります。

そのため、自主財源の確保、既存の事務事業の見直し等による経常的経費の縮減、補助金等の整理合理化などにより、財政構造の弾力性の確保を図ります。また、基金の適切な運営、計画的な施設整備業の実施、町債活用の適正化などにより、財政運営の安定性・継続性の確保を図ります。

２．多様な主体との連携

本町では、小山市、下野市、茨城県結城市とともに定住自立圏を形成し、それぞれが相互連携、機能補完しながら一体となり、人口減少、少子高齢化社会の中で経済発展・定住促進に取り組むこととしています。

また、栃木市、小山市や県境に接する茨城県古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町とともに「関東どまんなかサミット会議」を開催し、魅力ある圏域の形成を目指し、災害時の相互応援や公共施設の相互利用、人事交流などで連携・協力の強化に向けた取り組みを行っています。

今後も、隣接する自治体等と広域的に連携することにより、地域全体としての機能向上や活性化、効率的な行政運営を推進します。

さらに、ラムサール条約登録湿地や煉瓦、ひまわりなど、共通する地域資源を有する他自治体等と協力しながら諸施策を推進することで地域活性化を図ります。

また、町民、地域、企業、ＮＰＯ等と、役割を分担しながら連携し、効果的・効率的に事業を進めることで、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進します。

３．市町村合併の研究

社会・経済の動向や町民の意向を把握しながら、将来の選択肢の一つとして、市町村合併について、庁内検討委員会にて調査・研究を継続的に進めます。また、合併におけるメリット・デメリット等についても、町民に情報提供していきます。

４．総合計画の進行管理

総合計画を実現するため、事業の目標を明確に掲げ（Plan）、関係各課における責任ある業務の遂行（Do）に加え、当初の目標が達成できたかを検証するとともに課題を明確化（Check）し、成果をより高めるために必要な改善を行っていく（Action）というＰＤＣＡサイクルを着実に運用していきます。

５．野木町総合戦略との関係

総合計画は町政の全分野に係る計画であり、人口減少という社会重要課題に特化した「第２期野木町総合戦略」（令和３年３月策定）を含む最上位計画として位置づけられます。

なお、総合計画における目標人口は、総合戦略と同時に策定された「野木町人口ビジョン」の「人口の将来展望」に基づいて設定しています。

町の鳥「ふくろう」

資料編

町の花「ひまわり」

町の木「えんじゅ」

資料編

1．基本計画分野別計画におけるまちづくり指標

（1）人を育み生きる喜びがあふれるまち

分野別目標	施策分野	まちづくり指標	現況値	目標値
〔1〕学ぶ姿勢がみなぎるまちづくり（教育のまち）	①学校教育の充実	町の教育施策に対する満足度（アンケート調査）	34.5%（令和元年度調査）	40.0%（令和 6 年度調査）
		スクールカウンセラー巡回回数（年）	100 回（令和元年度）	115 回（令和 7 年度）
		幼保小中連絡会議・研修会回数（年）	14 回（令和元年度）	16 回（令和 7 年度）
		ＡＬＴ（外国語指導助手）配置人数	7 人（令和元年度）	7 人（令和 7 年度）
	②生涯学習の充実	生涯学習ボランティア連絡会団体数	7 団体（令和元年度）	7 団体（令和 7 年度）
		家庭教育学級参加者数（年）	820 人（令和元年度）	840 人（令和 7 年度）
		人権が侵害されていると思う人の割合（アンケート調査）	35.3%（令和元年度調査）	25.0%（令和 6 年度調査）
		街頭指導回数（年）	3 回（令和元年度）	5 回（令和 7 年度）
		おはやし教室参加者数（年）	56 人（令和元年度）	60 人（令和 7 年度）
	③読書のまちの推進	図書館来館者数（年）	107,310 人（令和元年度）	120,000 人（令和 7 年度）
		図書等貸出点数（年）	187,433 点（令和元年度）	210,000 点（令和 7 年度）
		おはなし会等各種イベント参加者数（年）	3,846 人（令和元年度）	4,000 人（令和 7 年度）
〔2〕安心して子どもを産み育てられるまちづくり（結婚・妊娠・出産・子育てのまち）	①結婚・妊娠・出産・子育ての支援	ひまわり館での結婚に関する相談件数（年）	1 件（令和元年度）	5 件（令和 7 年度）
		婚姻件数（年）	79 件（令和元年度）	95 件（令和 7 年度）
		出生数（年）	153 人（令和元年度）	210 人（令和 7 年度）
	②子育て環境の充実	保育所待機児童数（年）	0 人（令和元年度）	0 人（令和 7 年度）
		学童保育待機児童数（1～4 年生）（年）	2 人（令和元年度）	0 人（令和 7 年度）
		町の子育て施策に対する満足度（アンケート調査）	26.8%（令和元年度調査）	35.0%（令和 6 年度調査）
〔3〕文化の薫り高いまちづくり（文化のまち）	①文化の振興	文化祭参加団体数（年）	100 団体（令和元年度）	115 団体（令和 7 年度）
		町指定文化財数	18 件（令和元年度）	20 件（令和 7 年度）
		文化財説明板の数	20 基（令和元年度）	22 基（令和 7 年度）
	②文化財の保全・利活用	野木町煉瓦窯への見学者数（累計）	70,274 人（令和元年度）	145,000 人（令和 7 年度）
		煉瓦窯ボランティアガイドの人数	20 人（令和元年度）	22 人（令和 7 年度）

（2）自然と共生したうるおいのあるまち

分野別目標	施策分野	まちづくり指標	現況値	目標値
〔1〕花いっぱい、水と緑のまちづくり（自然が豊かなまち）	①自然と調和したまちづくり	花壇等活動場所数	34 箇所（令和元年度）	39 箇所（令和 7 年度）
		ひまわり油製造本数（年）	270 本（令和元年度）	300 本（令和 7 年度）
		苗木等の配布数（年）	200 本（令和元年度）	400 本（令和 7 年度）
	②自然環境の保全	環境に係る啓発活動件数（年）	2 件（令和元年度）	3 件（令和 7 年度）
		平地林の保全・利活用のための講座開催数（年）	0 回（令和元年度）	1 回（令和 7 年度）
		森林ボランティア団体数	1 団体（令和元年度）	2 団体（令和 7 年度）
	③渡良瀬遊水地等の保全・利活用	渡良瀬遊水地関連事業参加者数（年）	2,626 人（令和元年度）	3,000 人（令和 7 年度）
		水辺の楽校関連事業参加者数（年）	1,318 人（令和元年度）	3,000 人（令和 7 年度）
〔2〕快適で住みよいまちづくり（快適なまち）	①魅力ある都市の創出	町民一人当たりの都市公園面積	10.53 ㎡（令和元年度）	11.33 ㎡（令和 7 年度）
		地籍調査実施面積（累計）	0.95 ㎢（令和元年度）	2.46 ㎢（令和 7 年度）
	②生活環境の充実	上水道普及率	97.97%（令和元年度）	98.00%（令和 7 年度）
		下水道普及率	73.4%（令和元年度）	75.0%（令和 7 年度）
		狂犬病予防注射率	75.8%（令和元年度）	77.0%（令和 7 年度）
		空き家の管理改善件数(累計)	47 件（令和元年度）	105 件（令和 7 年度）
		空き家バンク登録件数（累計）	2 件（令和元年度）	14 件（令和 7 年度）
	③交通ネットワークの整備	町道改良済延長（累計）	252.4km（令和元年度）	255.0km（令和 7 年度）
		町道の歩道設置延長（累計）	46,316m（令和元年度）	47,000m（令和 7 年度）
		デマンドタクシー利用登録者数	2,653 人（令和元年度）	3,553 人（令和 7 年度）
〔3〕地球にやさしいまちづくり（リサイクルのまち）	①循環型社会の形成	３Ｒ活動推進イベント回数（年）	3 回（令和元年度）	3 回（令和 7 年度）
		資源物集団回収団体数	28 団体（令和元年度）	28 団体（令和 7 年度）
		一人当たりのごみ排出量（１日）	853g（令和元年度）	810g（令和 7 年度）
		一人当たりの家庭系可燃ごみの排出量（１日）	434g（令和元年度）	400g（令和 7 年度）
		フードドライブによる食品提供件数（年）	12 件（令和元年度）	50 件（令和 7 年度）
	②地球温暖化対策の推進	町施設におけるＣＯ２排出量（年）	1,052,503kg（令和元年度）	1,020,927kg（令和 7 年度）
		太陽光を利用した発電機器のある住宅戸数	740 戸（平成 30 年度）	770 戸（令和 7 年度）

（3）支えあい、心ふれあうやさしいまち

分野別目標	施策分野	まちづくり指標	現況値	目標値
〔1〕やすらぎに満ちたやさしいまちづくり（福祉のまち）	①高齢者福祉の充実	ふれあいサロン事業利用者数（年）	3,981 人（令和元年度）	4,800 人（令和 7 年度）
		緊急通報体制整備事業利用者数（年）	203 人（令和元年度）	300 人（令和 7 年度）
		一般介護予防体操実施会場数（年）	0 箇所（令和元年度）	6 箇所（令和 7 年度）
		地域ケア会議の開催回数（年）	7 回（令和元年度）	12 回（令和 7 年度）
		介護事業所への実地指導回数（年）	3 回（令和元年度）	4 回（令和 7 年度）
	②社会福祉の充実	地域移行支援・地域定着支援	7 人（令和元年度）	16 人（令和 7 年度）
		障がい者優先調達	827 千円（令和元年度）	1,000 千円（令和 7 年度）
		安全・安心見守りネットワーク事業登録者	611 人（令和元年度）	900 人（令和 7 年度）
		町の福祉施策に対する満足度（アンケート調査）	27.8%（令和元年度調査）	32.0%（令和 6 年度調査）
	③地域共生社会の実現	ひまわり館での相談の終結割合（年）	68.0%（令和元年度）	75.0%（令和 7 年度）
		ひまわり館での人材育成講座受講者数（年）	221 人（令和元年度）	300 人（令和 7 年度）
〔2〕いきいき暮らせる健やかなまちづくり（健康のまち）	①保健医療体制の充実	健康寿命（男）	78.7 歳（令和元年度）	80.0 歳（令和 7 年度）
		健康寿命（女）	83.7 歳（令和元年度）	84.6 歳（令和 7 年度）
		新しい生活様式を実践する町民の割合（アンケート調査）	未調査	90.0%（令和 6 年度調査）
	②生涯スポーツの推進	スポーツ教室参加者数（年）	1,621 人（令和元年度）	2,000 人（令和 7 年度）
		生涯学習人材バンク登録者数（スポーツ系）	18 人（令和元年度）	20 人（令和 7 年度）
		スポーツ施設の利用者数（年）	149,943 人（令和元年度）	161,500 人（令和 7 年度）
〔3〕心のかようあたたかいまちづくり（ふれあいのまち）	①ふれあいの拠点づくり	自治会加入率	72.1%（令和元年度）	73.6%（令和 7 年度）
		新たなふれあいの拠点整備箇所数	1 箇所（令和元年度）	2 箇所（令和 7 年度）
	②ふれあいの地域づくり	協働のまちづくり等支援事業活用団体数	5 事業（令和元年度）	5 事業（令和 7 年度）
		男女共同参画推進事業所認定数	4 社（令和元年度）	16 社（令和 7 年度）
		ワーク・ライフ・バランスセミナー参加人数（年）	118 人（令和元年度）	300 人（令和 7 年度）
		審議会等の女性委員の割合	27.1%（令和元年度）	30.0%（令和 7 年度）
	③人の流れの創出	定住促進補助金申請件数（累計）	393 件（令和元年度）	800 件（令和 7 年度）
		移住相談会相談件数（累計）	13 件（令和元年度）	90 件（令和 7 年度）
		町の休日の滞在人口率	92.3%（令和元年度）	95.0%（令和 7 年度）

（4）活力に満ちたのびゆくまち

分野別目標	施策分野	まちづくり指標	現況値	目標値
〔1〕生命・財産を守るまちづくり（安全安心のまち）	①防災対策	自主防災組織数	6 組織 （令和元年度）	12 組織 （令和 7 年度）
		防災士数	26 人 （令和元年度）	32 人 （令和 7 年度）
		消防団員数	139 人 （令和元年度）	140 人 （令和 7 年度）
		一般住宅の耐震化率	86.3% （令和元年度）	95.0% （令和 7 年度）
		町の安全安心のまちに対する満足度（アンケート調査）	32.3% （令和元年度調査）	35.0% （令和 6 年度調査）
	②防犯・交通安全対策	自主防犯パトロール隊数	109 人 （令和元年度）	150 人 （令和 7 年度）
		防犯灯数	2,615 灯 （令和元年度）	2,680 灯 （令和 7 年度）
		町内の犯罪発生件数（年）	38 件 （令和元年）	4 件 （令和 7 年）
		交通事故発生件数（年）	35 件 （令和元年）	18 件 （令和 7 年）
	③危機管理対策	大規模自然災害発災時の人的・住宅被害件数（計画期間の累計）	0 件 （令和元年度）	0 件 （令和 7 年度）
		全町避難訓練参加者数	3,349 人 （令和元年度）	4,000 人 （令和 7 年度）
		主食となる非常食の数量	6,100 食 （令和元年度）	9,000 食 （令和 7 年度）
		非常用寝具の数	58 セット （令和元年度）	300 セット （令和 7 年度）
		防護服の備蓄数	468 セット （令和元年度）	1,000 セット （令和 7 年度）
〔2〕のびゆく産業のまちづくり（産業振興のまち）	①農業振興	農業算出額	19.1 億円 （平成 30 年度）	22 億円 （令和 7 年度）
		認定農業者数	65 人 （令和元年度）	75 人 （令和 7 年度）
		認定新規就農者数	1 人 （令和元年度）	3 人 （令和 7 年度）
		基盤整備実施地区数	18 地区 （令和元年度）	19 地区 （令和 7 年度）
		６次産業化法人数	1 法人 （令和元年度）	2 法人 （令和 7 年度）
	②工業振興	工場協会加入事業所数	39 社 （令和元年度）	40 社 （令和 7 年度）
	③商業振興	商工会との協働事業件数	5 件 （令和元年度）	7 件 （令和 7 年度）
		消費者保護に係る啓発活動件数（年）	5 件 （令和元年度）	7 件 （令和 7 年度）
	④雇用対策	有効求人倍率（各月の平均値）	0.83 倍 （令和元年度）	0.9 倍 （令和 7 年度）
		高齢者の就業率	22.96% （平成 27 年度）	25.0% （令和 7 年度）
		就業相談会・セミナーの開催件数（年）	4 回 （令和元年度）	6 回 （令和 7 年度）
		創業費用補助利用件数	3 件 （令和元年度）	6 件 （令和 7 年度）

〔３〕地域の魅力を活かしたまちづくり（観光のまち）	①観光振興	観光入込客数（年）	202,736 人 （令和元年度）	231,000 人 （令和 7 年度）
		ひまわりの作付け本数（ひまわりフェスティバル）	30 万本 （令和元年度）	35 万本 （令和 7 年度）
		レンタサイクル利用台数（年）	1,270 台 （令和元年度）	1,500 台 （令和 7 年度）
		観光ボランティアガイドの人数	34 人 （令和元年度）	50 人 （令和 7 年度）
	②野木ブランドの創出	野木ブランド認定数（累計）	17 件 （令和元年度）	20 件 （令和 7 年度）
		ブランド商品開発支援補助件数（年）	0 件 （令和元年度）	1 件 （令和 7 年度）
		町の魅力の町外へのＰＲ活動回数（年）	11 回 （令和元年度）	22 回 （令和 7 年度）
〔４〕時代に即応した情報のまちづくり（情報のまち）	①Society5.0 の推進	未来技術を活用した行政事務	0 件 （令和元年度）	2 件 （令和 7 年度）
	②情報ネットワークの整備	町の情報施策に対する満足度（アンケート調査）	15.0% （令和元年度調査）	30.0% （令和 6 年度調査）
		公共施設のＬＡＮ整備箇所数	0 箇所 （令和元年度）	6 箇所 （令和 7 年度）
		ホームページ閲覧件数（年）	1,183 千件 （令和元年度）	1,600 千件 （令和 7 年度）
		ＳＮＳ（Twitter・Facebook）フォロワー数	681 件 （令和元年度）	1,300 件 （令和 7 年度）
		町政地区懇談会参加者数（年）	154 人 （令和元年度）	200 人 （令和 7 年度）

２．関連計画一覧（令和３年３月現在）

名称	計画期間	
野木町国土強靭化地域計画	令和 2 年度～令和 7 年度	6 年
野木町人口ビジョン	平成 27 年度～令和 27 年度	30 年
第２期野木町総合戦略	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
国土利用計画野木町計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
第６次野木町行政改革大綱	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
第３期野木町財政計画	令和 2 年度～令和 7 年度	6 年
野木町地域防災計画（改訂）	平成 28 年度改正	―
野木町国民保護計画	平成 19 年 3 月策定	―
水防計画	令和 2 年度策定	―
人材育成基本方針	平成 31 年 3 月策定	―
人材育成実施計画	平成 31 年度～令和 5 年度	5 年
野木町役場特定事業主行動計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
野木町定員管理計画	令和 2 年度～令和 6 年度	5 年
野木町役場障がい者活躍推進計画	令和 2 年度～令和 6 年度	5 年
野木町空家等対策計画	平成 30 年度～令和 4 年度	5 年
野木町データヘルス計画	平成 29 年度～令和 5 年度	7 年
野木町国民健康保険特定健康診査等実施計画　（第３期計画）	平成 30 年度～令和 5 年度	6 年
野木町新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 26 年 12 月策定	―
野木町新型インフルエンザ（コロナウイルス）業務継続計画	令和 2 年 4 月策定	―
第３期野木町健康増進計画	令和元年度～令和 5 年度	5 年
野木町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第８期）	令和 3 年度～令和 5 年度	3 年
野木町地域福祉計画・野木町地域福祉活動計画	平成 29 年度～令和 3 年度	5 年
第３期野木町障がい者計画	平成 30 年度～令和 5 年度	6 年
第６期野木町障がい福祉計画	令和 3 年度～令和 5 年度	3 年
第２期野木町障がい児福祉計画	令和 3 年度～令和 5 年度	3 年
第９期野木町分別収集計画	令和 2 年度～令和 6 年度	5 年
野木町一般廃棄物処理基本計画	令和 3 年度～令和 12 年度	10 年
野木町役場地球温暖化対策実行計画	平成 31 年度～令和 5 年度	5 年
野木町災害廃棄物処理計画	令和 3 年 3 月策定	―
野木町協働のまちづくり指針	平成 24 年 3 月策定	―
第３次野木町人権施策推進基本計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
第３次野木町男女共同参画プラン	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
野木農業振興地域整備計画	令和 3 年 1 月策定	―
野木町森林整備計画	平成 29 年度～令和 8 年度	10 年
野木町人・農地プラン	令和 3 年 3 月策定	―
野木町食育推進計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
野木町地籍調査事業基本計画	平成 26 年 10 月策定	―
水と緑と歴史のふるさとプラン	平成 26 年度策定	―
野木町都市計画マスタープラン	平成 23 年度～令和 17 年度	20 年
野木町緑の基本計画	平成 14 年度～令和 4 年度	20 年
野木町橋梁長寿命化修繕計画	平成 25 年 3 月策定	―
第三期野木町建築物耐震改修促進計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
野木町公営住宅長寿命化計画	平成 28 年度～令和 7 年度	10 年
野木町舗装長寿命化修繕計画	平成 30 年 2 月策定	―
野木町公園施設長寿命化計画	平成 31 年 2 月策定	―
野木町生活排水処理構想	平成 28 年度～令和 17 年度	20 年
第 2 期野木町子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度～令和 6 年度	5 年
野木町子ども読書活動推進計画書（第三期）「ひまわりっ子読書プラン」	平成 30 年度～令和 4 年度	5 年
第４期野木町生涯学習まちづくり推進計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年
野木町読書活動推進計画	令和 3 年度～令和 7 年度	5 年

３．計画策定の経過

（１）審議の状況

件名・日にち	議事等
第１回　総合計画策定委員会 令和２年７月１日（水）	・野木町総合計画（後期基本計画）の策定に向けて ・後期基本計画　施策体系（案）について
第１回　まちづくり推進会議 令和２年８月６日（木）	・総合計画策定の趣旨 ・策定体制について ・策定スケジュールについて ・まちの将来を見据えて（フリートーキング）
第２回　総合計画策定委員会 令和２年９月２日（水）	・前期基本計画まちづくり指標の実績について ・後期基本計画　基本目標１及び２の施策（案）について
第３回　総合計画策定委員会 令和２年９月２５日（金）	・後期基本計画　基本目標３及び４の施策（案）について ・後期基本計画　まちづくり指標（案）について
第２回　まちづくり推進会議 令和２年１０月１３日（火）	・野木町総合計画　後期基本計画（案）について
第４回　総合計画策定委員会 令和２年１１月４日（水）	・後期基本計画（案）に対するまちづくり推進会議の意見ついて ・後期基本計画　第１章及び第３章（案）について
パブリックコメントの実施 令和２年１２月７日（月）から 令和３年１月６日（水）まで	・野木町総合計画　後期基本計画（案）について
第３回　まちづくり推進会議 （書面会議）	・野木町総合計画　後期基本計画（案）について
振興計画審議会 令和３年２月１２日（金）	・野木町総合計画　後期基本計画（案）について
第５回　総合計画策定委員会 令和３年３月１９日（金）	・町民等からの意見及び後期基本計画（最終案）について ・第８次野木町総合計画基本構想の変更について（報告）

（2）まちづくり推進会議委員名簿（敬称略）

番号	区　分	氏　名	団体等	備考
1	1 号委員	坂口　進治	町議会議員	
2	〃	長澤　晴男	町議会議員	
3	2 号委員	中村　祐司	宇都宮大学（教授）	会長
4	〃	陣内　雄次	宇都宮大学（教授）	
5	3 号委員	下坂　孝	区長会	
6	〃	鈴木　誠	農業委員会	
7	〃	小島　三利	商工会	
8	〃	上野　安吉	工場協会	
9	〃	舘野　悦男	教育委員会	副会長
10	〃	大髙　和広	消防団	
11	〃	星野　英子	女性団体連絡協議会	
12	〃	小倉　優子	母子保健推進員協議会	
13	4 号委員	大髙　健		
14	〃	難波　将俊		
15	〃	鶴岡　学		

野木町まちづくり推進会議設置要綱（抜粋）

第２条　本会議の構成員は、20 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が任命する。

１号委員：町議会議員

２号委員：知識経験を有する者

３号委員：各種団体の代表者

４号委員：その他町長が必要と認める者

4．アンケート調査結果の概要

（1）調査概要

①　調査目的

本アンケートは、「第８次野木町総合計画（後期基本計画）」及び「第２期野木町総合戦略」の策定に向けて、町民の意向を把握・分析し、両計画の内容や今後の町政に反映させていくことを目的に実施します。

②　調査方法

調査地区	野木町全域
調査対象	町内在住の中学2年生、 町内在住の 16 歳以上の方を無作為抽出
標本数	3,000 票
調査時期	令和元年12月18 日(水)～ 令和2年1月20日(月)
調査方法	郵送による配布･回収

③　回答結果

配布数	3,000 票
回答数	1,168 票
有効回答数	1,165 票
回答率	38.8%

④　集計方法等

- 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答については、回答者数を基数として百分率（%）で示しています。したがって、合計値は 100%にならない場合もあります。
- 問いの中には「～に〇をつけた方にお聞きします」などいろいろな制限があり、回答者の数が少ない問いが含まれます。また、クロス分析においても項目によっては回答者数が少なく、有意性が低いものもあります。

（２）調査結果（主なものの抜粋）

問１　野木町の全体的な住みやすさについてどう思いますか。（○は１つ）（ｎ＝1,165）

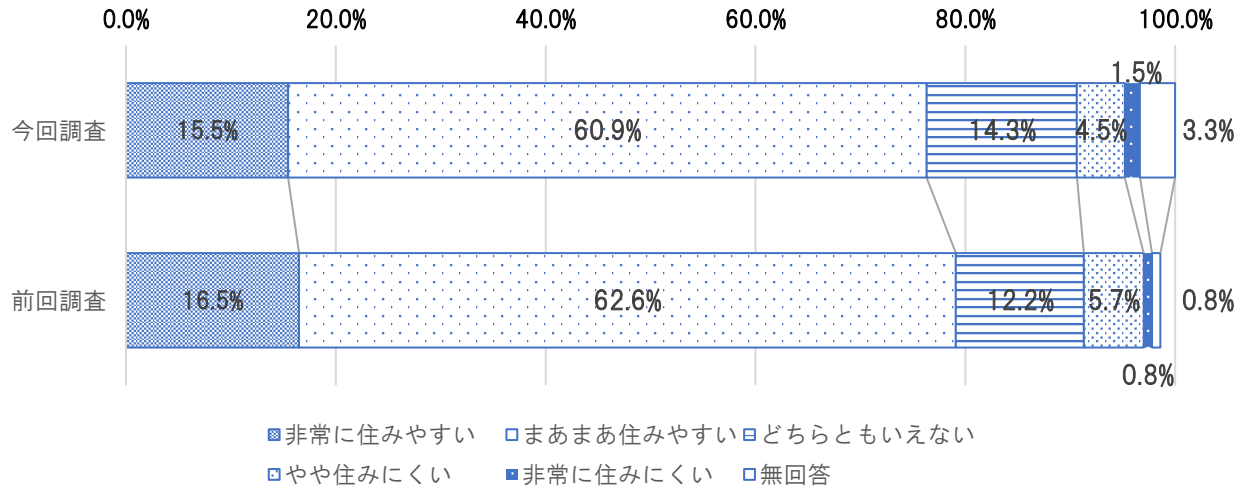

問２－１　お住まいの地区をとりまく住環境やインフラの整備の状況について、どのように評価していますか。１つに○をつけてください。

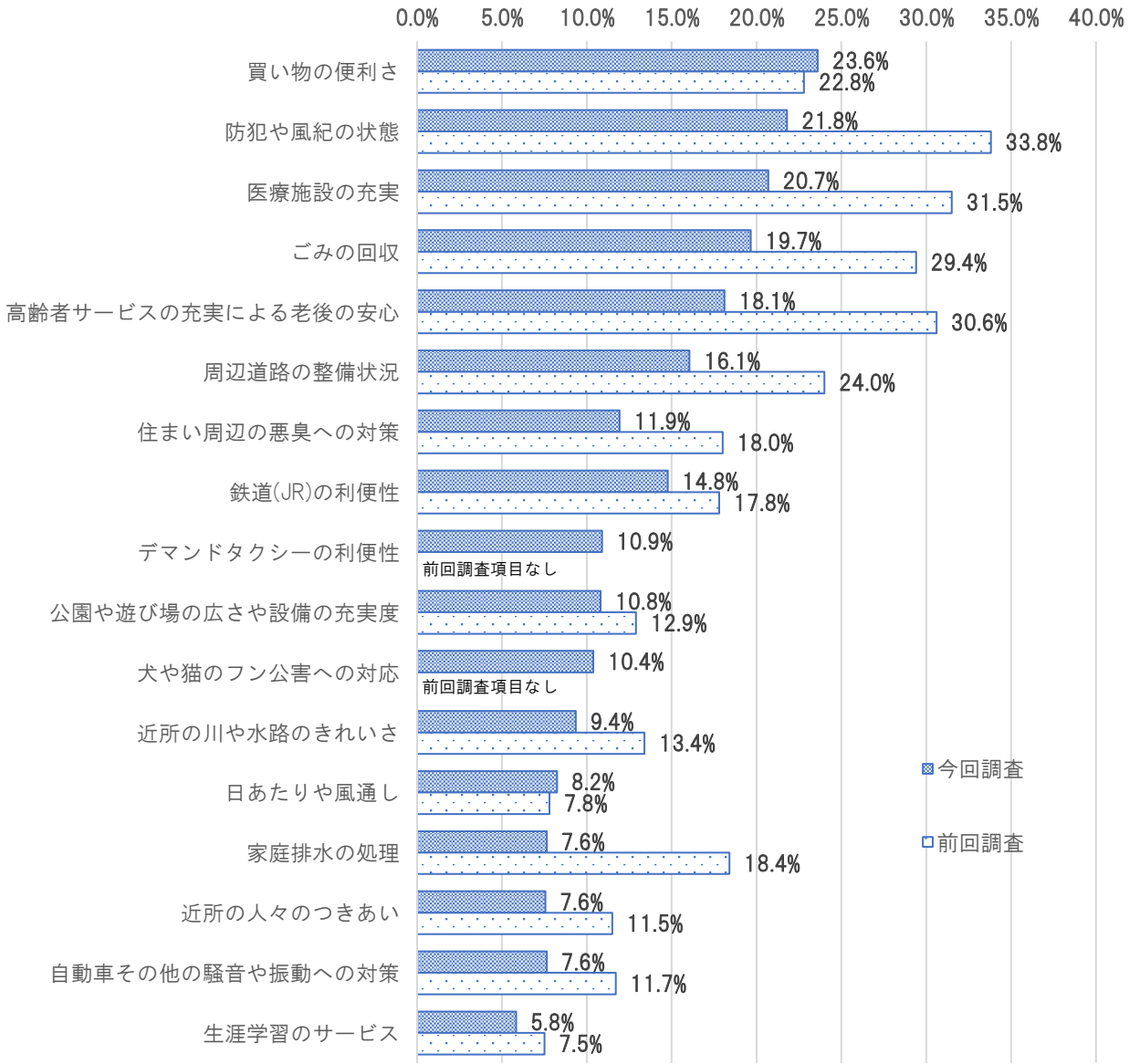

問３　様々な情報を得る手段として有効な方法は何だと思いますか。（○は２つまで）

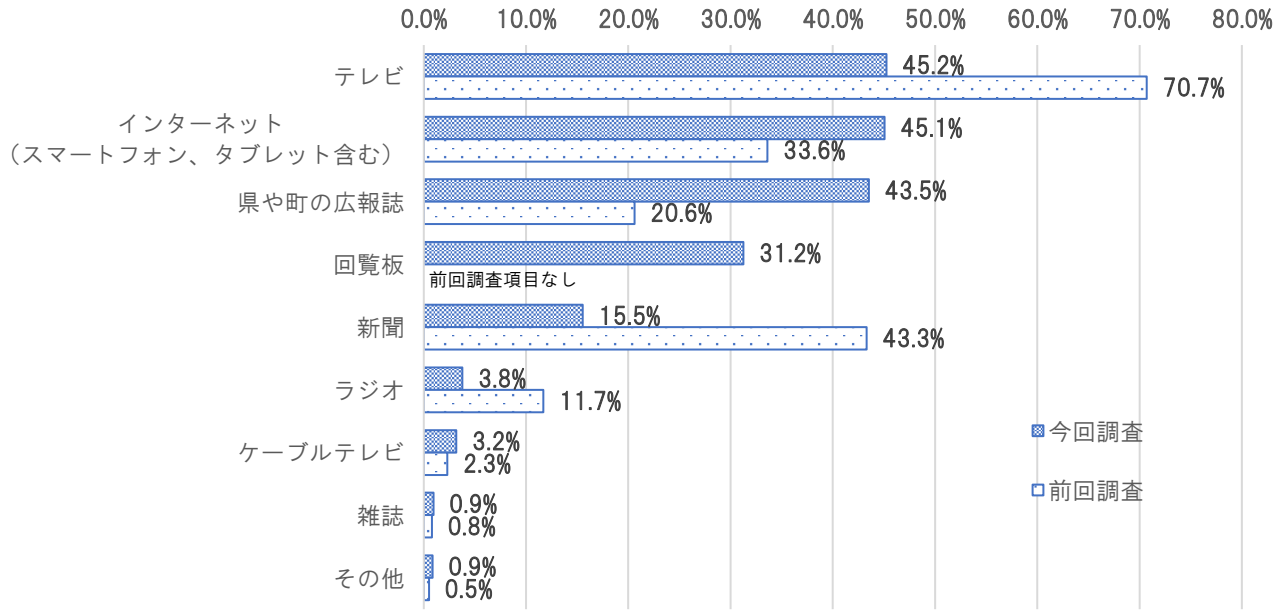

問４　インターネットを利用して町のホームページ、フェイスブックまたはツイッターを見たことがありますか。（○は１つ）

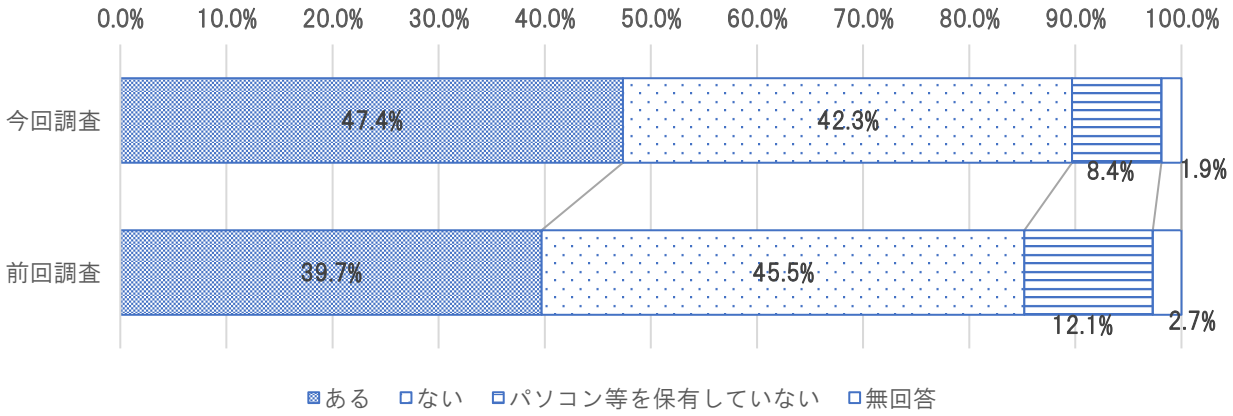

問５　所得税の申告や行政申請などを、インターネットを介して利用したことがありますか。または利用したいと思いますか。（○は１つ）

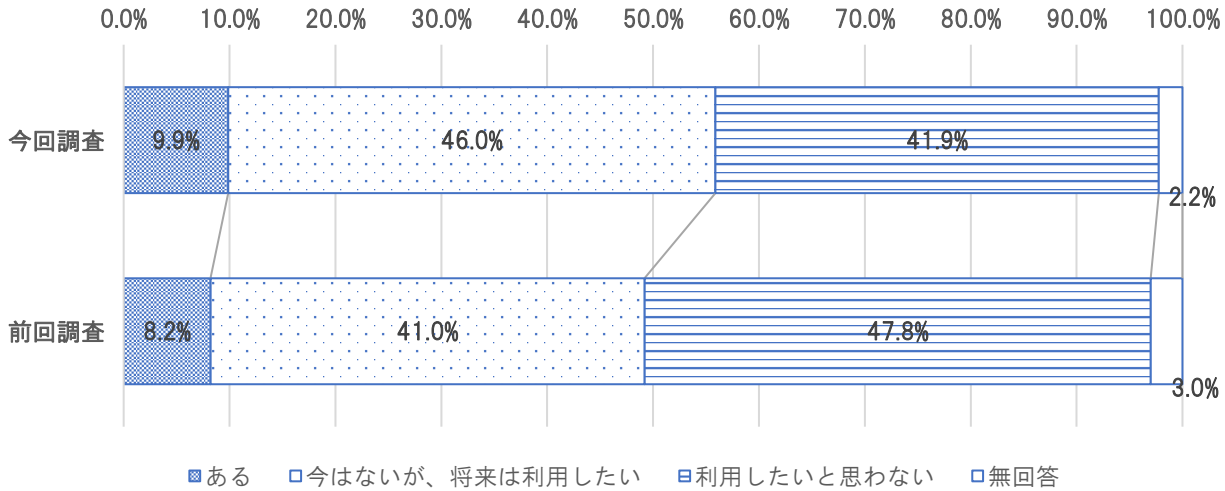

問６　町からの情報でもっと詳しく知りたいものは何ですか。（○は３つまで）

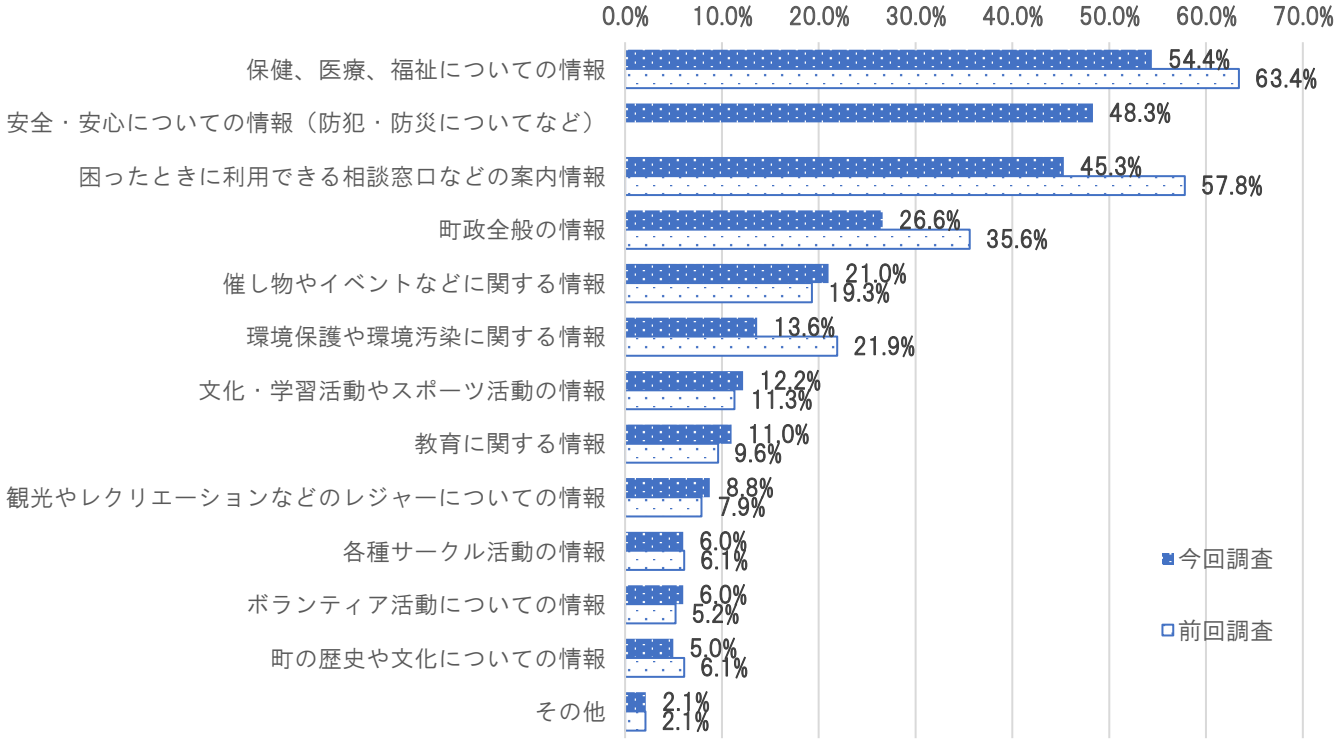

問７　地域の人とどのようなおつきあいをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

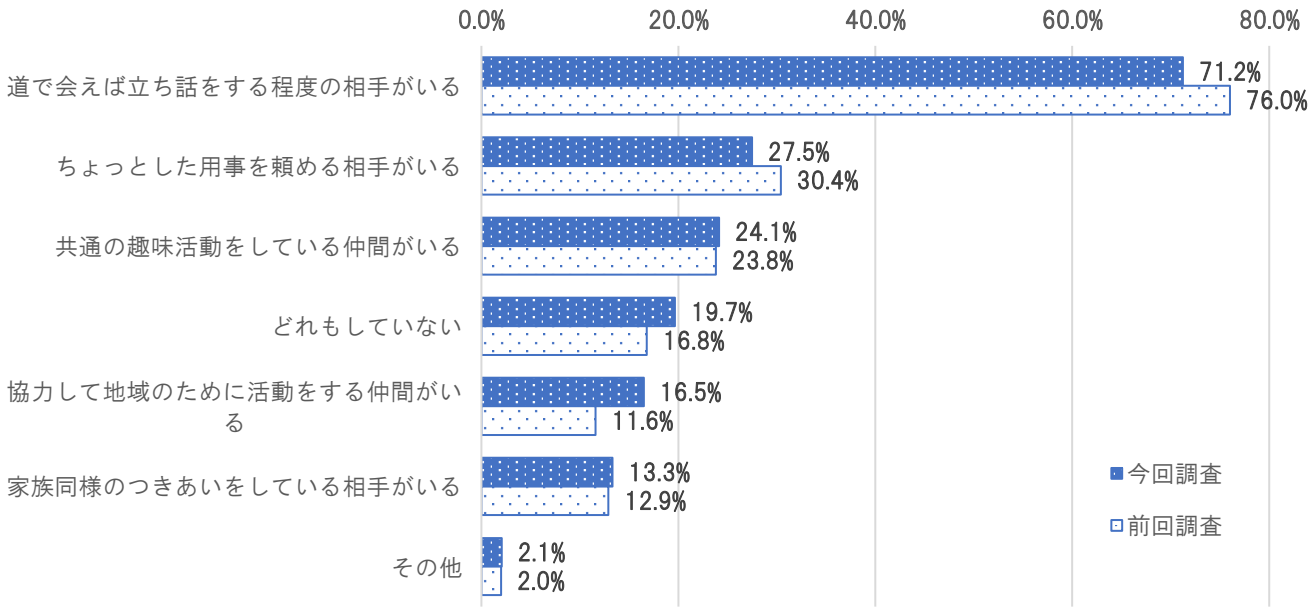

問８（１）　ボランティア活動についておたずねします。

ボランティア活動への参加に関心がありますか。（○は１つ）

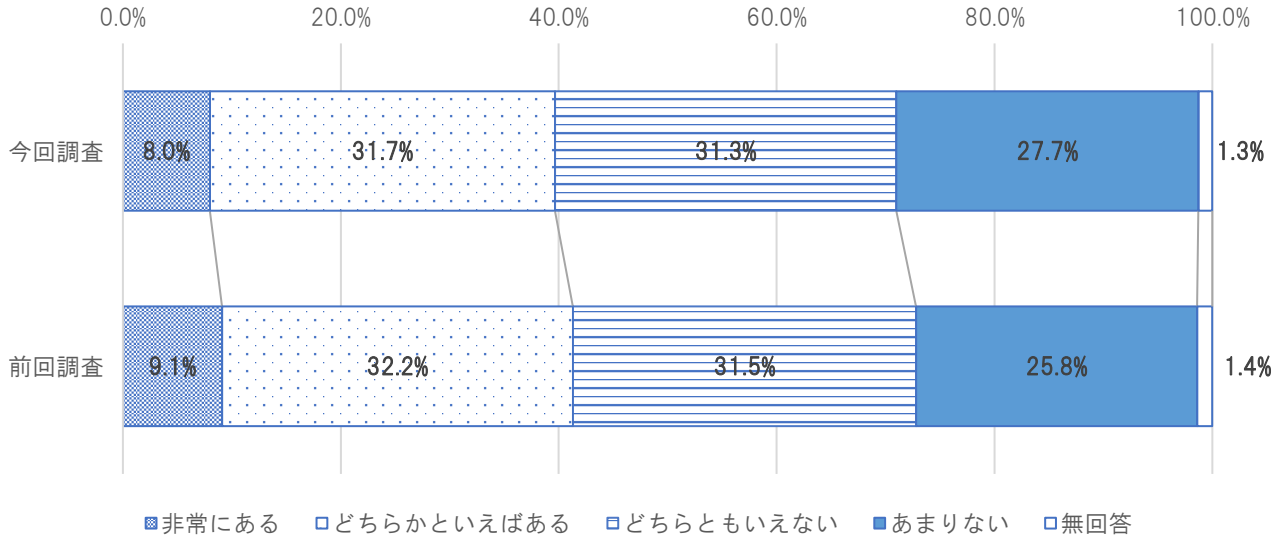

問８（２）　ボランティア活動をしていますか（○は１つ）

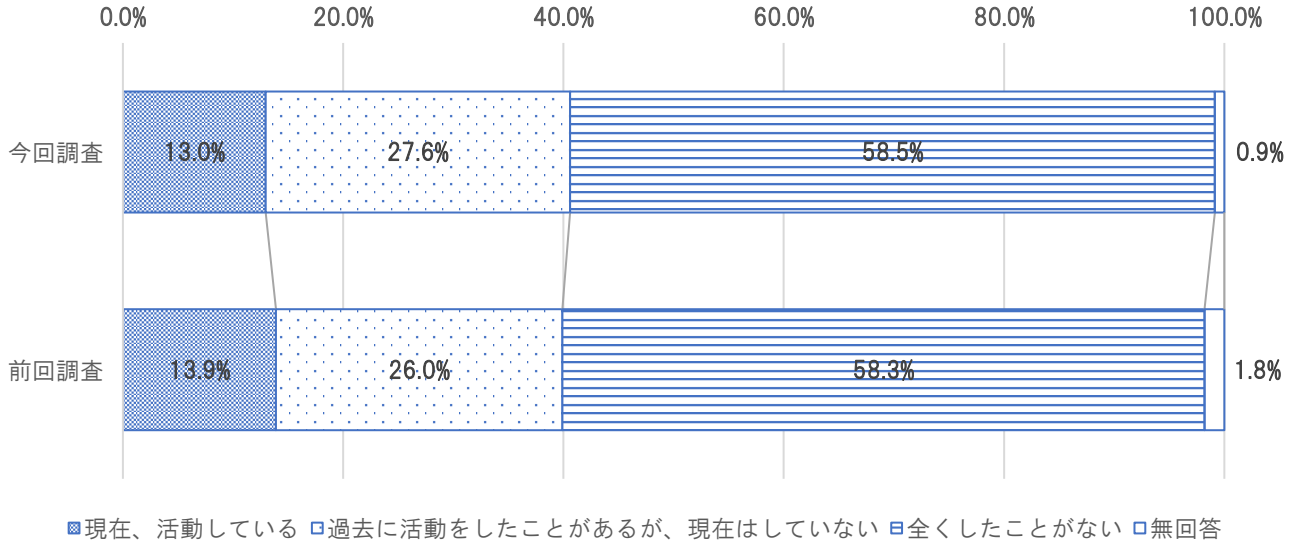

問８（３）　（２）で「１．現在、活動している」または「２．過去に活動をしたことがあるが、現在はしていない」を選択した方にお聞きします
ボランティア活動をはじめた主な理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

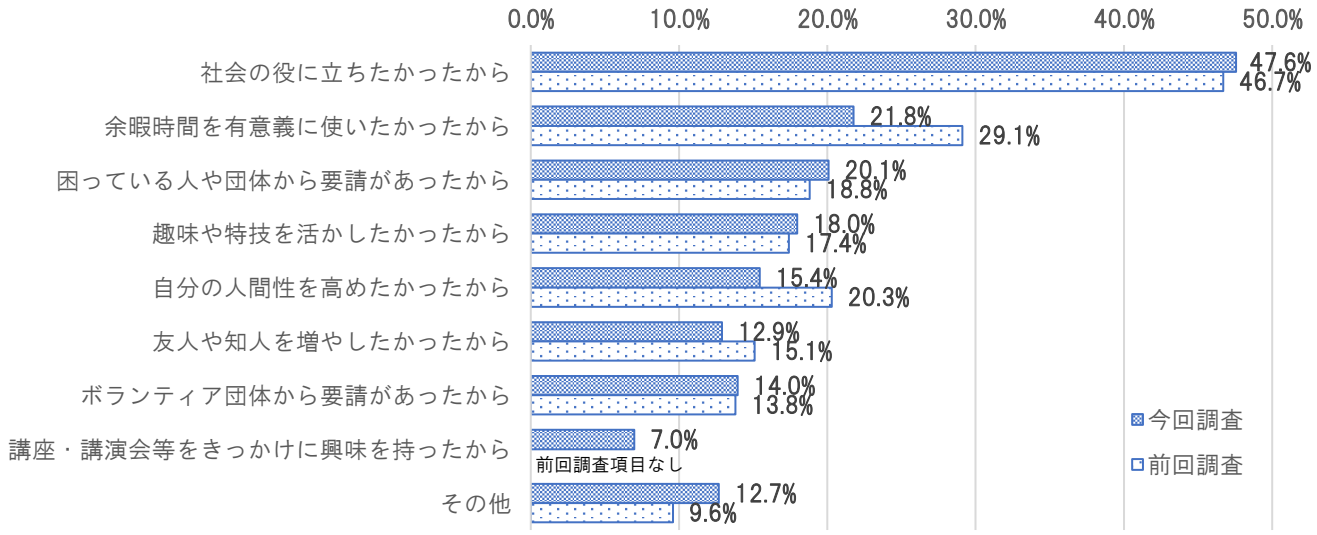

問８（４）　（２）で「２．過去に活動をしたことがあるが、現在はしていない」または「３．全くしたことがない」を選択した方にお聞きします
ボランティア活動をしていない主な理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

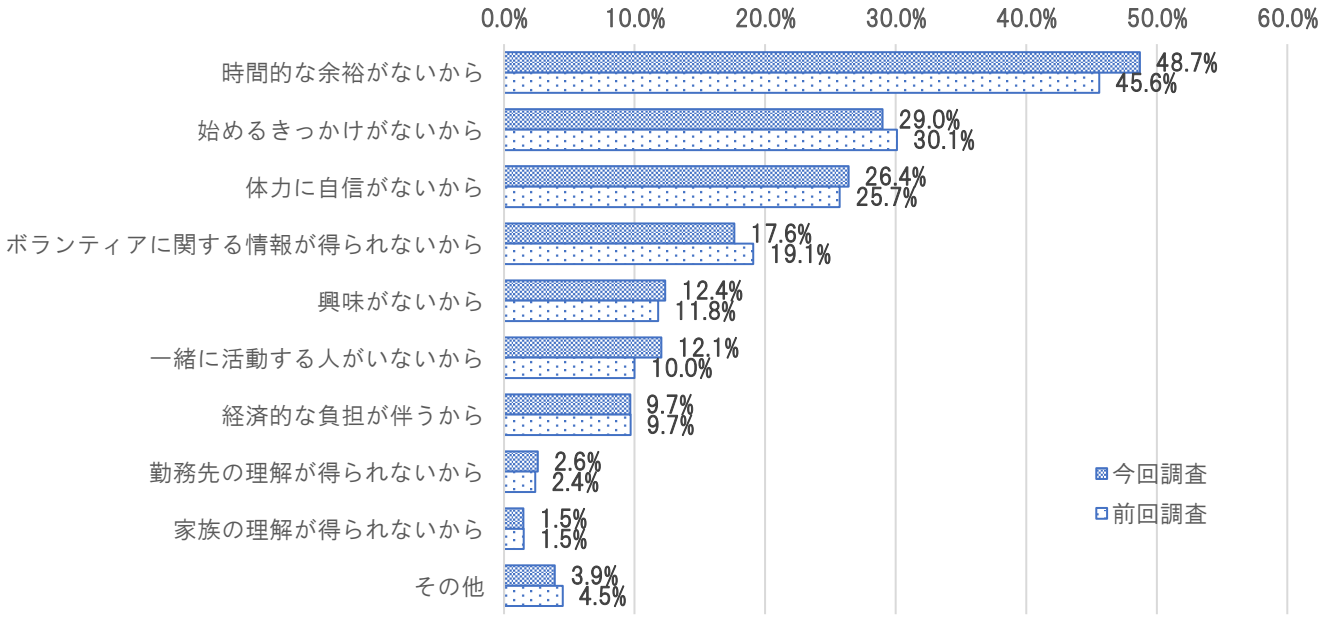

問９－１　協働のまちづくりを進めるうえで、町民自身が担う役割についてどう思いますか。
（それぞれの項目で、あてはまる番号１つに○）

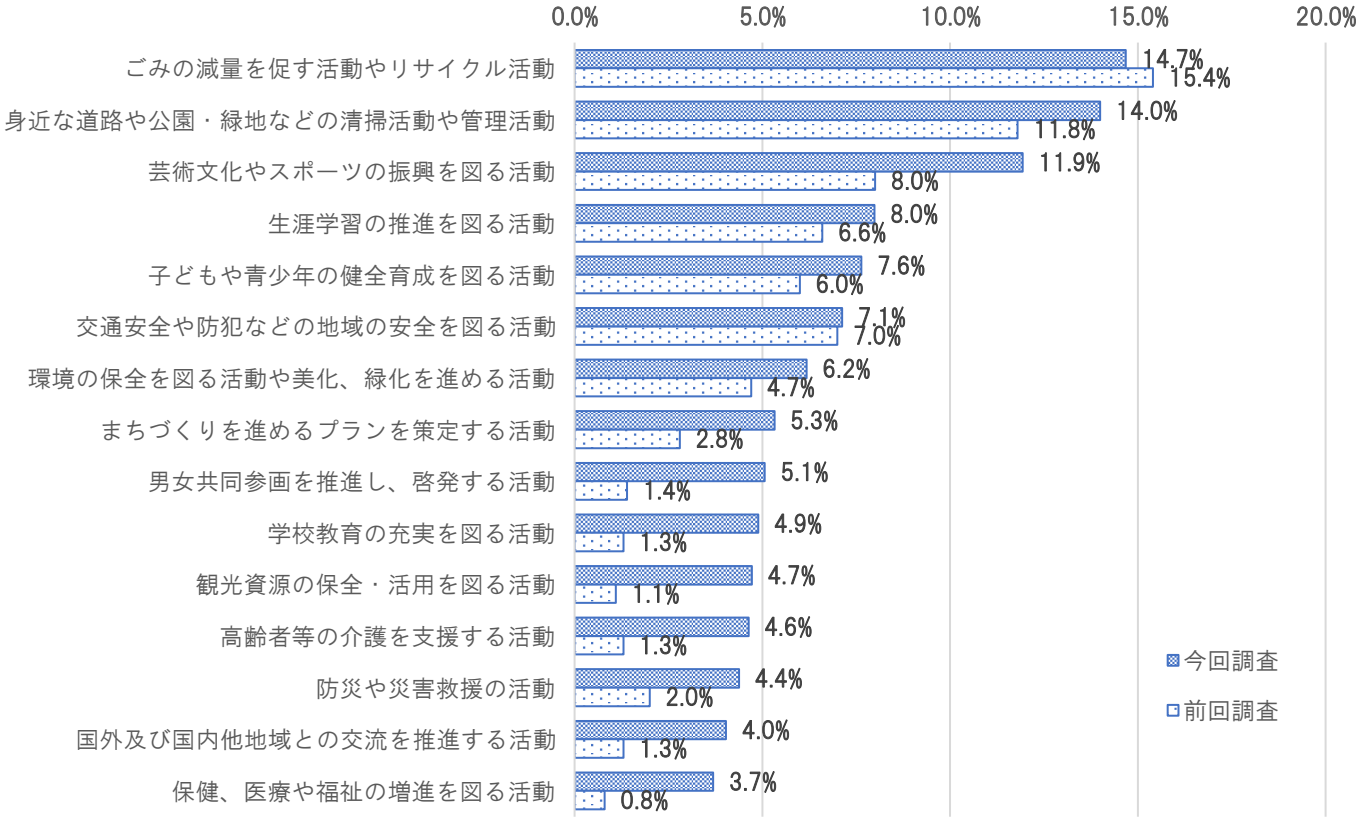

問 10（１）野木町の土地利用についておたずねします。
野木町におけるこれからの土地利用のあり方について、どのようにしていくべきだと思いますか。
（○は１つ）

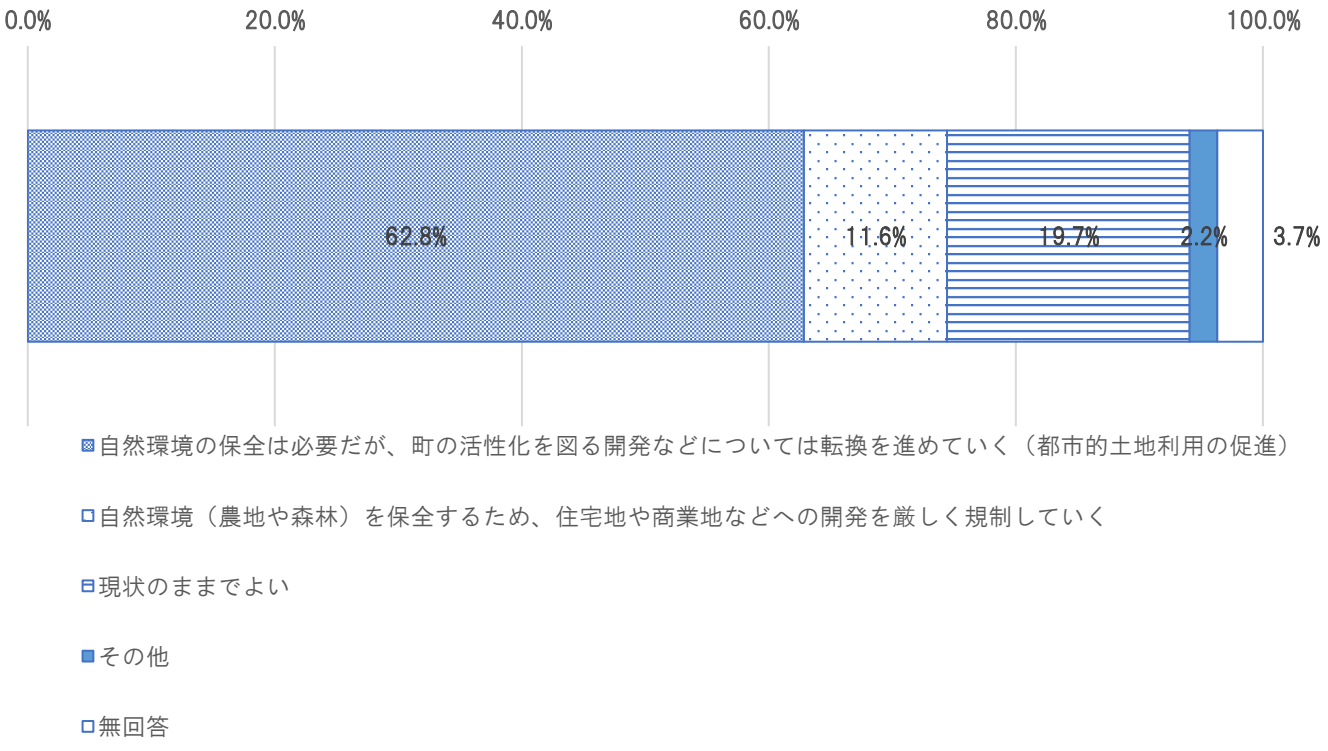

問 10（２）　野木町におけるこれからの商業地等のあり方について、どのようにしていくべきだと思いますか。（○は２つまで）

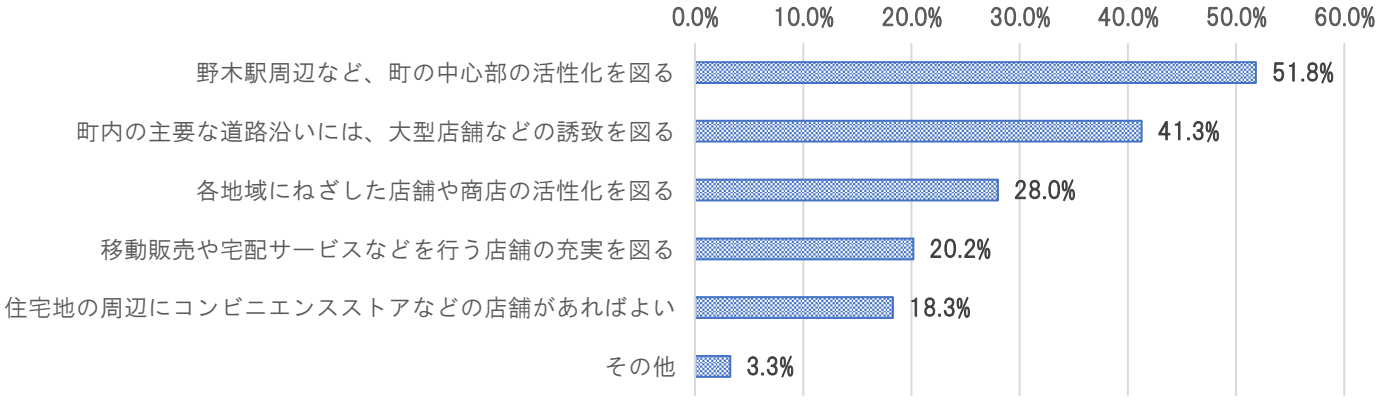

問 11（１）　魅力ある町の風景についておたずねします。
あなたにとって魅力ある野木町の風景はどんなところですか。（○は２つまで）

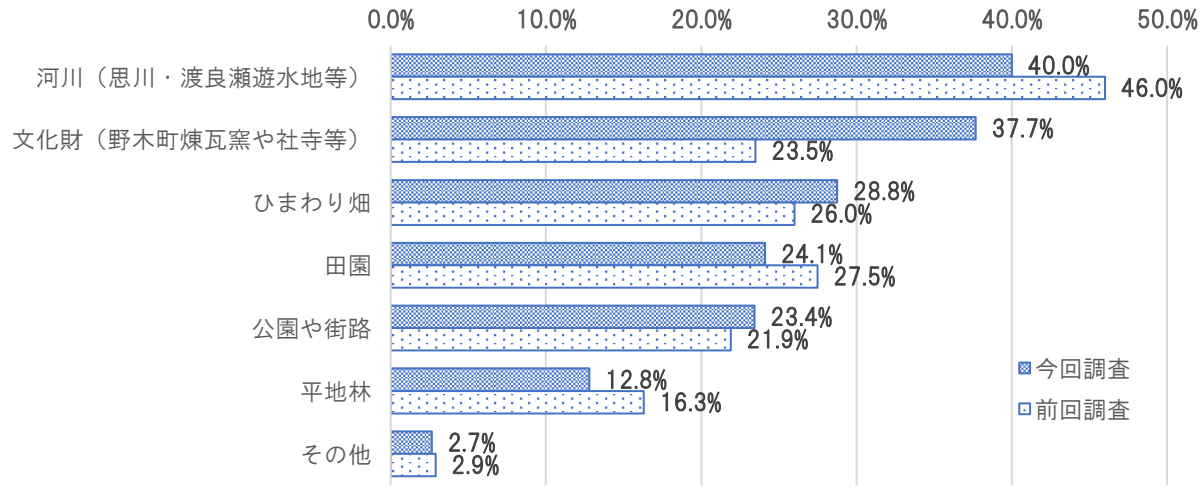

問 11（２）　魅力ある野木町の風景づくりのためには、何が重要だと思いますか。（○は２つまで）

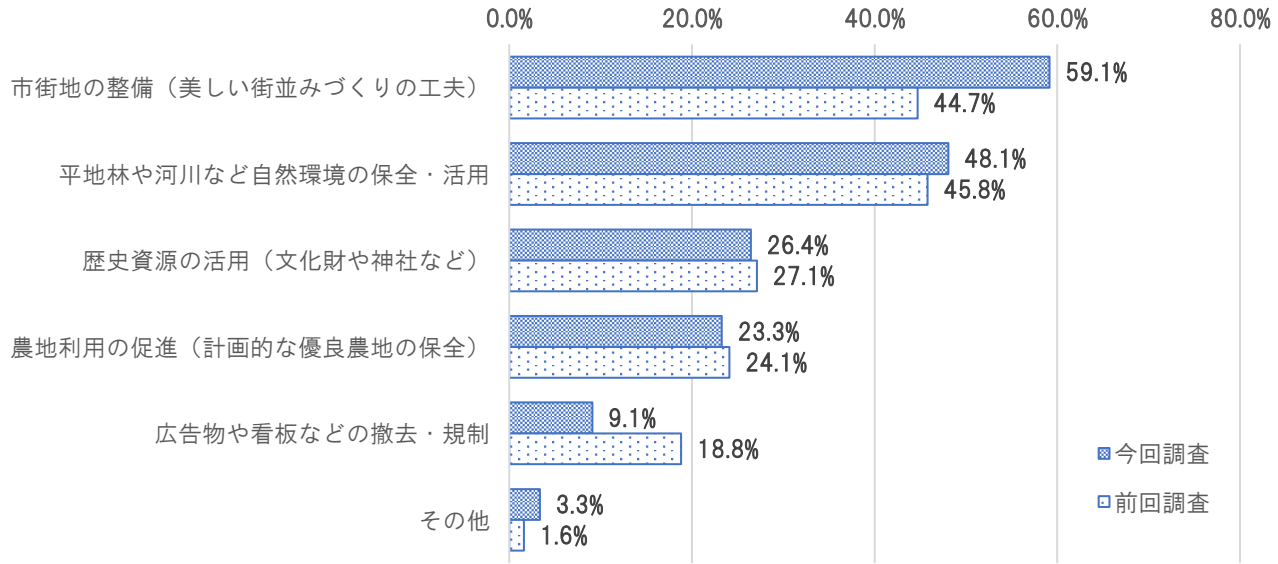

問 12（１）　『安全・安心のまちづくり』について、特に進めるべきと考えるものは何ですか。
（○は 3 つまで）

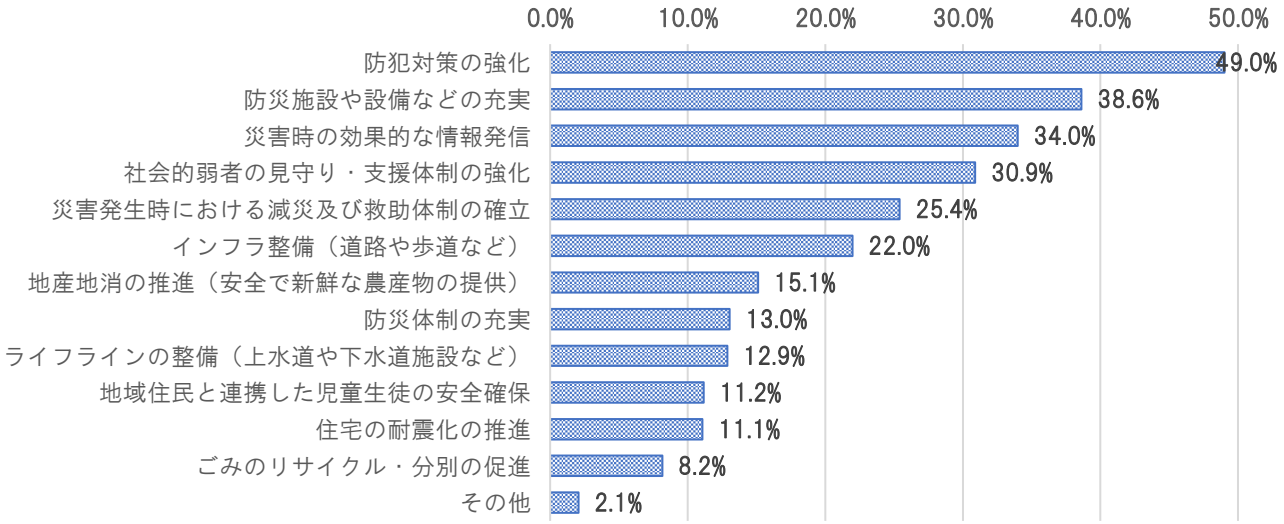

問 12（２）　『少子高齢化対策』について、特に進めるべきと考えるものは何ですか。
（○は 3 つまで）

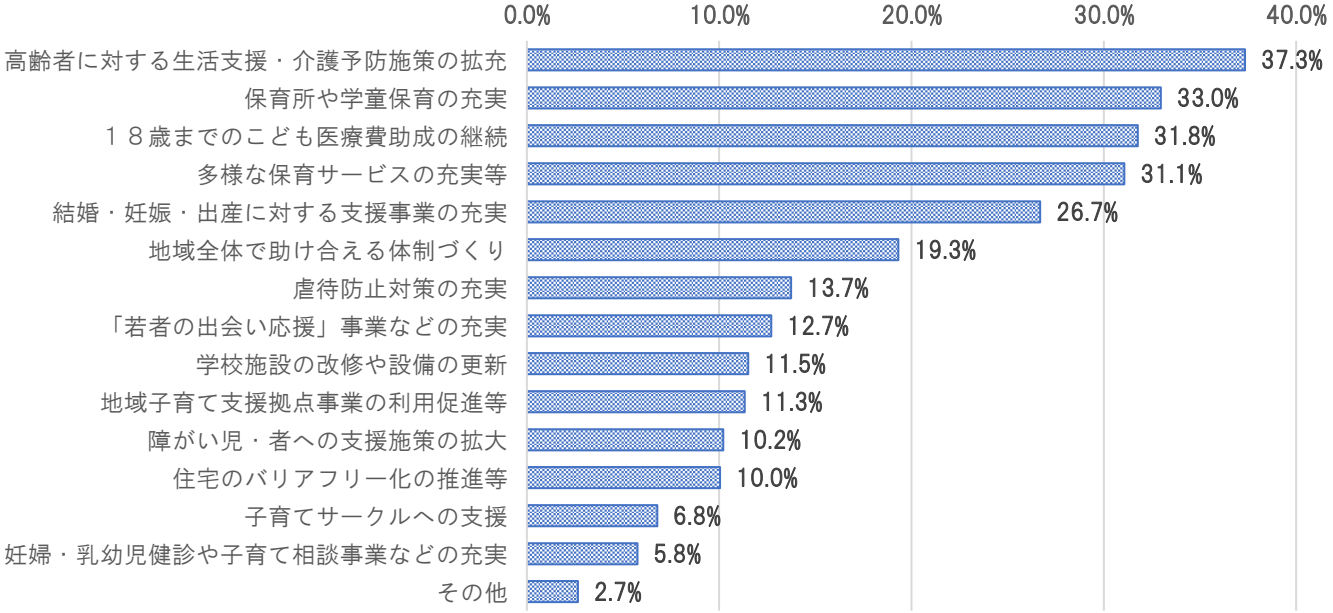

問 12（３）　『町の活性化策』について、特に進めるべきと考えるものは何ですか。
（〇は３つまで）

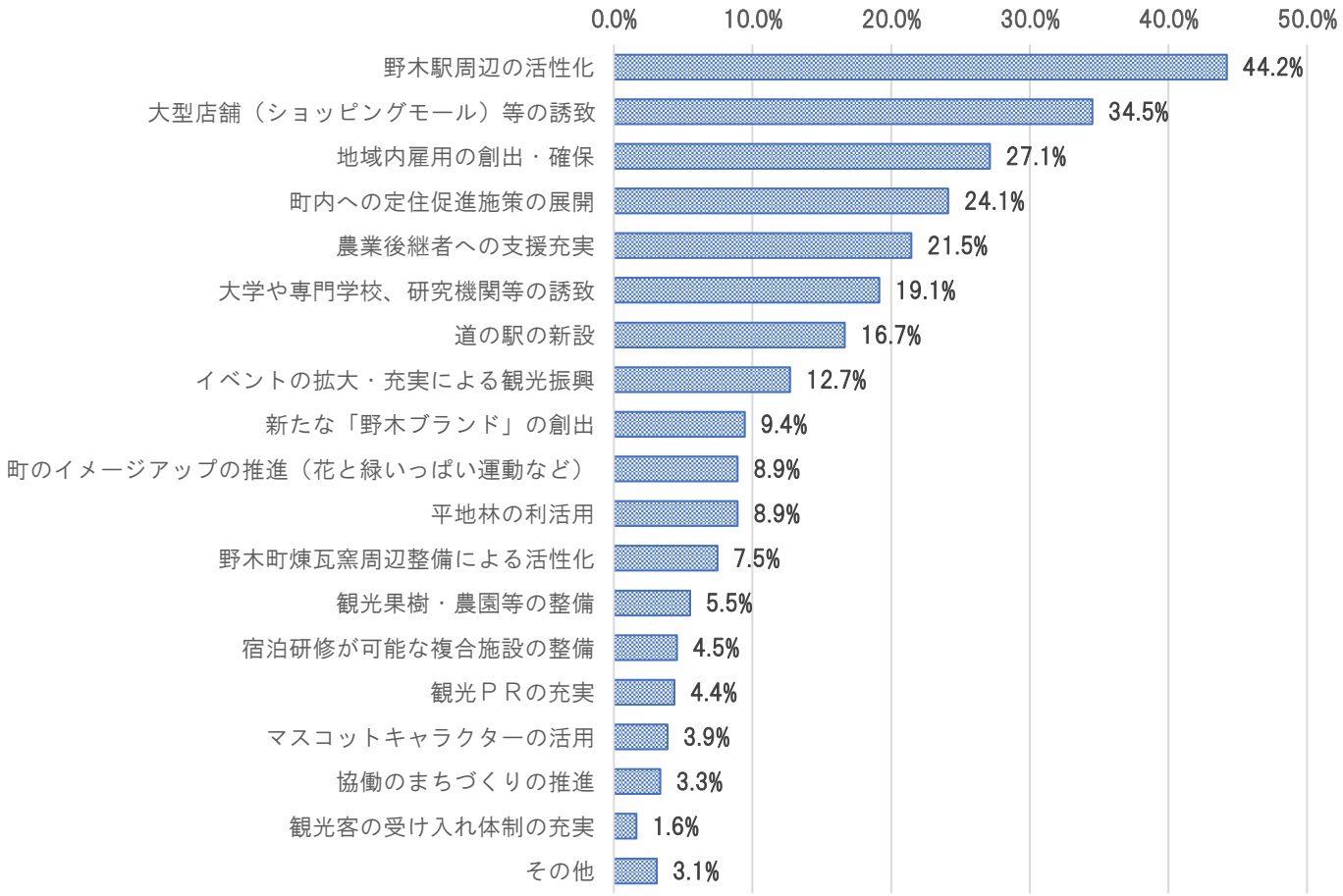

問１３（１）（２）野木町が進めているまちづくりについて、どのように感じていますか。それぞれの項目のまちづくりに対する現時点の（満足度・重要度）について、それぞれあてはまる番号１つに○をつけてください。

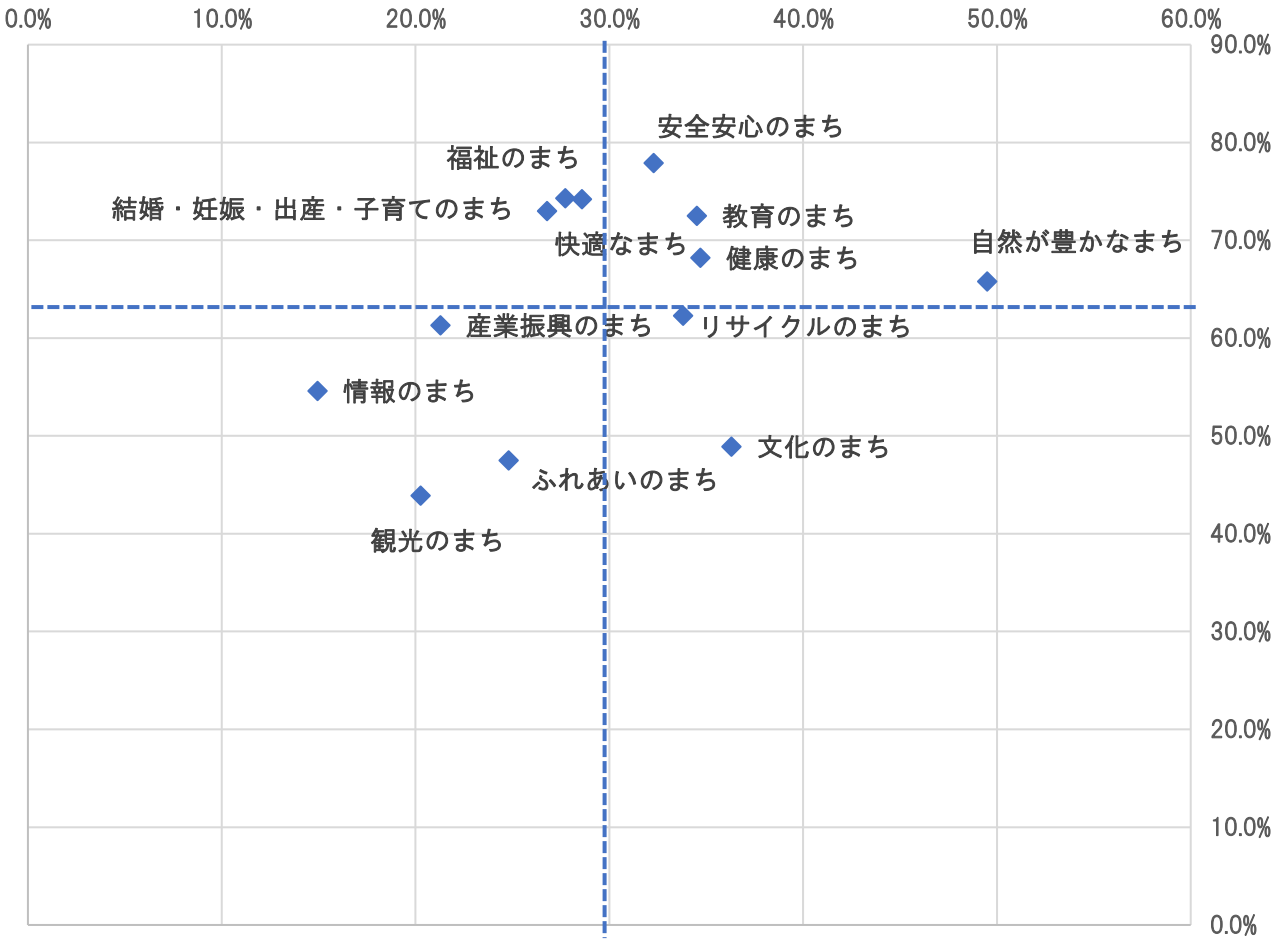

【満足度】

自然が豊かなまち	49.5%
文化のまち	36.3%
健康のまち	34.7%
教育のまち	34.5%
リサイクルのまち	33.8%
安全安心のまち	32.3%
快適なまち	28.5%
福祉のまち	27.8%
結婚・妊娠・出産・子育てのまち	26.8%
ふれあいのまち	24.8%
産業振興のまち	21.3%
観光のまち	20.3%
情報のまち	15.0%

【重要度】

安全安心のまち	77.9%
福祉のまち	74.3%
快適なまち	74.2%
結婚・妊娠・出産・子育てのまち	73.0%
教育のまち	72.5%
健康のまち	68.2%
自然が豊かなまち	65.8%
リサイクルのまち	62.3%
産業振興のまち	61.3%
情報のまち	54.6%
文化のまち	48.9%
ふれあいのまち	47.5%
観光のまち	43.9%

問 14　現在、国が推進している電子自治体等への取組について、あなたが注目することをあげてください。（〇は 2 つまで）

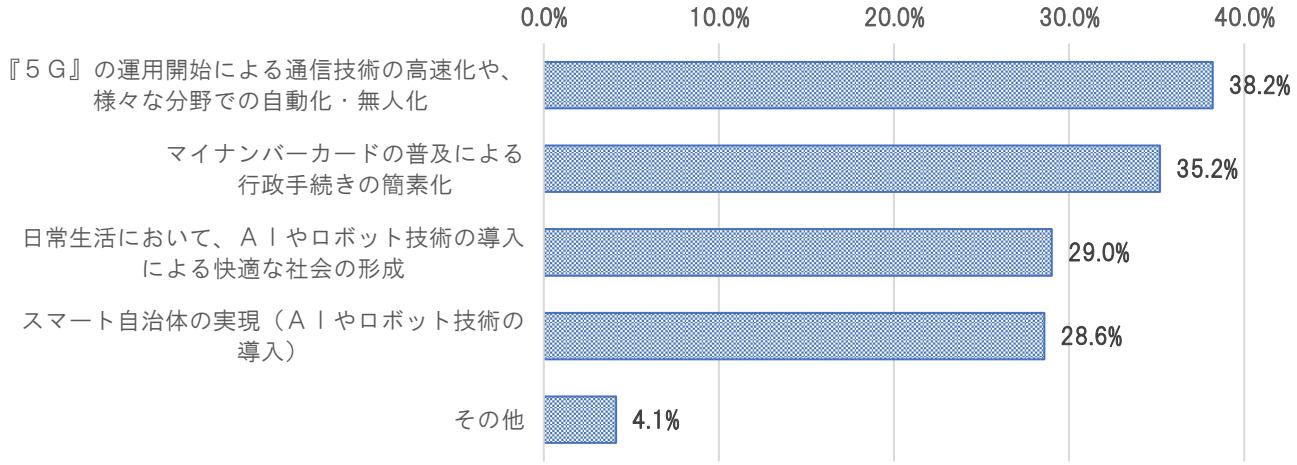

問 15　デジタル化（『５Ｇ』、『ソサエティ５．０』等）の進む社会の中で、今後町が優先的に取り組むべき先進的技術はどのようなものがよいと考えますか。（〇は 2 つまで）

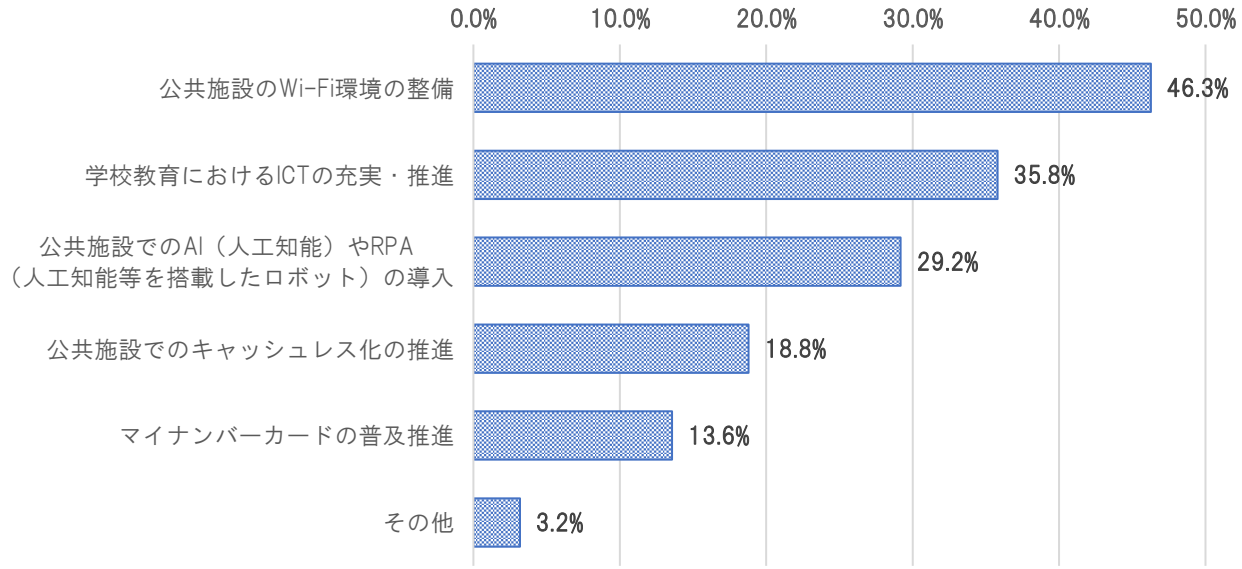

問 16　市町村合併についておたずねします。野木町と他の市町村との合併について、今後どのようにすることが良いと思いますか。（〇は１つ）

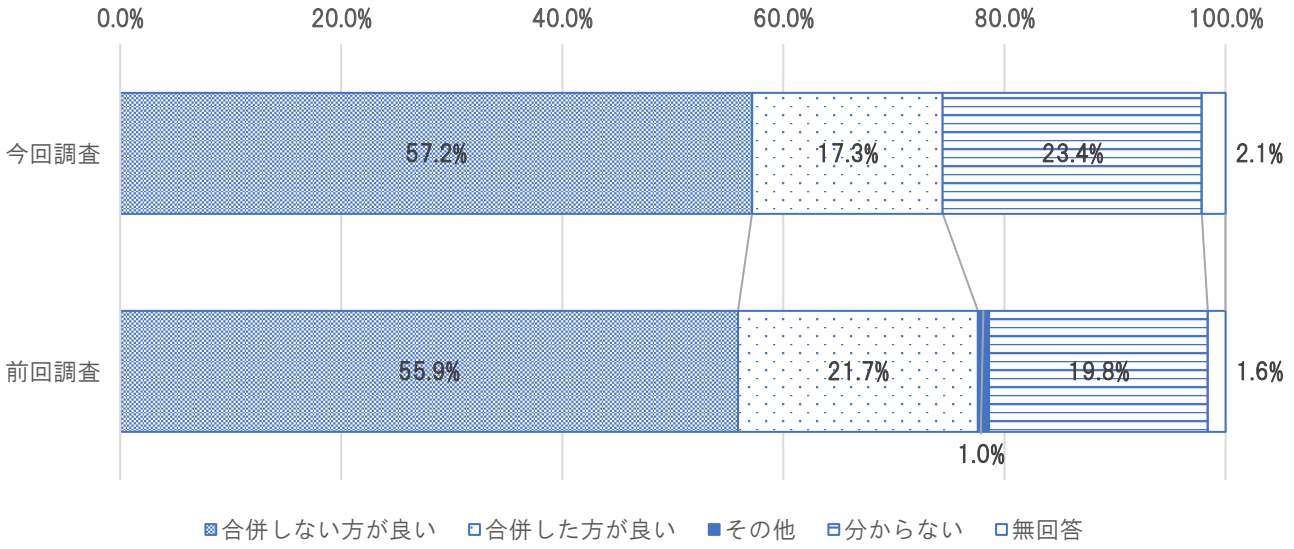

問 17　問１６で「合併した方が良い」に〇をつけた方にお聞きします
市町村合併について、野木町がどの市町と合併することが望ましいと思いますか。（〇は１つ）

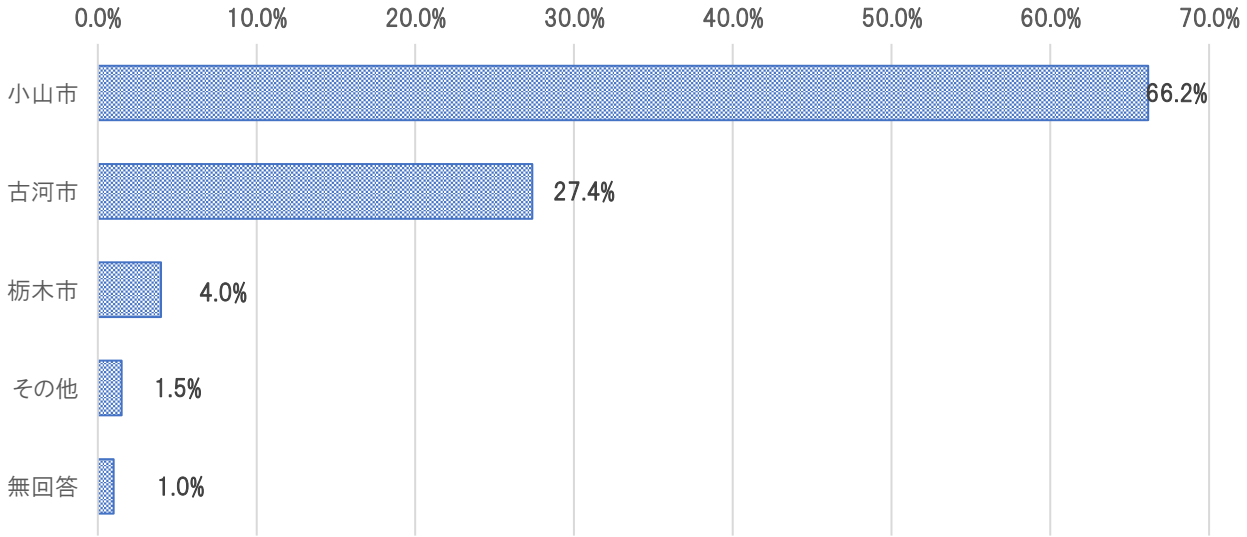

問 18　問１６で「合併した方が良い」に〇をつけた方にお聞きします

市町村合併については、一般的に次のようなメリット・効果があると考えられています。

あなたのお考えに近いものに〇印を付けてください。（〇は 2 つまで）

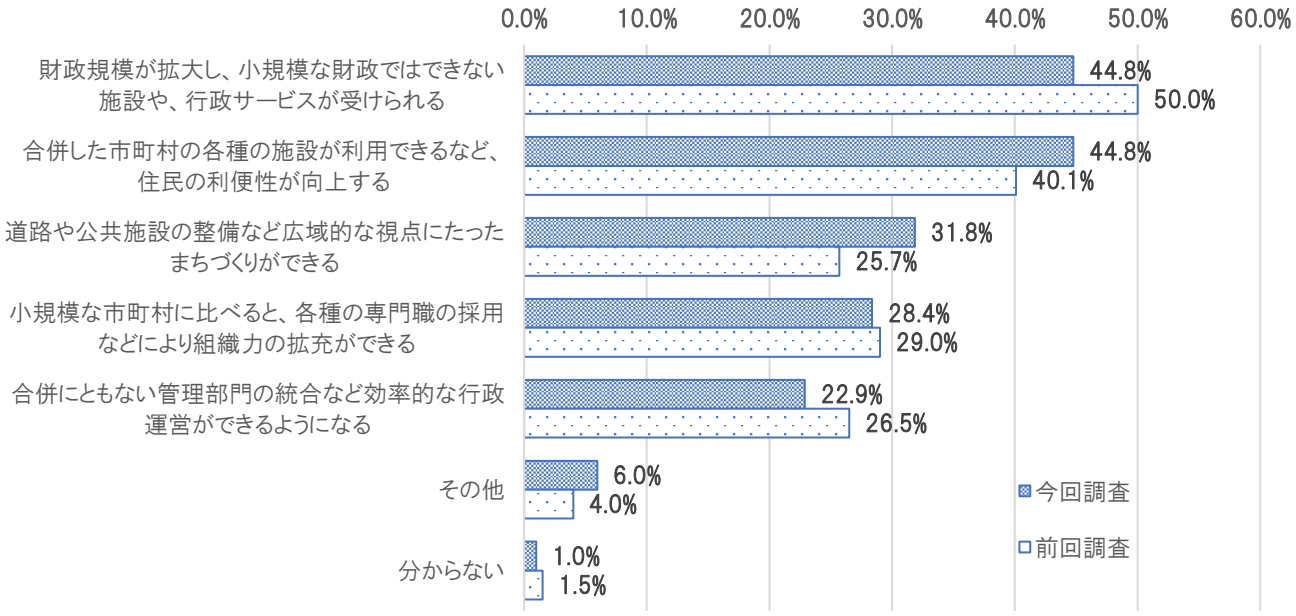

問 19　問１６で「合併しない方が良い」に〇をつけた方にお聞きします

市町村合併については、一般的に次のようなデメリット・悪影響があると考えられています。

あなたのお考えに近いものに〇印を付けてください。（〇は 2 つまで）

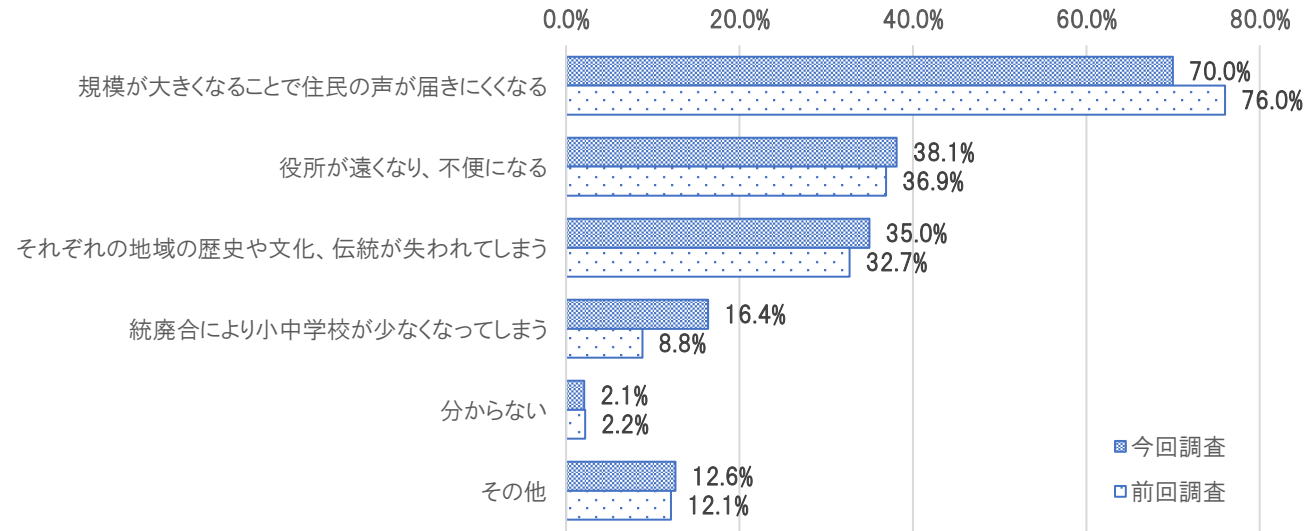

第８次野木町総合計画　キラリのぎプラン
後期基本計画
令和３年３月
＜編集・発行＞野木町
〒329-0195　栃木県下都賀郡野木町大字丸林５７１番地
野木町総合政策部政策課
TEL：0280-57-4101　FAX:0280-57-4190
野木町ホームページ URL：https://www.town.nogi.lg.jp/

栃木県　野木町
令和３年３月

野木町町民憲章

昭和 58 年２月制定

わたしたちは、野木町民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい豊かな郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

１　自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。

１　伝統を尊び、教養を高め文化の薫るまちをつくりましょう。

１　心ふれあう、安らぎのある住みよいまちをつくりましょう。

１　仕事にはげみ、活気ある豊かなまちをつくりましょう。

１　きまりを守り、平和な明るいまちをつくりましょう。